



特233

452

四年十二月
經濟調査及研究第九輯

商工省委囑調査

名古屋市に於ける小賣業經營の實態

名古屋商工會議所

始



時局經濟調査及研究第九輯刊行に際して

名古屋商工會議所

中小業者の救済は歴代内閣の懸案でありながら、尙ほ未だ総合的の解決は與へられてゐない。かくの如く中小業者の救済がはかばかしい進捗を見ない理由の一として指摘せられることは、中小業者の困窮の原因が複雑多岐に亘るのに對し、その實情を詳細に調査することが極めて困難なる事情に基いてゐる。尤もかつて六大都市その他に於ては、多數の調査員と巨額の費用をかけて商業調査が實施せられ、それは商業調査書として刊行せられてゐるか、其の後、今次事變以來の我國産業經濟の急激なる變動によつて配給機構も大きな變化を受けたため、それらの資料も今日では不適當となつてしまつた。従つて本所としても事變下に於ける本市中小商業の實情を明確にして、中小商業問題に對する認識を新にするの必要に迫られ、調査を實施せんとしてゐた矢先に商工省から全國三十都市の商工會議所を通じて夫々の都市の小賣業經營の實態を調査する旨の委嘱があつたので、本所はこの企てに對して欣然參加し、關係組合及愛知、名古屋、名古屋第二、名古屋第三の四商業學校の協力を得て、八月の猛暑を冒し本市小賣業二十九業種三千店につき調査を實施した。その集計結果は十月名古屋會議所時報（第十三號、第十四號）に連載すると共に、更に資料を詳細に集計整理し茲に時局經濟調査及研究第九輯として公刊する運びに至つた。本調査資料が中小商業問題の解決に對して何等かの貢獻をなし、且つこの方面の研究に關心を有せられる人士の御參考となれば編者の望外の幸とするところである。

昭和十四年十二月

目次

發行所寄贈本

第一章 總 說	一
第一節 調査の趣旨及内容	一
第二節 調査の施行經過	三
(一) 調査の準備	四
(二) 調査の實施	五
(三) 調査の成績	五
第二章 名古屋市小賣業經營の實態總觀	六
第一節 開業年 代	六
(一) 新規開業及營業の讓受の割合	九
(二) 新規開業及營業の讓受の割合	九
第二節 現在の營業狀態	二
第三節 開業前の店主の經歷と營業狀態との關係	五
(一) 開業前の店主の經歷	五
(二) 開業前の店主の經歷と營業狀態との關係	六



799
301

第四節 従業員数及それと營業状態との關係

二

(一) 従業員数.....一八

(二) 従業員数と營業状態との關係.....二

第五節 經營困難なる主なる理由

(一) 概 説.....二五

(二) 同業者の過剩.....二七

(三) 百貨店の壓迫.....二六

(四) 産業組合の壓迫.....二六

(五) 購買會の壓迫.....二九

(六) 公私設市場の壓迫.....二九

(七) 金融 融 難.....三〇

(八) 統制經濟の影響.....三〇

(九) 従業員 難.....三一

第六節 將來に對する見透

.....三五

第七節 最も近き同業者迄の距離及それと營業状態との關係

(一) 最も近き同業者迄の距離.....三七

(二) 最も近き同業者迄の距離と營業状態との關係.....四〇

第八節 三町以内の同業者数及それと營業状態との關係

(一) 三町以内の同業者の数.....四三

(二) 三町以内の同業者の数と營業状態との關係.....四七

第九節 常得意の最遠距離

.....五一

第三章 主要十業種の經營實態

第一節 米 穀 商.....四四

第二節 蔬菜果實商.....四四

第三節 酒 類 商.....四七

第四節 菓子パン商.....四八

第五節 薪 炭 商.....五三

第六節 家 具 商.....一〇三

第七節 吳 服 商.....一三三

第八節 小 間 物 商.....一三三

第九節 履 物 商.....一三三

第十節 藥 種 商.....一四一

三

名古屋市に於ける小賣業經營の實態

第一章 總 說

第一節 調査の趣旨及内容

商工省に於ては都市に於ける小賣業者の戰時統制經濟下の經營の實情を調査し、以て小賣業者の保持振興を圖る諸般の方策施設の計畫樹立の基礎資料となすべく、今夏六大都市を始め全國主要三十都市につき、小賣業經營の一齊調査を企圖せられ、七月中旬日本商工會議所を通じて關係三十商工會議所に調査依頼があつたので、本所に於ても後述の通り關係組合及愛知、名古屋、名古屋第二、名古屋第三の四商業學校の援助を得て、八月二十二、三の兩日に亘り市内小賣商店約三千につき調査を實施したのである。

今回の小賣業經營調査票は卷末添付の調査票の通りであるが、今之れにつき簡単に説明すると次の通りである。

(一) 調査業種

- | | | |
|---------|---------|-------|
| 1 米穀商 | 2 蔬菜果實商 | 3 魚商 |
| 4 乾物商 | 5 肉類商 | 6 酒類商 |
| 7 菓子パン商 | 8 食料品商 | 9 薪炭商 |

10 家具商	11 瀬戸物商	12 金物商
13 呉服商	14 洋服商	15 婦人子供服商
16 夜具蒲團商	17 洋品雜貨商	18 文房具商
19 玩具商	20 小間物商	21 靴商
22 履物商	23 藥種商	24 時計眼鏡貴金屬商
25 電氣器具商	26 ラヂオ蓄音器商	27 書籍雜誌商
28 荒物商	29 萬屋	

二

以上の二十九業種であるが、20小間物商の中には化粧品商も包含せられ、29の萬屋は異なる五つ以上の業種に屬する商品を取扱つてゐる店舗を指すことになつてゐる。

(二) 調査事項

次の十一項目であるが出来得る限り記入洩れのなきを期する爲めその記入の極めて簡單なる事項に止め、六の營業状態の如きも詳細なる計算の記入を要求することなく、業者の主観による黒字赤字の別の記入を求めたに過ぎない。

- 一、調査業種
- 二、開業年月
- 三、新規開業及營業譲受の割合
- 四、開業前の店主の經歷

- 五、従業員數
 - 六、現在の營業状態
 - 七、經營困難なる主なる理由
 - 八、將來に對する見透
 - 九、最も近き同業者迄の距離
 - 一〇、三町以内の同業者數
 - 一一、常得意の最遠距離
- (三) 調査の日時 凡て昭和十四年八月一日現在の事實とす。
- (四) 調査店數及其の選定方法
- 一、前記二十九業種につき、各其業種の店舗總數の二割を標準とし、六大都市に於ては最低五〇店、最高二〇〇店とし、五〇店以下のときは全店調査すること。(尙ほこの店舗數選定方針は其の後最高二〇〇店、二〇〇店未滿の業種に付ては全店を調査することに改められたのであつたが、本所に於ては既に調査實施日も目睫に切迫して居りこれに應じ得なかつたのは遺憾であつた)。
 - 二、經營調査を行ふべき店舗は市内全地域に亘り、且つ大中小各規模のものを凡て包含すること。

第二節 調査の施行經過

三

(一) 調査の準備

今回の調査要項は前述の通りであるが、當所に於ては七月中旬日商よりの通報に接するや取敢へず愛知商業、名古屋商業、名古屋第二商業、名古屋第三商業の四商業學校に對し援助方を依頼し、七月末の調査打合せの打合を俟つて調査すべき店舗の選定に着手したが、本調査は一部の抜取調査であることと、本調査の目的は小賣業者の經營の實情を調査し、その保持振興策の基礎資料となすためとなつてゐるも、この調査の結果は目下小賣業改善調査委員會に於て研究立案中の小賣業許可制の内容にも重大なる影響を有するものとも考へられるので、その選定に對しては極めて慎重なる態度を以て臨み、調査業種中既に組合の結成されてゐるものについては八月三日組合代表者の參集を乞ひ、本調査の目的並に調査方針を詳細に説明し、これに最も適當と考へられる店舗の選定方を依頼し、組合のない業種に就ては當所に於て商工相談所備付の營業者カードによつて選定をなし、八月十日調査すべき店舗の選定を終つたのであつた。

かくて得た調査すべき店舗總數は總計二、八五四店であつたが、その區別は次の如く、全市内に行き亘ると共に大體各區の總店舗數に比例したものであつた。

千種區	一五六店	東區	四九〇店
西區	四二九店	中村區	二二一店
中區	七七六店	昭和區	二九三店
熱田區	二二五店	中川區	一〇九店
港區	六九店	南區	一〇六店

(二) 調査の実施

かくて諸般の準備を了し、八月十八日當所より右二、八五四店に對し依頼狀と共に調査票及記入注意事項を送附し、二十一日迄に夫々記入方を依頼し置き、二十二、三の兩日愛知、名古屋、名古屋第二、名古屋第三の四商業學校の職員及生徒四百二十名の勤務奉仕の下に調査票の蒐集を實施し、記入間違や記入不備のものは生徒に於て調査の上記入し、一旦蒐集した調査票についても不備のものは更に再調査を行ふ等極力記入洩れを防いだ。

(三) 調査の成績

前記の如く今回の調査票の蒐集に當つては、四商業學校生徒の奉仕を得、直接調査店舗に赴き之を蒐集したので、全調査店舗の約九五%に當る二、七〇二店より調査票の提出を受くることを得たと共に、生徒諸君の努力により、各事項共記入洩れのもの極めて僅少に止まつたことは從來のこの種調査の成績に較べ實に格段の好成績と云ふべく、關係各位の絶大なる御援助の賜と感謝の至りに堪えない。業種別に見た調査票提出店舗の數は左の如くである。

業種		報告店數	業種		報告店數
(一) 米	穀商	一九四	(一) 蔬菜	果實商	二二二
(二) 魚	商	四六	(二) 乾物	商	六〇
(三) 肉類	商	八七	(三) 酒類	商	二〇〇
(四) 菓子	商	一七八	(四) 食料	品商	五〇
(五) 耕炭	商	一五七	(五) 家具	商	一一五
			(六) 家具	商	五

(一) 瀬戸物商	五一	(三) 金物商	七七
(二) 呉服商	九八	(四) 洋服商	六一
(三) 婦人子供服商	四九	(五) 夜具蒲團商	四八
(四) 洋品雜貨商	八九	(六) 文房具商	六七
(五) 玩具商	一四	(七) 小間物商	一五三
(六) 靴商	六六	(八) 履物商	一三三
(七) 藥種商	一七七	(九) 時計眼鏡貴金屬商	六五
(八) 電氣器具商	五〇	(一〇) ラヂオ蓄音器商	七〇
(九) 書籍雜誌商	五七	(一一) 荒物商	四〇
(一〇) 萬屋	三九	合計	二、七〇二

(一業種平均九三店強)

第二章 名古屋市小賣業經營の實態總觀

第一節 開業狀態

(一) 開業年代

この開業年代の調査によつては、その業種の需要増加の推移の狀態を辿り得ると共に、業者の新陳代謝の模様を知

り得、古くから存する業種にて新しき年代に開業の店舗の多きものは一面に於てその繼續年数の比較的短いものなることを示してゐるものと云へる。今回の調査の結果を、明治以前、明治年代、大正年代、昭和年代の四に大別して見ると次の如くなつてゐる。

第一表 開業年代

年 代	店 数	百 分 比
明 治 以 前	九一	三・三九
明 治 年 代	五四七	一〇・四〇
大 正 年 代	九九五	三七・一〇
昭 和 年 代	一、〇四九	三九・一一
合 計	二、六八二	一〇〇・〇〇

(註) 不明又は記入洩れのもの集計より除く、以下同じ)

即ち昭和年代に開業のものが最も多く、大正年代之に次ぎ、續いて明治年代、明治以前となつて居り、矢張り新しい年代に出來た店が多く、七割五分以上が大正以後に出來たものであり、明治以前より續いてゐるものは極く少數に過ぎない。

明治以前 この時代から續いてゐる店の多いのは荒物商が第一で、同業種報告店舗数の一五・〇〇%に當つて居り、之に次いで乾物商(一一・六七%)、菓子パン商(八・〇〇%)、瀬戸物商(七・八四%)、玩具商(七・一四%)、夜具蒲團商(六・二五%)、薪炭商(五・一三%)等が比較的多くなつてゐる。洋服商、婦人子供服商、靴商、電氣器具商、ラヂオ蓄

音器商が全然この年代に存在してゐないのは當然のことであるが、呉服商で明治以前から續いてゐるものが一軒も無かつたのは些か意外に感じるところである。

明治年代 この年代に開業して現在まで續いて來たものゝ多いのは米穀商が第一で報告店舗の三三・五一%に達し、之に次いで乾物商も三三・三三%となつてゐる。二〇%を超える業種には酒類商(二九・五〇%)、蔬菜果實商(二九・四一%)、玩具商(二八・五七%)、履物商(二五・七六%)、萬屋(二五・六四%)、瀬戸物商(二一・五七%)、家具商(二一・〇五%)、菓子パン商(二〇・五七%)、薪炭商(二〇・五一%)の外、明治以前に全然無かつた呉服商も、明治年代に開業のもの二一・六五%となつてゐる。この年代に於ても婦人子供服商、ラヂオ蓄音器商は未だ極く僅少に過ぎない。

大正年代 この年代になつて開業者の最も多いのは藥種商で、同業種報告店舗数の五八・一九%がこの年代の開業者となつてゐるが、これは賣藥新製品がこの時代に續出し、店舗營業が可能となつて來、從來の賣藥行商を壓迫して來たによるものと考へられる。洋服が一般化し、廣く各學校の制服の制定を見たのもこの年代で、従つてこの時代に洋服商の開業したのも五五・七四%に達してゐる。書籍雜誌商が五四・三九%で之に次いでゐるのも、この年代になつて一般の教養程度が非常に向の上し、書籍雜誌に對する需要が急増した事情を反映してゐるものと云へる。この外この年代の開業者の割合が四〇%以上を占めてゐる業種には、家具商(四五・六二%)、乾物商(四一・六七%)、靴商(四一・五四%)、呉服商(四〇・二二%)、食料品商(四〇・〇〇%)がある。他方この年代に開業の少い業種を見るに、婦人子供服商が八・一六%で一番少くなつてゐるのはその商業の發達した事情から見て當然のことであるが、之に次いで文房具商が二三・八八%、薪炭商が二六・九二%で二十九業種の平均の三七・一〇%に比し、遙かに低位にあるのは、之

等の經營が極めて困難で、永續するものが少いことを示してゐるものであらう。

昭和年代 この年代の開業は第一表の如く三九・一一%で他に較べて最も多くなつてゐるが、業種別に見てこの年代には入つての開業の店舗の割合が特に多くなつてゐるものはその歴史の新しい業種か、人口増加により需要の激増を來したのか、或は又經營が比較的永續性のしないものだとも云へるであらう。即ち婦人子供服商(八五・七二%)、ラヂオ蓄音器商(六五・七一%)、電氣器具商(五八・〇〇%)の如きは大體新しい歴史しか有してゐない商賣だと云へるし、文房具商(五九・七〇%)、肉類商(五六・四七%)、魚商、食料品商(各五〇・〇〇%)、洋品雜貨商(四八・三二%)、薪炭商(四七・四四%)、小間物商(四五・七五%)等は大體に於てその經營の永續性の少いものと云へよう。逆に比較的永續性の多いものとして昭和年代開業の少いものを拾つて見ると、乾物商の一三・三三%が最も永續性のあつるものと云ひ得べく、藥種商の二四・八六%、洋服商の二六・二三%、蔬菜果實商の二六・九六%、玩具商の二八・五七%、酒類商の二九・〇〇%、米穀商の二九・三二%等がある。

(二) 新規開業及營業の讓受の割合

次に開業の際、新規に開業したものと、既存の營業を讓受けて開業したものととの割合はどうなつてゐるかを見ると各業種ともに新規開業が絶對的に多くなつて居り、第二表の如く全體の八割六分は新規營業である。

第二表 新規開業、營業の讓受の割合

新規開業	報告店舗數	百分比
二、二九八	二、二九八	八五・八七

營業の讓受	三七八	一四・一三
合 計	二、六七六	一〇〇・〇〇

業種別に見て新規開業が極めて多いのは、玩具商(一〇〇・〇〇%)、金物商(九四・八一%)、靴商(九二・三三%)、食料品商(九二・〇〇%)、婦人子供服商(九一・八四%)、呉服商(九一・七五%)、洋品雜貨商(九一・〇一%)、電氣器具商(九〇・〇〇%)があり、大體に於て、定まつた常得意を有しない業種か、新しい歴史の業種と云へる。之に反し營業の讓受が比較的多くなつてゐる業種は文房具商(二・三九%)、乾物商(二・六七%)、夜具蒲團商(二〇・八三%)、米穀商(二〇・五三%)、肉類商(二〇・二四%)、蔬菜果實商(一七・八二%)、菓子パン商(一七・二四%)等があるが、その中文房具商は割合廢業者が多い上に通常學校の附近でなければ到底經營が維持し難く、従つて最もその營業の場所が制限せられてゐる爲めに營業の讓受が比較的になつてゐるものと見られ、他のものも大體附近に一定數以上の顧客を有することを要する性質のもので、營業を讓受けることにより最初から附近に一定數の顧客を確保して開業するを有利と考へられる業種の様である。尤も營業の讓受の多いのは一應廢業者が比較的多いからとも見られるが、名古屋市では廢業した後に同じ種類の營業が出来ることが少く却つて他種の營業が始められるのが多いのではないかと思はれるし、調査の結果から推察しても前記の理由によることが多いのではないかと考へる次第である。

次に開業年代の異なるにつれて、新規開業と營業の讓受の割合はどう變つて來てゐるかを見ると、第三表の如くなつてゐる。

第三表 開業年代による新規開業營業の讓受の割合の變遷

年 代	新規開業店數(同上百分比)	營業の讓受店數(同上百分比)
明治以前	六六(七四・二六)	二三(二五・八四)
明治年代	四七〇(六六・四)	七五(二二・六)
大正年代	八七五(七九・四)	一一〇(一二・六)
昭和年代	八八七(八四・七)	三七八(二五・六)

即ち明治以前に於ては營業の自由が充分に認められて居らず、分家暖簾別等による新規開業の外は、既存の營業の讓受をなして開業するを要したため、營業の讓受の割合が二六・八四%に達して居り最も多くなつてゐるが、明治、大正となるにつれ、營業の自由の認められると共に、我國經濟の急激なる進展につれて、都市は大膨脹を遂げ、爲めに配給部門も亦大なる發達を見、之に吸収せられる人口も次第に多くなり、従つてこの年代では殆ど新規開業のみとなつてゐる。然し昭和年代に入るに及び漸く業者の過剰を來すと共に、他面、百貨店、購買會、生産者の直接販賣進出等の壓迫を蒙り、小賣業の經營は極めて困難となり廢業するもの續出し、再び營業の讓受の割合が増加を示して來てゐる。

業種別に見て、昭和には入つて營業の讓受の割合が急に増加して來てゐるものは、蔬菜果實商、肉類商、履物商、夜具蒲團商等であるが、之に反して金物商は昭和年代の開業店數三十の中、營業の讓受による開業は全然無いと云ふ現象を示してゐる。其他詳細は卷末統計を参照せられたい。

第二節 現在の營業狀態

現今小賣業者の經營狀態は非常に苦しいと云はれてゐるが、黒字と赤字の割合はどんな狀態になつてゐるのであらうか。又それと今回調査の各種の事項との關係はどうなつてゐるのであらうか。之等を知る爲めに調査票には「現在の營業狀態」なる欄を設け、黒字赤字の記入を求めたが、この黒字赤字と云ふのは現在家族の生活に必要な最少限度の家計費を含めて黒字か赤字かを意味するものであり、然かも詳細な計算の記入を要求したものでなく、一に業者の主觀的判斷に委したので、従つて今回の記入は業者の見當によつて記入せられたものが多いことと思はれる。而してかくの如く業者の主觀に委した記入の時は、從來の調査の例に徴すれば、相當赤字に偏倚するものゝ様であるに拘らず、今回の報告の結果が第四表の如く、黒字のものゝ及損益なものゝ合計五六%、赤字のものが四四%で、赤字のものが黒字のものよりも少かつた。(尙ほ調査の當時米穀商が玄米の値上りと白米小賣價格据置による利潤皆無となり居たる爲め、非常に經營が困難となつて居り、その八割までが赤字と記入してゐたことは全體的に見て赤字の率を幾分高めてゐる)。

第四表 現在の營業狀態

損益別	報告店數	百分比
黒字のもの	一、四八四	五五・〇二
損益なきもの	二四	〇・八九
赤字のもの	一、一八九	四四・〇九
合計	二、六九七	一〇〇・〇〇

次に二十九業種を現在の營業狀態の良好なものゝ順に並べて見ると第五表の如くで、黒字のものゝ最も多い業種は

時計眼鏡貴金屬商、雜品雜貨商及婦人子供服商の三つで、何れも黒字のものが七〇%を超えてゐるが、之等は主として最近の急激な需要の増加によるものと考へられる。黒字のものが六〇%以上のもは呉服商を始めとして九業種、五〇%以上のものは菓子パン商を始め十業種で、以上の二十二業種が赤字より黒字のものゝ方が多くなつてゐる。残りの七業種が黒字より赤字のものゝ方が多くなつて居り、黒字のものが四〇%臺のものは瀬戸物商、家具商、薪炭商、荒物商の四、同じく三〇%臺のものは肉類商、靴商の二で、米穀商のみは前述の理由から黒字のもの一七・五三%に過ぎない。尙ほ之等赤字の理由については後に「經營困難なる理由」のところにて詳述することゝする。

第五表 業種別現在の營業狀態良好の順位 (黒字のものゝ率の大小による。太線以下は赤字の方多きものなり。)

順位	業種	黒字のもの	損益なきもの	赤字のもの
一	時計眼鏡貴金屬商	七二・三一	〇・〇〇	二七・六九
二	洋品雜貨商	七一・九一	〇・〇〇	二八・〇九
三	婦人子供服商	七一・四三	二・〇四	二六・五三
四	呉服商	六九・三九	〇・〇〇	三〇・六一
五	食料品商	六八・〇〇	二・〇〇	三〇・〇〇
六	藥種商	六六・六七	〇・五六	三二・七七
七	魚物商	六五・二二	〇・〇〇	三四・七八
八	履物商	六四・八八	一・五三	三三・五九
九	乾物商	六四・四一	〇・〇〇	三五・五九

二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇
靴	肉	荒	薪	家	瀬	ラ	書	酒	文	金	玩	洋	電	夜	菓	小	蔬	萬
					戸	ヂ	籍			房			氣	具	子	菜		
					物	オ	雜	類		物	具	服	器	蒲	間	果		
					物	蓄	誌		具				具	團	物	實		
					商	音	器											
商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	屋
三四・八五	三八・三七	四二・五〇	四四・五九	四六・〇九	四七・〇六	五〇・〇〇	五二・六三	五四・二七	五五・二二	五五・八四	五七・一四	五七・三八	五八・〇〇	五八・三三	五九・八九	六〇・一三	六三・六八	六四・一〇
〇・〇〇	二・三三	〇・〇〇	〇・〇〇	三・四八	〇・〇〇	一・四三	〇・〇〇	三・五二	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	一・六四	二・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・六五	〇・四七	〇・〇〇
六五・一五	五九・三〇	五七・五〇	五五・四一	五〇・四三	五二・九四	四八・五七	四七・三七	四二・二一	四四・七八	四四・一六	四二・八六	四〇・九八	四〇・〇〇	四一・六七	四〇・一一	三九・二二	三五・八五	三五・九〇

二・九	米	穀	商	一七・五三	〇・五一	八一・九六
-----	---	---	---	-------	------	-------

第三節 開業前の店主の経歴と営業状態との関係

(一) 開業前の店主の経歴

本項調査の目的は店主が開業前商業に経験が有つたか又は全く素人から小賣業に轉じて来たかを知り、その経験の有無が、その営業状態に如何なる影響を及ぼしてゐるかを見るにあつた。本調査にあらはれた店主の開業前の経歴は第六表の如く、矢張り同種營業の子弟又は徒弟たりしものが最も多くなつてゐるが、全然商業に経験の無いそれ以外の者も二六%に達して居り、小賣業の小資本無経験にての開業の容易なことを物語つて居り、他の商業者からの轉業者が最も少なくなつてゐる。

第六表 開業前の店主の経歴

現在と同種營業の徒弟(註)	報告店數	百分比
他の商業者	四三七	一六・二三
それ以外の者	七〇二	二六・〇八
合 計	二、六九二	一〇〇・〇〇

(註、子弟で父兄の營業を繼いだものを含む)

而して専門の知識、経験、技能等を要する業種は矢張り同種營業の徒弟であつたものが多くなつて居り、これに該當するものには時計眼鏡貴金屬商(八三・〇八%)、洋服商(八一・九六%)、靴商(七八・四六%)、酒類商(七六・五〇%)、家具商(七五・六五%)、魚商(七三・三三%)、履物商(七一・九七%)、乾物商(七〇・〇〇%)等がある。

次に他の商業者よりの轉業者が比較的が多いのは玩具商の四二・八六%を始めとし、食料品商(三〇・〇〇%)、文房具商(二八・三六%)、洋品雜貨商(二七・二七%)、瀬戸物商(二五・四九%)等があり、他の商業者よりの轉業の最も少いのは時計眼鏡貴金屬商の四・六一%で、靴商、洋服商も極めて少くなつてゐる。

素人から小賣商に轉じて來た者の多いのは萬屋(四七・三七%)、藥種商(四五・二〇%)、金物商(三八・九六%)、薪炭商(三七・五八%)、ラヂオ蓄音器商(三七・一四%)、婦人子供服商(三四・六九%)、蔬菜果實商(三三・九七%)、電氣器具商(三二・〇〇%)、小間物商(三一・三七%)、食料品(三〇・〇〇%)等で、開業が小資本無經驗で簡單に出来るものが多く、現在同業者の過剰に悩んでゐる業種が多い。

(二) 開業前の店主の經歷と營業狀態との關係

然らばこれ等店主の開業前の經歷は現在の營業狀態に如何に影響して來てゐるか。これについての集計の結果は第七表の如く、三經歷の間に殆ど差異がなく、全般的に見て、店主の開業前の經歷は現在の營業狀態には大して影響がない様である。他の商業からの轉業者が一番營業狀態が良くなつて居るのは、これは商業に經驗あると共に、轉業する場合新しい商賣は確實だとの大體の見透がつかねば轉業しないためであらう。現在と同種營業の徒弟が之に次いで居り、それ以外の者から轉じて來たのが、矢張り一番赤字のものが多くなつてゐる。

第七表 店主の經歷と營業狀態との關係 (一) (右—報告店數、左—百分比)

店主の經歷	黒字のもの	損益なきもの	赤字のもの	合計
現在と同種營業の徒弟	八六一 (五・五五)	一五 (〇・九七)	六七四 (四・四〇)	一、五五〇 (一〇〇・〇〇)
他の商業者	二四七 (六・七六)	五 (一・一五)	一八三 (四・〇〇)	四三五 (一〇〇・〇〇)
それ以外の者	三七三 (五・二三)	四 (〇・七)	三二五 (四・三〇)	七〇二 (一〇〇・〇〇)
合計	一、四八一 (五・二二)	二四 (〇・八九)	一、一八二 (四・九六)	二、六八七 (一〇〇・〇〇)

業種別に店主の開業前の經歷と營業狀態との關係を見ると第八表の様になり、現在と同種營業の徒弟たりし者が著しく好いのは食料品商、小間物商、時計眼鏡貴金屬商、萬屋等であり、他の商業者たりし者が特によくなつてゐるものには蔬菜果實商、薪炭商、瀬戸物商、文房具商があり、それ以外の者からの轉業者が特に良好な營業狀態を示してゐるのは酒類商、電氣器具商と云ふことになつて居り、反對に特に悪い營業狀態を示してゐるものは、現在と同種營業の徒弟では薪炭商、靴商、他の商業者では肉類商、時計眼鏡貴金屬商、電氣器具商、それ以外の者では瀬戸物商、洋品雜貨商、文房具商、玩具商等である。

第八表 店主の経歴と営業状態との関係

(一) (○)を附したるものは特に著しきものなり

店主の経歴	他の経歴に比し営業状態の良好なるもの	他の経歴に比し営業状態の不良なるもの
現在と同種營業の徒弟	肉類商、○食料品商、呉服商、婦人子供服商、洋品雜貨商、○小間物商、履物商 ○時計眼鏡貴金屬商、○萬屋	蔬菜果實商、○薪炭商、○靴商、ラヂオ 蓄音器商
他の商業者	○蔬菜果實商、魚商、乾物商、菓子パン商、○薪炭商、家具商、○瀬戸物商、洋服商、○文房具商、玩具商、藥種商、ラヂオ蓄音器商、書籍雜誌商、靴商	米穀商、○肉類商、酒類商、金物商、婦人子供服商、夜具蒲團商、履物商、○時計眼鏡貴金屬商、○電氣器具商、荒物商
それ以外の者	米穀商、○酒類商、金物商、夜具蒲團商 ○電氣器具商、荒物商、靴商	魚商、乾物商、菓子パン商、食料品商、家具商、○瀬戸物商、呉服商、洋服商、○洋品雜貨商、○文房具商、○玩具商、小間物商、藥種商、書籍雜誌商、萬屋

第四節 従業員數及それと營業状態との關係

(一) 従業員數

本調査に於て被調査店舗の規模を示す項目はこの従業員數のみである。之を家族従業員及雇入従業員の使用の如何によつて分つて見ると第九表の如くになつてゐる。

第九表 従業員使用別店數

摘要	店數	百分比
全然従業員を有せざるもの	九二	三・四一
家族従業員のみを有するもの	二、二六二	四六・七二
計	一七五	六・四八
雇入従業員のみを有するもの	三	〇・一一
計	一、四四〇	五三・三二
二人以内	五二	一・九三
五人以内	四五	一・六七
雇入従業員のみを有するもの	一四	〇・五二
計	七	〇・二五
二十一人以内	九	〇・三三
計	一二七	四・七〇
二人以内	二二〇	八・五二
両方の従業員を有するもの	五四五	二〇・一八
計	一九六	七・二六
二十人以上のもの	六〇	二・二三

二十一人以上	一一	〇・四〇
計	一、〇四二	三八・五八
合 計	二、七〇一	一〇〇・〇〇

これによると全然従業員を有せず、店主一人のみで経営を維持してゐるのは三・四一%に過ぎず、その他のものは誰れか従業員を有してゐることになる。家族従業員のみを有するものは五三・三一%と報告總店数の過半数を占めて居り、その中でも従業員二人以内のものが壓倒的に多く、名古屋市内の小賣商店の約半分は夫婦二人か、他に一人位家族従業員のある店だと云ふことになる。家族従業員及雇入従業員両方を有するものが之に次いで多く、全體の三八・五八%に當つてゐるが、これも同じ様に五人以内の小規模のものが大部分を占めてゐる。雇入従業員のみを有するものは全體の四・七〇%となつてゐるが、その中には極めて大規模のものが少数含まれてゐる。

全然従業員を有せず店主一人で經營してゐる極小規模の店舗の多い業種は、薪炭商(一三・三八%)、電氣器具商(一二・〇〇%)、荒物商(一〇・〇〇%)、靴商(七・五七%)で、其他の業種は何れも五%以下となつてゐる。薪炭商が特に多くなつてゐるのは主婦が副業又は内職的に之を經營してゐることが多い事情によるものと考へられる。

家族従業員のみを有する店舗の多いのは、玩具商(一〇〇・〇〇%)、瀬戸物商(八六・二七%)、金物商(七七・九二%)、荒物商(七七・五〇%)、萬屋(七六・九二%)、履物商(七三・四九%)、文房具商(七一・六四%)、蔬菜果實商(六八・八七%)、呉服商(六七・〇一%)、ラヂオ蓄音器商(六四・二九%)、小間物商(六三・四〇%)、藥種商(六一・五九%)等で、孰れも小規模で、且つ商品を配達するを要しない業種が多い。又家族従業員のみを有する店舗の少い方では、

婦人子供服商(一八・三七%)、洋服商(二四・五九%)、酒類商(二七・〇〇%)、乾物商(二八・三三%)、靴商(二八・七九%)、書籍雜誌商(二九・八二%)等がある。

次に雇入従業員のみを有する店舗の多い業種は、洋服商が第一で、報告店数の二一・三一%に當つて居り、之に次いで時計眼鏡貴金屬商(一五・三八%)、靴商(一三・六四%)、ラヂオ蓄音器商(一二・〇〇%)、書籍雜誌商(一〇・五三%)、家具商(八・七〇%)等であるが、瀬戸物商、玩具商には全然この種の店舗が無かつた。

最後に家族従業員及雇入従業員両方を有する店舗の多い業種は、婦人子供服商の七三・四七%を始めとし、乾物商(七〇・〇〇%)、酒類商(六六・五〇%)、書籍雜誌商(五六・一四%)、家具商(五五・六五%)、洋服商(五二・四六%)、靴商(五〇・〇〇%)は孰れも其報告業者の半分以上がこれに屬してゐる。

尙ほ報告店舗全體の使用してゐる従業員の總数は第十表の如く八、二八四名、一店平均三・〇六人となつて居り、使用従業員数の多い業種は書籍雜誌商、洋服商、婦人子供服商、乾物商、菓子パン商等である。

第十表 従業員總數及一店舗平均員數

従業員別	人数	一店當り人数
家族従業員	四、一一九	一・五二
雇入従業員	四、一六五	一・五四
合 計	八、二八四	三・〇六

(二) 従業員數と營業狀態との關係

然らばこの家族及雇入従業員の有無と現在の營業狀態との關係はどんな具合になつてゐるか、今回の集計の結果は

第十一表の如くなつてゐる。

第十一表 従業員と營業状態との關係 (一) (右店數 左百分比數)

従業員使用別	黒字のもの	損益なきもの	赤字のもの	合計
全然従業員を有せざるもの	三〇 (三・六)	〇 (〇・〇)	六二 (六・七)	九二 (一〇〇・〇)
家族従業員のみを有するもの	七五二 (五・二)	四 (〇・六)	六八三 (七・四)	一、四三九 (一〇〇・〇)
雇入従業員のみを有するもの	七七 (六・六)	二 (二・七)	四八 (七・八)	一二七 (一〇〇・〇)
両方の従業員を有するもの	六二四 (五・三)	一八 (二・七)	三九六 (三・二)	一、〇三八 (一〇〇・〇)
合計	一、四八三 (五五・〇)	二四 (〇・九)	一、一八九 (四四・〇)	二、六九六 (一〇〇・〇)

即ち現在の營業状態の最も良好なのは、比較的規模の大きい店の多いと思はれる雇入従業員のみを有するもので、黒字のものが六〇・六三%となつて居り、之より稍々下つて、両方の従業員を有するものが六〇・二二%で第二位となつてゐる。家族従業員のみを有するもの、營業状態は、前者よりは相當下つて黒字のものが五二・二六%となつてゐる。

て、なほ黒字のものの方が多いが、全然従業員を有せざるもののみは、黒赤が逆になり赤字のもの六七三九%に達してゐる。

次に業種別のどの種の従業員を有するものが最も現在の營業状態が良く、どれが一番悪いかを表示すると第十二表の通りになる。(この場合全然従業員を有せざる店舗は薪炭商を除いては非常に少いので之を除外した。これを概括すると、

業種	最も黒字の多き業種數	第一に黒字の多き業種數	黒字の最も少き業種數
家族従業員のみを有するもの	一	一四	一四
雇入従業員のみを有するもの	一六	三	八
両方の従業員を有するもの	一一	一一	五

と云ふ結果になり、雇入従業員のみを有するものが断然良いことになり、家族従業員のみを有するものが第一位にあるのは玩具商(これも雇入従業員を有する店がない)一つあるに過ぎず、反對に黒字の最も少いものでは十四業種に達し、一番悪い經營形態となつてゐる。

第十二表 従業員と營業状態との關係 (二) (業種別)

業種	最も黒字の多きもの	黒字の率上	第二に黒字の多きもの	同黒字の率上	最も黒字の少きもの	同黒字の率上
米穀商	雇入のみ	二八・九%	家族のみ	二七・九%	兩方	二六・八%
蔬菜果實商	兩方	三〇・〇	同	三〇・二	雇入のみ	五〇・〇
魚商	同	六・四	同	六・三	同	〇・〇

履靴	小間物	玩具	文房具	洋品	夜具	婦人子供服	洋服	呉服	金物	瀬戸物	家具	薪炭	食料	菓子	酒類	肉類	乾物
商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
雇入のみ	同	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	同	同	同	同	雇入のみ	雇入のみ
10000	4500	3000	5000	7000	7000	10000	3000	10000	7000	10000	5000	10000	10000	8000	6000	5000	4000
同	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	同	同	同	同	雇入のみ	雇入のみ
7000	4000	4000	6000	5000	5000	7000	6000	5000	4000	4000	4000	4000	7000	7000	4000	3000	3000
同	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	同	同	同	同	雇入のみ	雇入のみ
6000	3000	3000	5000	5000	5000	6000	6000	6000	4000	4000	4000	4000	7000	4000	4000	3000	3000

二四

二十九業種平均	萬	荒物	書籍	ラヂオ	電氣器具	時計眼鏡	貴金屬	藥種
商	商	商	商	商	商	商	商	商
雇入のみ	雇入のみ	同	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ
6000	10000	5000	6000	10000	6000	6000	10000	6000
同	雇入のみ	同	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ
6000	8000	4000	6000	6000	5000	7000	6000	6000
同	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ
5000	6000	4000	5000	5000	5000	7000	6000	6000

第五節 経営困難なる主なる理由

(一) 概説

小賣業の経営は昭和五、六年の不況以降、種々の原因が相重なり事變前より非常な困窮の状態にあつたが、之に加へて支那事變の進展による戦時經濟統制の強化殊に製造及販賣制限、價格統制の實施はこれ等小賣業部に直接大なる影響を及ぼし、その経営を益々困難ならしめてゐると云はれてゐるが、然らば現在小賣業者は如何なる理由に最も苦しんでゐるのか、又それは業種によつてどう異つてゐるのか。これを知る爲め今回の調査では「経営困難なる理由」としてその代表的なる八理由を掲げ、その中最も痛切に困難を感じてゐる理由のみにつき記入を求めた。

これに對しては、報告總店數の四・二二%に當る一一四店が経営困難なる理由なしと記入したのみで、之と記入洩

れのもの一八を除いた残りの二二、五七〇店は孰れかの事項について記入して居り、その困難なる理由の記入延總數は四、六九五に達し、平均一店が一・七三理由について記入した割合になつてゐる。これを理由別にして示すと第十三表の通りである。

第十三表 經營困難なる主なる理由

理由	記入店數	報告總店數に對する比率%	記入理由總數に對する比率%
(1) 同業者の過剩	一、二五二	四六・三四	二六・七三
(2) 百貨店の壓迫	三七〇	一三・六九	七・九〇
(3) 産業組合の壓迫	一三九	五・一四	二・九七
(4) 購買會の壓迫	二一五	七・九六	四・五九
(5) 公私設市場の壓迫	三九三	一四・五五	八・三九
(6) 金融難	二一三	七・八八	四・五五
(7) 統制經濟の影響	一、三三七	四九・四八	二八・五四
(8) 従業員難	七六五	二八・三一	一六・三三
合計	四、六八四	一七三・三五	一〇〇・〇〇

右によると小賣業者がその經營上最も困難を感じてゐる理由は統制經濟の影響で、報告總店舖の半數に垂んとする一、三三七店(四九・四八%)が之を訴へて居り、經濟統制が特に中小小業者者に重壓を加へてゐることが窺知し得られよう。之に次ぐものは同業者の過剩を訴へたもので、これも記入數一、二五二店(四六・三四%)に達してゐる。第三位はこれよりすつと下つて従業員難で、七六五店(一八・三一%)となり、以下公私設市場の壓迫が第四位で三九三店

(一四・五四%)、百貨店の壓迫が第五位で三七〇店(一三・六九%)、購買會の壓迫が第六位で二一五店(七・九六%)、金融難が第七位で二一三店(七・八八%)となり、産業組合の壓迫について記入したものが最下位で一三九店(五・一四%)に過ぎないが、これは今回の調査業種の中でこの壓迫を甚だしく受けてゐるのは、米穀商、薪炭商、蔬菜果實商等の數業種に限られてゐるため、全體としては非常に低くなつてゐるものと考へられる。以下各理由につき業種別に觀察して行こう。

(二) 同業者の過剩

前述の如く、今回の調査の報告總店數二、七〇二店の中、本理由を經營困難なる主なる理由と記入したものは實に一、二五二店(四六・三四%)に達してゐるが、業種別に見るときはどうなつてゐるか。最も記入率の多いものゝ順に記入率四〇%以上になつてゐるものを並べて見ると次の十八業種に達して居り、同業者の過剩に悩む業種が如何に多いか々知り得られる。

業種	記入率	業種	記入率
藥種商	(七五・七%)	酒類商	(五九・五%)
小間物商	(六八・八%)	玩具商	(五七・四%)
書籍雜誌商	(五九・九%)	蔬菜果實商	(五三・〇%)
薪炭商	(五三・七%)	履物商	(五二・七%)
菓子パン商	(四六・六%)	時計眼鏡貴金屬商	(四六・五%)
呉服商	(四四・六%)	文房具商	(四四・七%)
電氣器具商	(四四・〇%)	洋品雜貨商	(四三・八%)

瀬戸物商 (三・二%) 米 婦人子供服商 (四・七%)
ラヂオ蓄音器商 (四・四%)

これに對し本理由についての記入率が少く、従つて未だ極端な同業者の過剰を感じてゐないと考ふべき業種には魚商の記入率二一・七四%を始め、夜具蒲團商(三・九二%)、肉類商(二五・二八%)、食料品商(二六・〇〇%)、家具商(二六・九五%)等がある。

(三) 百貨店の壓迫

百貨店は都市小賣商の目の敵の様に云はれ、小賣業者側からは種々百貨店に對する營業制限の強化が叫ばれ、遂に昭和十二年十月より百貨店法の施行を見るに至つたが、本調査にはこの影響が如何様に現はれて來てゐるか。既に掲げた様に、本理由に對する記入率は三七〇店、一三・六九%に過ぎないが、これは調査の業種の中に百貨店の重要取扱品目以外の業種が多數含まれてゐる爲めと考へられる。然し本理由について全然記入のなかつた業種は米穀商のみで、他は多かれ少なかれ記入されてあつた。その中最も記入率の多かつたのは玩具商の四二・八六%で、之に次いで吳服商の四一・八四%、文房具商の四〇・三〇%で、孰れも記入率四〇%を超えて居り、更らに二五%以上のものは夜具蒲團商(三五・四二%)、洋品雜貨商(三四・八三%)、小間物商(二八・一〇%)、荒物商(二七・五〇%)があり、常識的に考へて百貨店の壓迫を甚だしく受けてゐると想像される業種が總て記入の割合が多くなつてゐる。

(四) 産業組合の壓迫

本理由についても全然關係のない業種が數業種あつて全體の記入率は八理由の中で最も少く一三九店、五・一四%と非常に低くなつてゐる。即ち魚商、食料品商、婦人子供服商、夜具蒲團商、文房具商、玩具商、時計眼鏡貴金屬商には全然記入せるものがなく、その他のものも少々づつは記入があつたが、殆ど總て記入率五%以下となつて居り、而かもその中にも記入に當り産業組合と購買會を混同してゐるのではないかと察せられるものも相當あつて、大都市に於ける小賣業者は特殊の業種を除いては、直接には産業組合の壓迫を殆ど感じてゐないと云ふことになる。

本理由についての記入率が最も多かつた業種は米穀商で三〇・四一%に達して居り、之に次いで薪炭商の一八・四七%となつてゐる。夜店その他に農家が直接進出して問題となつてゐる蔬菜果實商の記入率は、これより遙か下つて八・〇二%で第三位、外に記入率五%を超ゆるものは肉類商(五・七五%)、金物商(五・一九%)があるのみである。

(五) 購買會の壓迫

之についても全然記入した店のない業種に、魚商、瀬戸物商、婦人子供服商、玩具商、履物商、書籍雜誌商の六つがあつた。米穀商は本理由についても記入率が第一位で、二七・三二%に達して居り、酒類商(一八・五〇%)、文房具商(一七・九一%)、業種商(一六・三八%)、薪炭商(一三・三八%)、荒物商(一〇・〇〇%)が記入率一〇%以上、乾物商(六・六六%)、洋服商(六・五六%)、肉類商(五・七五%)、ラヂオ蓄音器商(五・七一%)、蔬菜果實商(五・六六%)、小間物商(五・二三%)、金物商(五・一九%)、高屋(五・一三%)が五%以上で他は孰れも記入率五%以下である。

(六) 公私設市場の壓迫

本理由について最も記入率の高かつたのは蔬菜果實商で、四九・五三%に當る店が之について記入してゐる。之に次いで乾物商が四六・六七%、魚商が三六・九六%となつてゐるが、魚商の如きは業者の言によれば公私設市場の壓迫

迫と行商の進出との爲め、市内に於て店舗を張つても、店賣だけでは到底やつて行かれないとの事で、魚店は極めて稀にしか存在してゐない。以て如何にその蒙むる壓迫が深甚であるかを知り得られよう。更らに以上三者に續いては、肉類商(三五・六三%)、酒類商(三〇・〇〇%)、食料品商(二六・〇〇%)、薪炭商(二〇・三八%)、萬屋(一五・三八%)、菓子パン商(一一・三六%)、履物商(一一・三六%)、荒物商(一〇・〇〇%)等があり、飲食料品小賣業が主であるが、米穀商の本理由に對する記入率は九・二八%で一〇%に達してゐない。なほ本理由についても全然記入のなかつた業種は洋服商外八業種あつた。

(七) 金融 融 難

本理由に對する記入率は前に掲げた如く、二二三店、七八八%で、八理由の中第七位にあり、この結果から見ると、商品の仕入が殆ど現金取引になつて來てゐるに拘らず、小賣商で極端な資金難に悩んでゐるものは案外少なく、小賣商の悩みはもつと外に大きなものがあると云ふことになる。

此の理由について記入率の多かつたのは婦人子供服商と洋服商で、記入率は前者一八・三八%、後者一八・〇三%で分割拂の多い洋服商が最も苦しんでゐる。之に次いで薪炭商(一五・二八%)、洋品雜貨商(一四・六一%)、乾物商(一三・三三%)、夜具蒲團商(一一・五〇%)、瀬戸物商(一一・七六%)、履物商(一一・三六%)、萬屋(一〇・二六%)、荒物商(一〇・〇〇%)等が比較的金融難に苦しんでゐる店の多い業種となつてゐる。

(八) 統制經濟の影響 (物資不足、物價の公定、貯蓄奨勵、消費節約等)

現在小賣商の經營に最も大なる影響を與へてゐるのは、物資不足、物價の公定、貯蓄奨勵、消費節約等統制經濟の

影響で、これについての記入が一、三三七店、四九・四八%に上り同業者の過剰の記入率と匹敵してゐることは既述の通りである。

今回の調査で、この統制經濟の強化による影響を最も強く受けてゐると現はれてゐるのは夜具蒲團商で、同業種報告店の八一・二五%までが之れを記入して居り、之に續いて靴商も矢張り記入率八〇・三〇%に達してゐる。記入率七〇%臺は玩具商(七八・五七%)、肉類商(七三・五六%)、金物商(七一・四三%)の三業種、六〇%臺ではラヂオ蓄音器商(六七・一四%)を始めとし、洋服商(六五・五七%)、米穀商(六二・三七%)、時計眼鏡賣金屬商(六一・五四%)、洋品雜貨商(六〇・六八%)の五業種、五〇%臺のものでは薪炭商(五八・六〇%)、家具商(五六・五二%)、萬屋(五六・四一%)、婦人子供服商(五五・一〇%)、呉服商(五三・〇六%)、電氣器具商(五二・〇〇%)、履物商(五〇・〇〇%)の七業種がある。

之に對し統制經濟の影響を受けることの最も少ないのは生鮮食料品を取扱ふ蔬菜果實商で、記入率一五・一〇%に過ぎない。之に次いで比較的記入率の低いものは瀬戸物商(二九・四一%)、乾物商(三一・六七%)、菓種商(三三・九〇%)、菓子パン商(三七・六四%)、食料品商(三八・〇〇%)等である。

(九) 従 業 員 難

事變勃發以來、軍需工業の勞働力吸收のため、從來既にその困難を叫ばれてゐた小賣業者の従業員獲得難は更らにその困難の度を加へ、最近問題となつて來た小賣商許可制の實施についても、その實施反對の理由の一つとして、許可制實施の曉にはなほこの上の従業員難を來たす惧れが大であると云ふことが擧げられてゐる。

然らば現下最も従業員難の甚だしいのは如何なる業種で、どの程度に困つてゐるのか、之れを本調査の結果によつて見ると、最も記入率の高かつたのは家具商で、全體の五九・一三%の記入があり、之に次いで高かつたのは昨年四月免許制の實施以來非常な従業員難に陥つて來たと云はれてゐる酒類商で、その記入率は五一・五〇%に達してゐる。之に次いで書籍雜誌商(四九・二二%)、食料品商(四八・〇〇%)、乾物商(四六・六七%)、時計眼鏡貴金屬商(四三・〇八%)が記入率四〇%以上で、記入率三〇%以上のものには菓子パン商(三八・七六%)、洋服商(三七・七一%)、婦人子供服商(三四・六八%)がある。

以上經營困難なる主なる理由を、その理由別に概観して來たが、最後に業種毎にその特に困つてゐる事項三つづつ、とその記入率とを一覽表にして示して置こう(第十四表)。これによつてどの業種では如何なる理由について最も困つてゐるかを知ることが出來よう。而して同表を要約して見ると最も困つてゐる理由としては、

- 統制經濟の影響 一八業種
- 同業者の過剩 八
- 従業員難 二
- 公私設市場の壓迫 一

となつて居り、第二及第三番目に困つてゐる主なる理由は次の通りである。

- 第二に困つてゐる理由 一五業種
- 同業者の過剩 一五業種

- 統制經濟の影響 六
 - 従業員難 四
 - 公私設市場の壓迫 三
 - 百貨店の壓迫 一
- 第三に困つてゐる理由
- 従業員難 一二業種
 - 百貨店の壓迫 八
 - 同業者の過剩 四
 - 統制經濟の影響 三
 - 公私設市場の壓迫 一
 - 産業組合の壓迫 一

第十四表 小賣業經營の困難なる理由 (業種別)

業種	最も困難なる理由	記入率	第二に困難なる理由	記入率	第三に困難なる理由	記入率
米穀商	統制經濟の影響	六・七	同業者の過剩	四・七	産業組合の壓迫	三・〇
蔬菜果實商	同業者の過剩	五・三	公私設市場の壓迫	四・五	従業員難	三・三

靴	小	玩	文	洋	夜	婦	洋	吳	金	潮	家	薪	食	菓	酒	肉	乾	魚	
間	間	具	房	品	具	人	服	服	物	戶	具	炭	料	子	類	類	物		
商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	
統制經濟の影響	同業者の過剰	統制經濟の影響	統制經濟の影響	統制經濟の影響	統制經濟の影響	統制經濟の影響	統制經濟の影響	統制經濟の影響	統制經濟の影響	同業者の過剰	從業員難	統制經濟の影響	從業員難	同業者の過剰	同業者の過剰	統制經濟の影響	公設市場の壓迫	統制經濟の影響	
八〇・三	五八・八	七六・七	四三・七	六〇・六	八二・五	五二・〇	六五・七	五〇・六	七二・三	四二・四	五九・三	五八・〇	四八・〇	四九・四	五五・五	七三・六	四六・七	五九・三	
同業者の過剰	統制經濟の影響	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	百貨店の壓迫	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	統制經濟の影響	統制經濟の影響	同業者の過剰	統制經濟の影響	從業員難	從業員難	私設市場の壓迫	公設市場(上と)	從業員難(同上)	私設市場の壓迫
五八・六	四二・八	五二・四	四七・七	四三・三	三三・八	四〇・九	七二・二	四〇・八	三二・八	三九・四	五八・三	五八・〇	五八・〇	五八・六	五五・五	五五・五	四六・七	五八・六	五八・六
從業員難	百貨店の壓迫	百貨店の壓迫	百貨店の壓迫	百貨店の壓迫	同業者の過剰	從業員難	從業員難	百貨店の壓迫	從業員難	從業員難	百貨店の壓迫	同業者の過剰	私設市場の壓迫	從業員難	從業員難	統制經濟の影響	統制經濟の影響	同業者の過剰	從業員難
二四・二	二六・〇	四三・六	四〇・〇	三三・三	三三・六	三六・八	三二・二	四一・四	一五・八	一七・五	二六・九	二六・〇	二六・〇	二七・六	四八・五	二五・九	三三・七	三三・九	三三・九

三四

履	業	時	電	ラ	書	荒	萬
物	種	計	氣	子	籍	物	屋
商	商	商	商	商	商	商	屋
同業者の過剰	同業者の過剰	統制經濟の影響	統制經濟の影響	統制經濟の影響	同業者の過剰	統制經濟の影響	統制經濟の影響
五二・七	五七・二	六二・四	五三・〇	六七・四	四九・九	四九・〇	四九・八
統制經濟の影響	統制經濟の影響	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰
五〇・〇	三三・六	四一・五	四〇・〇	四二・三	三三・三	三三・三	四三・四
百貨店の壓迫	從業員難	從業員難	從業員難	從業員難	百貨店の壓迫	從業員難	從業員難
一三・四	三三・九	四〇・〇	四〇・〇	四二・〇	二七・五	二〇・五	六三・三

第六節 將來に對する見透

報告小賣商店の現在の營業狀態は既述の如く黒字のもの五五・〇二%、損益なきもの〇・八九%、赤字のもの四四・〇九%となつてゐるが、之等の業者はその營業の將來に對しては如何なる見透をなしてゐるのであらうか。この點につき今回の調査に於ては

營業の繼續可能なもの 一一・三五〇店 (八八・四八%)

廢業の餘儀なきもの 三〇六店 (一一・五二%)

となつて居り、前記黒字の比率に比し遙かに營業繼續可能な率が多くなつてゐる。これは赤字の店でも、同じ營業を

續けてゆくより外に何等有利な營業を見出し得ない様な事情の者もあり、又かゝる調査では税金其他の關係を考慮して黒字の場合でも赤字と記入するものが相當あると云ふ傾向にもよるのであらう。

然して右の中の廢業の餘儀なきものに付き、轉業の途の有無の記入を求めたる所

轉業の途あるもの

六八店 (二三・二九%)

轉業の途なきもの

二三四店 (七六・七一%)

(外に内譯記載なきもの一四あり)

となつて居り、大部分は轉業の途なく、直ちに轉業對策の對象とせねばならぬものが多くなつてゐる。

次に業種別に見て營業繼續可能のものが九〇%以上を占めるものは夜具蒲團商を始め十五業種に及んでゐる。

- 夜具蒲團商 (九七・八七%)
- 靴 商 (九五・四五%)
- 食料品商 (九四・〇〇%)
- 呉 服 商 (九一・四九%)
- 書籍雜誌商 (九一・二三%)
- 婦人子供服商 (九五・八四%)
- 萬 屋 (九四・八七%)
- 家 具 商 (九三・〇四%)
- 履 物 商 (九一・四七%)
- 洋品雜貨商 (九〇・九一%)
- 魚 商 (九五・五六%)
- 菓子パン商 (九四・二九%)
- 蔬菜果實商 (九一・八七%)
- 藥 種 商 (九一・三八%)
- 文房具商 (九〇・九一%)

残りの十四業種もその中十三業種迄は八〇%臺であるが、曩に現在の營業狀態に於て赤字が全體の八一・九六%に達してゐた米穀商のみは、矢張り營業繼續可能のもの六八・九五%の低率にあり、實際に於ても米穀商の廢業は最近多くなつてゐるようである。

尙ほ廢業の餘儀なきものを業種別に見て轉業の途の有無がどうなつてゐるか云ふと、轉業の途なきものばかりなのは洋品雜貨商、婦人子供服商、萬屋で、轉業の途なきものゝ多いのは藥種商の九二・八六%、米穀商の九一・二三%、洋服商の八八・八九%、履物商の八八・八九%、呉服商の八七・五〇%等である。

第七節 最も近き同業者迄の距離及それと營業狀態との關係

小賣業はおしなべて同業者過剩と云はれてゐる(本調査に於ても第五節に既述の通り、之を訴へた業者は全體の四六・三四%に達してゐる)。然らば實際に於て小賣業者はその近邊にどれ程の競争相手を有して營業してゐるのであらうか。又一定距離以内の同業者の多寡及最寄同業者迄の距離の遠近の如何は業者の營業狀態に對し如何なる影響を及ぼしてゐるのであらうか。本節及次節は共にこの點を明かにする爲めに調査せられたもので、一は距離の點から眺め、一は數の點から見たものである。

(一) 最も近き同業者(店舗)迄の距離

本項に關する今回の調査の結果を、十間以内、三十間以内、一町以内、五町以内、六町以上(何れも直線距離によらず、順路によつた距離とす)の五つに分けて見ると第十五表となる。

第十五表 最も近き同業者迄の距離		百分比	
距離	店舗數	百分比	
十間以内に最寄同業者を有するもの	四九五	一八・三七%	

三十間以内	六六四	二四・六五
一町以内	八〇八	二九・九九
五町以内	六九一	二五・六五
六町以上	三六	一・三四
合 計	二、六九四	一〇〇・〇〇

即ち半町から一町迄の間に最も近い同業者を有するものが最も多く、約三〇%を占めて居り、之に次いで五町以内、三十間以内、十間以内となり、六町以上のものが最も少くなつてゐる。尙ほ右の内一町以内の三者を合計すると一、九六七店、割合にして七三・〇%となり、殆ど總ての業者は一町以内に少くとも一名の同業競争者を有してゐることになつてゐる。

最も近い同業者迄の距離が十間以内のものゝ多い業種は、矢場町、裏門前町一帯に密集してゐる家具商で、報告同業者總数の六二・六一%の多數が十間以内に最寄同業者を有して居り、第二位の萬松寺、杉ノ町通りに軒を並べてゐる洋服商の五五・七四%と共に、他の業種に較べて遙かにこれが多くなつてゐる。之に次いで洋服品雜貨商(三九・〇八%)、文具具商(三七・三二%)、小間物商(三二・六八%)、萬屋(二八・二二%)、菓子パン商(二五・八四%)、呉服商(二二・四五%)等であるが、反對に十間以内には同業者を有する店が全然無い業種にラヂオ蓄音器商があり、肉類商(五・八一%)、夜具蒲團商(六・二五%)、時計眼鏡貴金屬商(七・六九%)、電氣器具商(八・〇〇%)、食料品商(八・〇〇%)、乾物商(八・三三%)、魚商(八・六九%)、蔬菜果實商(九・〇一%)、靴商(九・〇九%)等が少い方である。

最も近い同業者迄の距離が十一間以上三十間以内のものが最も多い業種は、酒類商で同業報告店總数の三九・一九

%に當つて居り、次いで菓子パン商が三七・六四%、履物商が三六・三七%となつて居る。以下洋品雜貨商(三二・一九%)、小間物商(三〇・七二%)、時計眼鏡貴金屬商(二九・三三%)、薪炭商(二八・六六%)、萬屋(二八・二二%)、呉服商(二七・五五%)、米穀商(二七・三二%)、夜具蒲團商(二五・〇〇%)等が比較的多い業種である。肉類商はこの距離でも少く、八・二四%に過ぎないが、其他の業種は孰れも一〇%以上となつてゐる。

三十一間以上一町以内の間に初めて同業者のある小賣業者が、前述の通り今回の調査では一番多くなつてゐるが、業種別に見て最も多いのは玩具商で、報告同業者の五〇・〇%を占めて居り、之に次いで蔬菜果實商(四九・二九%)、米穀商(四一・七五%)で、米屋と八百屋は大體平均して一町弱位に一軒づゝある割合となつてゐる。時計眼鏡貴金屬商も四〇・〇〇%に當り、三〇%臺のものには、藥種商の三七・二九%以下、靴商(三六・三七%)、薪炭商(三五・〇三%)、魚商(三四・七八%)、酒類商(三四・一七%)、履物商(三三・三三%)、萬屋(三三・三三%)、荒物商(三三・五〇%)の八業種となつてゐる。之に對しかゝる店の少い業種は家具商(一〇・四三%)、夜具蒲團商(一一・五〇%)、洋服商(一四・七五%)等である。

最も近い同業者迄の距離が一町一間以上五町以内の業者の多い業種は、ラヂオ蓄音器商(五八・五七%)、肉類商(五八・一五%)、夜具蒲團商(五〇・〇〇%)、乾物商(四八・三三%)、食料品商(四八・〇〇%)、瀬戸物商(四七・〇六%)、金物商(四二・一一%)、魚商(四一・三二%)等で、之等は近所に大して目の敵となる様な同業者はないと云ふことになる。少ない方では洋服商(九・四八%)、萬屋(一〇・二五%)、菓子パン商(一一・二四%)、家具商(一一・三二%)、洋品雜貨商(一一・四九%)、小間物商(一二・四二%)、酒類商(一三・五七%)等である。

最も近き同業者迄の距離が六町以上も離れてゐるような業者は、新開地にあるもの又は特殊の業種の外は極めて少く、従つて今回の調査に於ても、最寄同業者迄の距離が六町以上離れてゐる様な店舗の全然無かつた業種は、米穀商、蔬菜果實商、酒類商、菓子パン商、金物商、洋服商、洋品雜貨商、玩具商、小間物商、靴商、履物商、萬屋の十二業種に及んでゐる。この様な店舗の比較的が多い業種は食料品商で、一二・〇〇%と遙かに他の業種と飛び離れて居り、婦人子供服商の六・三八%、夜具蒲團商の六・二五%、ラヂオ蓄音器商の五・七二%等が之に次いでゐる。

更らにこれを最も近き同業者迄の距離が一町以内のものとして二大別にして見て、一町以内のものが多いのは、洋服商の九〇・一六%を第一とし、萬屋(八九・七五%)、洋品雜貨商(八八・五一%)、菓子パン商(八八・二四%)、小間物商(八七・五八%)、酒類商(八六・四三%)、家具商(八六・〇八%)、米穀商(八一・四四%)、履物商(八一・〇〇%)の順となつて居り、他は何れも八〇%以下となつてゐる。反對に一町以上のものゝ方が一町以内のものより多くなつてゐる業種は、ラヂオ蓄音器商が第一で、報告同業者總數の六四・二九%は一町以上のものとなつて居り、之について肉類商(六一・六三%)、食料品商(六〇・〇〇%)、夜具蒲團商(五六・二五%)の三業種があるに過ぎず、乾物商は双方丁度半々となつてゐる。

(二) 最も近き同業者迄の距離と營業狀態との關係

次に最も近き同業者迄の距離の如何が現在の營業狀態に及ぼす影響を見るに、第十六表の如く、一町以内のもの三十間以内のものとの順序が逆になつてゐるけれども、概略的に見て矢張り同業者から遠く離れてゐる店舗の方が營業成績が好いと云ふ結果が出て來てゐる。

第十六表 最寄同業者迄の距離と營業狀態(右一店數、左一百分比)

	黒字のもの	損益なきもの	赤字のもの	合計
十間以内	二四九	一一	二三五	四九五
三十間以内	五〇・三〇	二・二三	四七・四七	一〇〇・〇〇
一町以内	三六二	五	二九五	六六二
一町以内	五四・六九	〇・七五	四四・五六	一〇〇・〇〇
一町以内	四三二	六	三六八	八〇六
一町以内	五三・六〇	〇・七四	四五・六六	一〇〇・〇〇
五町以内	四一四	二	二七四	六九〇
五町以内	六〇・〇〇	〇・二九	三九・七一	一〇〇・〇〇
六町以上	二三	〇	二三	三六
六町以上	六三・八九	〇・〇〇	三六・一一	一〇〇・〇〇
合計	一、四八〇	二四	一、一八五	二、六八九
合計	五五・〇四	〇・八九	四四・〇七	一〇〇・〇〇

之を更らに業種別に見ると第十七表の通り全くまち／＼であるが、どの業種にとつても十間も離れてゐない處に同業者のあるのは商賣がやり難い様である。

第十七表 最も近き同業者迄の距離と營業狀態との關係(業種別)

業種	最も黒字の多きもの	同上黒字の率	第二に黒字の多きもの	同上黒字の率	第三に黒字の多きもの	同上黒字の率	第四に黒字の多きもの	同上黒字の率	最も黒字の少きもの	同上黒字の率
米穀商	五町以内	二五・〇〇	卅間以内	一八・七	一町以内	一七・六	十間以内	四・七	(六町以上のものなし)	一四・元
蔬菜果實商	五町以内	七〇・六	一町以内	四〇・三	卅間以内	五七・七	十間以内	五〇・四	(六町以上のものなし)	三三・三
魚類商	十間以内	一〇〇・〇〇	六町以上	一〇〇・〇〇	五町以内	六六・四	一町以内	六三・五	卅間以内	一〇・〇〇
乾物商	六町以上	一〇〇・〇〇	五町以内	九三・三	卅間以内	六六・四	一町以内	六三・五	十間以内	一〇・〇〇
肉類商	一町以内	四七・三	十間以内	四〇・〇〇	五町以内	六六・四	六町以上	三三・三	卅間以内	一〇・〇〇
酒類商	五町以内	六六・七	十間以内	四九・九	一町以内	五七・七	卅間以内	四九・九	(六町以上のものなし)	一四・元
菓子パン商	五町以内	七五・〇〇	卅間以内	六二・九	十間以内	五七・七	一町以内	四九・九	(六町以上のものなし)	一四・元
食料品商	五町以内	七五・〇〇	十間以内	六二・九	六町以上	六六・四	卅間以内	六三・五	一町以内	一四・元
薪炭商	六町以上	一〇〇・〇〇	一町以内	五七・七	卅間以内	七三・六	五町以内	六三・五	十間以内	三三・三
家具商	六町以上	六六・七	五町以内	六二・九	卅間以内	五七・七	十間以内	四九・九	一町以内	三三・三
瀬戸物商	五町以内	五三・三	一町以内	四九・九	卅間以内	四九・九	六町以上	三三・三	十間以内	三三・三
金物商	卅間以内	六六・七	五町以内	五七・七	一町以内	五七・七	十間以内	四九・九	(六町以上のものなし)	一四・元
呉服商	六町以上	一〇〇・〇〇	十間以内	八二・八	五町以内	七三・六	一町以内	六三・五	卅間以内	一四・元
洋服商	一町以内	七三・六	卅間以内	七三・六	十間以内	五七・七	一町以内	四九・九	(六町以上のものなし)	一四・元
婦人子供服商	卅間以内	一〇〇・〇〇	五町以内	七三・六	十間以内	五七・七	一町以内	四九・九	六町以上	三三・三
夜具蒲團商	一町以内	六六・七	六町以上	六六・七	十間以内	六六・七	五町以内	六三・五	卅間以内	三三・三
洋品雜貨商	五町以内	六〇・〇〇	卅間以内	七三・六	十間以内	七三・六	一町以内	六三・五	(六町以上のものなし)	一四・元

業種	六町以上	五町以内	一町以内	卅間以内	十間以内	五町以内	一町以内	卅間以内	十間以内	五町以内	一町以内	卅間以内	十間以内	五町以内	一町以内	卅間以内	十間以内	五町以内	一町以内	卅間以内	十間以内	五町以内	一町以内	卅間以内	十間以内				
文房具商	一〇〇・〇〇	一町以内	七三・六	卅間以内	五七・七	一町以内	五七・七	卅間以内	四九・九	五町以内	六三・五	十間以内	六三・五	一町以内	四九・九	卅間以内	四九・九	十間以内	四九・九	卅間以内	四九・九	十間以内	四九・九	一町以内	四九・九	卅間以内	四九・九		
玩具商	一〇〇・〇〇	五町以内	六六・七	十間以内	六六・七	卅間以内	六六・七	十間以内	六六・七	一町以内	六六・七	卅間以内	六六・七	十間以内	六六・七	卅間以内	六六・七	十間以内	六六・七	卅間以内	六六・七	十間以内	六六・七	一町以内	六六・七	卅間以内	六六・七		
小間物商	六六・七	五町以内	六六・七	十間以内	六六・七	卅間以内	六六・七	十間以内	六六・七	一町以内	六六・七	卅間以内	六六・七	十間以内	六六・七	卅間以内	六六・七	十間以内	六六・七	卅間以内	六六・七	十間以内	六六・七	一町以内	六六・七	卅間以内	六六・七		
靴物商	五三・三	五町以内	五三・三	十間以内	五三・三	卅間以内	五三・三	十間以内	五三・三	一町以内	五三・三	卅間以内	五三・三	十間以内	五三・三	卅間以内	五三・三	十間以内	五三・三	卅間以内	五三・三	十間以内	五三・三	一町以内	五三・三	卅間以内	五三・三		
履物商	七三・六	五町以内	七三・六	十間以内	七三・六	卅間以内	七三・六	十間以内	七三・六	一町以内	七三・六	卅間以内	七三・六	十間以内	七三・六	卅間以内	七三・六	十間以内	七三・六	卅間以内	七三・六	十間以内	七三・六	一町以内	七三・六	卅間以内	七三・六		
薬種商	七三・六	一町以内	七三・六	卅間以内	七三・六	十間以内	七三・六	卅間以内	七三・六	一町以内	七三・六	卅間以内	七三・六	十間以内	七三・六	卅間以内	七三・六	十間以内	七三・六	卅間以内	七三・六	十間以内	七三・六	一町以内	七三・六	卅間以内	七三・六		
時計眼鏡貴金屬商	一〇〇・〇〇	一町以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇	十間以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇	一町以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇	十間以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇	十間以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇	十間以内	一〇〇・〇〇	一町以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇		
電気器具商	六六・七	五町以内	六六・七	十間以内	六六・七	卅間以内	六六・七	十間以内	六六・七	一町以内	六六・七	卅間以内	六六・七	十間以内	六六・七	卅間以内	六六・七	十間以内	六六・七	卅間以内	六六・七	十間以内	六六・七	一町以内	六六・七	卅間以内	六六・七		
ラヂオ蓄音器商	五三・三	卅間以内	五三・三	十間以内	五三・三	一町以内	五三・三	卅間以内	五三・三	十間以内	五三・三	一町以内	五三・三	卅間以内	五三・三	十間以内	五三・三	一町以内	五三・三	卅間以内	五三・三	十間以内	五三・三	一町以内	五三・三	卅間以内	五三・三		
書籍雜誌商	一〇〇・〇〇	一町以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇	十間以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇	一町以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇	十間以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇	十間以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇	十間以内	一〇〇・〇〇	一町以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇		
荒物商	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇	十間以内	一〇〇・〇〇	一町以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇	十間以内	一〇〇・〇〇	一町以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇	十間以内	一〇〇・〇〇	一町以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇	十間以内	一〇〇・〇〇	一町以内	一〇〇・〇〇	卅間以内	一〇〇・〇〇		
萬屋	八二・八	五町以内	八二・八	十間以内	八二・八	一町以内	八二・八	十間以内	八二・八	一町以内	八二・八	十間以内	八二・八	一町以内	八二・八	十間以内	八二・八	一町以内	八二・八	十間以内	八二・八	一町以内	八二・八	十間以内	八二・八	一町以内	八二・八	十間以内	八二・八
二十九業種平均	六三・九	五町以内	六三・九	十間以内	六三・九	一町以内	六三・九	十間以内	六三・九	一町以内	六三・九	十間以内	六三・九	一町以内	六三・九	十間以内	六三・九	一町以内	六三・九	十間以内	六三・九	一町以内	六三・九	十間以内	六三・九	一町以内	六三・九	十間以内	六三・九

第八節 三町以内の同業者数及それと營業状態との關係

(一) 三町以内の同業者の數

前節に於て今回の調査の小賣業者の七三%餘は一町以内に最寄同業者が存在してゐることを知り得たが、然らば今度は同業者の數から見たらばどうなつてゐるか。之を知るために「三町以内の同業者の數」なる項目を設け、記入

を求めたが、その結果は第十八表の如く、三町以内の同業者数五人以内の店舗が最も多く、全體の六一・〇四%を占め、之に次いで十五人以上のものであるが、その数は遙か下つて二八・九三%に過ぎず、以下同業者全然無きもの五・一八%、三十人以上のもの三・六二%、三十一人以上のもの一・二三%となつてゐる。

第十八表 三町以内の同業者数 (一)

三町以内の同業者数	店 数	百分比
〇 人 以 内	一三九	五・一八
五 人 以 内	一、六三七	六一・〇四
十 五 人 以 内	七七六	二八・九三
三 十 人 以 内	九七	三・六二
三 十 一 人 以 上	三三	一・二三
合 計	二、六八二	一〇〇・〇〇

三町以内に全然同業者を有しない店舗の多い業種は、食料品商の三三・〇〇%が第一位で、之に次いで夜具蒲團商(二二・九二%)、ラヂオ蓄音器商(二〇・〇〇%)、瀬戸物商(一九・六一%)、肉類商(一六・四七%)、婦人子供服商(一六・三三%)、荒物商(一二・五〇%)等があり、大體前節の最も近き同業者迄の距離が一町以上離れてゐた店舗の多かつた業種である。逆に三町以内に同業者の一軒もない店舗の少いのは玩具商、萬屋、酒類商、菓子パン商で、孰れも一%以下であり、其他の業種も殆ど五%前後となつてゐる。

三町以内の同業者数一人以上五人以内のものゝ割合は殆ど孰れの業種も五〇%以上となつて居り、五〇%以下のもの

のは菓子パン商(四五・五〇%)、洋品雜貨商(四一・三八%)、酒類商(三九・三九%)、家具商(二九・二〇%)、洋服商(二六・二三%)の五業種があるのみである。この五人以内のものゝ一番多い業種は玩具商(九二・八六%)で、之に次いで魚商(八六・六七%)、乾物商(八五・〇〇%)、電氣器具商(八一・六三%)、荒物商(八〇・〇〇%)の四業種が八〇%以上金物商(七七・九二%)、靴商(七七・二七%)、肉類商(七六・四七%)、瀬戸物商(七六・四七%)、夜具蒲團商(七五・〇〇%)、文房具商(七三・八五%)、呉服商(七〇・一〇%)の七業種が七〇%以上となつてゐる。

次に三町以内の同業者の数が六人以上十五人以下の店舗の一番多くなつてゐる業種は、酒類商(五五・〇五%)、洋品雜貨商(四八・二七%)、菓子パン商(四六・〇七%)、洋服商(二九・五一%)の四業種で、比較的この級の店舗の多い業種は小間物商の四五・一〇%を始め、薪炭商(三六・七八%)、書籍雜誌商(三三・三三%)、米穀商(三二・九九%)、履物商(三〇・五三%)、蔬菜果物商(二九・六七%)、藥種商(二九・三八%)、萬屋(二八・九五%)、時計眼鏡貴金屬商(二七・六九%)等である。

三町以内に十六人以上三十人以上の同業者を有してゐる店舗の多い業種は非常に少く、十六業種には全然之等の店舗が無かつた。この級の店の多い業種は、業種が一箇所に密集して居る家具商で、報告同業者数の三三・七四%に達して居り、之については之も業者の集つてゐる洋服商で、一四・七五%に當つてゐる。この二業種の外には一〇%以上となつてゐるものは一つも無く、五%以上のものとしては萬屋(七・八九%)、薪炭商(六・四五%)、菓子パン商(六・一八%)、婦人子供服商(六・一二%)、洋品雜貨商(五・七五%)の五業種がある。

最後に三町以内に同業者数三十一人以上を有してゐる店舗のある業種は、洋服商の二六・二三%を始め、家具商(八・

八五%)、洋品雜貨商(二・三〇%)、菓子パン商(一・六九%)、酒類商(〇・五一%)、蔬菜果實商(〇・四八%)の六業種に過ぎず、他は全然かゝる店舗を有してゐない。

四六

次に小賣業者は三町以内に平均何人の同業者を有してゐるかと云ふに、今回調査の店舗二、七〇二店の有する同業者總計は一五、一九三人となり、平均して三町以内に五・六二人の同業者を有してゐる勘定になつてゐる。之を業種別に同業者数の多い順に示すと第十九表の通りで、洋服商が一番多く三町以内に一八・六七人を算し、最も少い業種は夜具蒲團商の一・八三人となつてゐるが、この表によつて大體名古屋市内に於ける小賣業者の分布の状態を知り得る様である。

第十九表 三町以内の同業者数 (業種別)

業種	三町以内の平均同業者数	業種	三町以内の平均同業者数
(1) 洋服商	一八・六七	(2) 家具商	一五・三七
(3) 洋品雜貨商	七・五二	(4) 酒類商	七・四二
(5) 菓子パン商	七・三一	(6) 小間物商	六・四一
(7) 萬屋	六・一三	(8) 薪炭商	六・〇九
(9) 蔬菜果實商	五・〇八	(10) 米穀商	五・〇六
(11) 書籍雜誌商	四・八二	(12) 履物商	四・六七
(13) 藥種商	四・五八	(14) 呉服商	四・二九
(15) 時計眼鏡貴金屬商	四・〇五	(15) 婦人子供服商	三・九四

(17) 靴商	三・八五	(18) 文房具商	三・七八
(19) 玩具商	三・五〇	(20) 金物商	三・二七
(21) 電氣器具商	二・九六	(22) 乾物商	二・八三
(23) 魚商	二・七〇	(24) 荒物商	二・五八
(25) 食料品商	二・五二	(26) 肉類商	二・二四
(27) 瀬戸物商	二・二四	(26) ラヂオ蓄音器商	二・〇六
(29) 夜具蒲團商	一・八三		

(二) 三町以内の同業者数と營業状態との關係

常識的に考へて附近に競争相手たる同業者が少く、獨占的傾向の大なるもの程その營業状態が好いものと見られるが、今回の調査の結果は第二十表の如く、三十一人以上の同業者を有するものゝ營業状態が一番よく、黒字のもの六〇・六一%となつてゐる。これは業者の密集してゐる程よいと考へられる様な業種か、左もなくば附近にかゝる多數の同業者を有する店舗は極く繁華な盛場に位置するものであり、全市凡ゆる方面からの顧客を吸収し得ると云ふような理由にもとづくものであらう。これに次いで五人以内のもので、黒字のもの五六・八三%であり、第三位は全然同業者の無きもので黒字のものが五三・九六%、第四位は十五人以上のもので五二・〇〇%、第五位が三十人以上のもので四九・四八%となつてゐる。

第二十表 三町以内の同業者数と營業状态との關係 (右店数、左百分比)

四七

業種別	三町以内の同業者数	黒字のもの	損益なきもの	赤字のもの	合計
○ 人	七五	〇	六四	一三九	四八
五人以内	五三・九六	〇・〇〇	四六・〇四	一〇〇・〇〇	一三九
十五人以内	九二八	七	六九八	一、六三三	一、〇〇〇
三十人以上	五六・八三	〇・四三	四二・七四	一〇〇・〇〇	七七五
合計	四〇三	一三	三五九	一〇〇・〇〇	七七五
三十人以上	五二・〇〇	一・六八	四六・三二	一〇〇・〇〇	九七
三十人以上	四八	三	四六	九七	
三十人以上	四九・四八	三・一〇	四七・四二	一〇〇・〇〇	
三十人以上	二〇	一	一二	三三	
三十人以上	六〇・六一	三・〇三	三六・三六	一〇〇・〇〇	
合計	一、四七四	二四	一、二七九	二、六七七	
合計	五五・〇六	〇・九〇	四四・〇四	一〇〇・〇〇	

業種別にこの関係を見ると第二十一表の如くになつてゐるが、之を要約すると次の如くで三町以内の同業者五人以内のものゝ好い業種が一番多くなつてゐる。

第四に黒字の多きもの
最も黒字の少きもの

計 二七 二九 二九 一三 六

第二十一表 三町以内の同業者数と営業状態の關係 (二) (業種別)

(備考 他に該當店舗の全然なきものは、〇名に二業種、三十人以上に一六業種、三十一人以上に二三業種あり)

業種	最も黒字の多きもの	同上黒字の率	第二に黒字の多きもの	同上黒字の率	第三に黒字の多きもの	同上黒字の率	第四に黒字の多きもの	同上黒字の率	最も黒字の少きもの	同上黒字の率
米穀商	五人以内	三・五	十五人以上	三・五	三十人以上	〇・〇〇	三十人以上	〇・〇〇	三十人以上	〇・〇〇
蔬菜果實商	册一人以上	二〇・〇〇	十五人以上	八・〇〇	十五人以上	六・九	三十人以上	六・九	三十人以上	〇・〇〇
魚類商	〇名	二〇・〇〇	十五人以上	二〇・〇〇	三十人以上	二〇・〇〇	三十人以上	二〇・〇〇	三十人以上	〇・〇〇
乾物商	〇名	二〇・〇〇	十五人以上	二〇・〇〇	三十人以上	二〇・〇〇	三十人以上	二〇・〇〇	三十人以上	〇・〇〇
肉類商	五人以内	四・五	十五人以上	二・七	十五人以上	二・七	三十人以上	二・七	三十人以上	〇・〇〇
酒類商	〇名	二〇・〇〇	十五人以上	二・六	十五人以上	二・六	三十人以上	二・六	三十人以上	〇・〇〇
菓子パン商	册一人以上	二〇・〇〇	十五人以上	二・六	十五人以上	二・六	三十人以上	二・六	三十人以上	〇・〇〇
食料品商	十五人以上	五・〇	十五人以上	二・五	十五人以上	二・五	三十人以上	二・五	三十人以上	〇・〇〇
薪炭商	〇名	二〇・〇〇	三十人以上	二・五	三十人以上	二・五	三十人以上	二・五	三十人以上	〇・〇〇
家具商	册一人以上	二〇・〇〇	三十人以上	二・五	三十人以上	二・五	三十人以上	二・五	三十人以上	〇・〇〇
瀬戸物商	十五人以上	五・〇	十五人以上	二・四	十五人以上	二・四	三十人以上	二・四	三十人以上	〇・〇〇
金物商	五人以内	五・五	十五人以上	二・三	十五人以上	二・三	三十人以上	二・三	三十人以上	〇・〇〇

吳服商	〇名	三〇〇〇	三十人以上	一〇〇〇〇	五人以上	七・五	十五人以上	五・五	(三十一人以上のものなし)
洋服商	十五人以上	七・三	册一人以上	五・五	三十人以上	五・五	五人以上	五・〇	〇・〇〇
婦人子供服商	五人以上	七・九	三十人以上	六・七	十五人以上	六・〇	〇名	五・〇	(三十一人以上のものなし)
夜具蒲團商	十五人以上	一〇〇〇	五人以上	六・三	〇名	五・五	(三十人以上、三十一人以上共になし)	五・〇	
洋品雜貨商	三十人以上	一〇〇〇	十五人以上	五・八	五人以上	六・四	〇名	五・〇	册一人以上
文房具商	〇名	一〇〇〇	五人以上	六・三	十五人以上	五・七	(三十人以上、三十一人以上共になし)	五・〇	
玩具具商	五人以上	六・五	十五人以上	〇〇〇	(〇名、三十人以上、三十一人以上共になし)	〇〇〇	〇名	〇・〇〇	(三十一人以上のものなし)
小間物商	三十人以上	六・七	五人以上	六・三	十五人以上	六・七	〇名	〇・〇〇	(三十一人以上のものなし)
靴物商	十五人以上	五・五	〇名	五・〇	五人以上	五・四	(三十人以上、三十一人以上共になし)	五・〇	
履物商	五人以上	六・五	十五人以上	五・四	〇名	五・〇	(三十人以上、三十一人以上共になし)	五・〇	
藥種商	五人以上	六・五	十五人以上	五・四	〇名	五・〇	(三十人以上、三十一人以上共になし)	五・〇	
時計眼鏡貴金屬商	〇名	一〇〇〇	五人以上	七・七	十五人以上	五・六	(三十人以上、三十一人以上共になし)	五・〇	
電氣器具商	五人以上	六・〇	十五人以上	六・〇	〇名	五・〇	(三十人以上、三十一人以上共になし)	五・〇	
ラヂオ器音器商	五人以上	六・三	十五人以上	四・七	〇名	五・七	(三十人以上、三十一人以上共になし)	五・〇	
書籍雜誌商	〇名	一〇〇〇	五人以上	六・六	十五人以上	五・二	(三十人以上、三十一人以上共になし)	五・〇	
荒物商	五人以上	六・六	十五人以上	三・三	〇名	二・〇	(三十人以上、三十一人以上共になし)	五・〇	
萬屋	十五人以上	七・三	五人以上	六・七	三十人以上	〇〇〇	(〇名、三十一人以上共になし)	五・〇	
二十九業種平均	册一人以上	六・三	五人以上	五・三	〇名	五・六	十五人以上	五・〇	三十人以上

五〇

第九節 常得意の最遠距離

小賣業者はその經營が順調に發展して行く時は尙ほ一層の隆昌を願ふべく、又その經營が困難に陥る時はその經營を維持するため新たな顧客の獲得に努力するため、その常得意の最遠距離を益々擴大して行く傾向があるが、しかし之が極端な遠距離にまで及ぶときは、經費の著しき増嵩を來し、却つて營業状態を悪化せしむるに至るのみならず、これは又國民經濟全體から見ても著しき不經濟と云はねばならないが、然らば現在小賣業者は如何程度その距離を擴大して行つてゐるか、又業種別にはどうなつてゐるか、本項が設けられたのもかゝる理由にもとづくものであらう。(尤も事變の進展により物資が非常に不足を來すにつれ段々此の距離が短縮せられて來てゐるのは周知の通りである)

扱て今回の調査の結果は第二十二表の如くなつてゐるが、これは常得意の範圍を大體名古屋市及其の附近の町村の範圍内に於ける常得意に限つたものであることを含み置かれない。

第二十二表 常得意の最遠距離

最遠距離	店數	百分比
五町以内	五七四	二一・三二
半里以内	四七一	一七・五〇
一里以内	五六一	二〇・八四
一里一町以上	六一五	二二・八四
不明のもの(註)	四七一	一七・五〇

合

計

二、六九二

一〇〇・〇〇

五二

(註 不明のもの大部分は現金賣で商品の配達もなせず、常得意がはつきりしないものと思はれる)

即ち同表では一里一町以上のものが最も多く、二二・八四%を占めて居り、如何に小賣業の營業地域が遠くまで擴がつてゐるかを知り得られる。之については五町以内、一里以内の順となり、半里以内のものと同不明のものが最低で、共に一七・五〇%の同率となつてゐる。

常得意の最遠距離が五町以上に及ばない業者の多い業種は、蔬菜果實商(五〇・〇〇%)、萬屋(四〇・〇〇%)、小間物商(三七・七五%)、藥種商(三七・二九%)、履物商(三六・六四%)、金物商(三三・七七%)、乾物商(三一・六七%)、肉類商(二九・八九%)で、日用品販賣の業種に限られて居り、逆に五町以内の最も少い業種は、米穀商(一・三〇%)、酒類商(一・五〇%)、洋服商(四・九二%)、書籍雜誌商(七・〇二%)、時計眼鏡貴金屬商(九・三八%)等である。

半里以内のもの、最も多い業種は、魚商(三九・一三%)、洋品雜貨商(二六・四四%)、食料品商(二四・四九%)で、比較的この割合の多くなつてゐるのは呉服商(二四・七四%)、藥種商(二四・二九%)、乾物商(二三・三三%)、萬屋(二三・〇八%)、夜具蒲團商(二二・九二%)、履物商(二二・一四%)、瀬戸物商(二二・五七%)、書籍雜誌商(二二・〇五%)、蔬菜果實商(二〇・七五%)、肉類商(二〇・六五%)等で、比較的少いのは、前の五町以内に於けると同じく、酒類商(四・五〇%)、洋服商(六・五六%)はこゝでも最も少く、之については、玩具商(七・一四%)、米穀商(七・七三%)等となつてゐる。

常得意の最遠距離が一里以内のもの、多い業種は、薪炭商(三六・三一%)、ラヂオ蓄音器商(三三・三三%)、呉服商

(三〇・九三%)、靴商(二五・七六%)で、これが第二に多くなつてゐるものには酒類商(三二・〇〇%)、書籍雜誌商(三一・五八%)、米穀商(二八・三五%)、時計眼鏡貴金屬商(二六・五六%)である。又これの少い業種は蔬菜果實商(八・四九%)、魚商(八・六九%)、履物商(九・九二%)等である。

常得意の最遠距離が一里一町以上の店舗の最も多くなつてゐる業種は非常に多い。中でも特に多いのは、米穀商の六一・八六%と酒類商の六〇・〇〇%で、この二業種の御用配達の範圍が如何に遠方まで及んでゐるものが多いか、知り得られよう。之に次いで電気器具商(三八・〇〇%)、洋服商(三六・〇六%)、書籍雜誌商、夜具蒲團商、家具商(以上三者共に三三・三三%)、婦人子供服商(三二・六六%)が多く、少い方の業種は近所の商店で買ふのを普通とする日用品を取扱つてゐる店か、全然通りかゝりの人相手である玩具商(〇%)、萬屋(二・五六%)、藥種商(四・八二%)、履物商(五・三四%)、魚商(六・五二%)、蔬菜果實商(七・〇八%)、荒物商(七・五〇%)、洋品雜貨商(八・〇五%)、小間物商(九・二七%)等である。

最後に不明と記入したもの、最も多いのは左の業種であるが、これには多く現金賣で、全然品物の配達もせず、その常得意の住所も判らないものが大分含まれて居り、その常得意は大體近距離に限られてゐると見るべきであらう。玩具商(五七・一四%)、荒物商(四七・五〇%)、文房具商(三八・八〇%)、時計眼鏡貴金屬商(三五・九四%)、瀬戸物商(三五・三〇%)、菓子パン商(二七・五三%)。

この外比較的不明のもの、多いものには家具商(二九・八二%)、洋服商(二九・五一%)があるが、これはこの二業種の様業者に軒を並べて存在してゐると、買ひたい者は其處に出向き、各店比較の上、氣に入つたものを買つて行く

五三

ことが多く、従つて一現の客を主とするものによると考へられる。米穀商は不明のもの一・〇三%、薪炭商一・九一%、酒類商二・〇〇%に過ぎないのは、之等の業種は孰れも配達を要する商品を取扱ふもので、一現の客の殆どない事を示してゐる。

第三章 主要十業種の経営状態

前章に於て名古屋市内小賣業の経営状態全般について概説し、若干業種別観察も併せ試みて来たが、次に調査業種二十九の中、報告店舗数の比較的多かつた業種十を選んで業種別に稍々詳細に調査の結果を検討することとする。

第一節 米 穀 商

本業種につき調査票を送附した店舗数は二〇〇店で、その中調査票の提出を受けた店舗数は一九四であつた。

(一) 開業事情

(1)開業時代 第二十三表の通り明治年代開業のものが最も多く三三・五一%に當り、多くの業種の中でも米穀商は経営堅實で古くから續いてゐるものが多くなつてゐる。大正年代開業のものも多く三二・四六%に達し、昭和年代も三〇%に近いが、明治以前開業のものは五%にも達してゐない。

(2)新規開業と營業譲受の割合 新規開業と營業譲受の割合に於て米穀商は營業の譲受が全體の二〇・五三%で、二

十九業種のうち營業の譲受の多い方で四位となつてゐるが、これは前章に於て述べた様に、廢業者が他業より多いためと見るべきではなく、寧ろ營業の譲受によりその顧客を引繼いで開業せねば始めからうまく行かない爲めと見るべきであらう。年代別にこの割合の變動を見ると同表の如く、大正年代が最も多く、營業の譲受が二七・四二%に達し、以下明治年代、昭和年代、明治以前の順となつてゐる。

第二十三表 開業事情 (不明のものは百分比に算入せず以下本章中皆同じ)

開業事情	開業年代				計
	明治以前	明治年代	大正年代	昭和年代	
新規開業	(八七・五〇%) 七	(九・九一%) 五一	(七二・六六%) 四五	(八五・七二%) 四八	(九一・五一%) 一五
營業の譲受	(三三・五〇%) 一	(二〇・三三%) 一三	(二七・四二%) 一七	(四一・二九%) 八	(二〇・五三%) 三
不明	一	〇	〇	〇	一
合計	(一〇〇・〇〇%) 九	(一〇〇・〇〇%) 六四	(一〇〇・〇〇%) 六二	(一〇〇・〇〇%) 五六	(一〇〇・〇〇%) 一九

(二) 現在の營業状態

前章に於ても少し述べた通り、調査の當時米穀商は玄米の値上りにも拘らず、小賣價格の値上は低物價政策的見地より之を認められず、利潤極めて僅少となり、或等級米に於ては却つて損失を生じてゐると稱せられ、之に加ふるに玄米の出廻り不圓滑のため、その経営は極度に困難となつてゐたので、今回の調査の結果に於ても

損益なきもの
赤字のもの
合計

一
一五九
一九四

〇・五一
八一・九六
一〇〇・〇〇

(三) 開業前の店主の経歴と営業状態

店主の開業前の経歴は第二十四表の通りで、大體二十九業種平均と同じであるが、たゞそれ以外の者が若干減少し他の二者が少し増してゐる。

これと営業状態との關係を見ると、不思議な事に、それ以外よりはいつた者が、最も黒字が多くなつて居り、同種營業の徒弟が第二位で、他の商業者は黒字のものが非常に少くなつてゐる。

第二十四表 店主の経歴と営業状態

店主の経歴 営業状態	店主の経歴		合計
	現在と同種 營業の徒弟	他の商業者	
黒字のもの	二二一 (二八・〇%)	三三三 (三三・三%)	五五四 (二七・三%)
損益なきもの	〇 (〇・〇%)	〇 (〇・〇%)	〇 (〇・〇%)
赤字のもの	九五 (一二・〇%)	二二九 (二二・八%)	三二四 (一五・九%)
合計	一一六 (一四・七%)	三三三 (三三・三%)	四四九 (二二・〇%)

(四) 従業員数と営業状態

米穀商に於ては左の如く、殆ど總てが家族従業員を有するか、家族及雇入兩方の従業員を有する店舗であつて、店主一人經營のもの又は雇入従業員のみを有してゐる店舗は極めて少い。二十九業種の平均に比較して、全然従業員なきもの及家族のみものが稍々少く、雇入のみ及兩方を有するものが稍々多くなつてゐる。而して家族従業員のみを有する店舗の中でも一人のものが断然多く、その六〇%に當つて居る。

第二十五表 従業員数

摘要	従業員数	
	店数	割合
全然従業員なきもの	三・五 (三・五%)	五七 (二〇・〇%)
家族従業員のみを有するもの	一	二七 (二八・四%)
	二	八 (八・四%)
	三	一 (一・〇%)
	四	五 (四・四%)
	五	四 (三・六%)
雇入従業員のみを有するもの	一	〇 (〇・〇%)
	二	二 (二・一%)
	三	二 (二・一%)
	四	二 (二・一%)

両方の従業員を有するもの

八三	二人	二六 (三・三%)
十人以内	五人以内	三七 (四・五%)
二十人以上	二十人以上	一五 (一・八%)
四	四	(四・八%)
一	一	(一・三%)

然して以上一九四店の有する従業員の總数は

家族従業員	三〇五名	一店當り	一・五七名
雇入従業員	二六一名	〃	一・三五名
計	五六六名	〃	二・九二名

となり一店舗につき店主を除き約三人の従業員を有してゐる計算になつてゐる。

次に従業員の使用の異なるにつれて營業狀態はどう變つてゐるかを見るに、次表の如く従業員を全く有せざるものが一番黒字が多く、續いて雇入従業員のみ、家族従業員のみ、両方の従業員を有するものゝ順となつてゐる。

第二十六表 従業員使用別と營業狀態

營業狀態	従業員別	計			
全然従業員を有せざるもの	家族従業員のみ	雇入従業員のみ	両方の従業員を有するもの	合	計
黒字のもの	(一〇・〇〇%)	(七・九%)	(一八・九%)	(一六・七%)	(一七・五%)
損益なきもの	(〇・〇〇%)	(〇・〇〇%)	(〇・〇〇%)	(一・一〇%)	(一・五%)

赤字のもの	(三・〇〇%)	(二・二%)	(二・八%)	(二・六%)	(二・九%)
合計	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)

(五) 經營困難なる主なる理由

報告店舗一九四店中經營困難なる理由なしと記入せるもの一店と記入洩れ二店を除いた一九一店の延記入数は三八三理由で、平均一店が一・五七の理由に〇印を附したることになつてゐる。經營困難なる主なる理由として調査票に掲げられた八つの理由につき、米穀商が現在困つてゐる順序を記入率によつて判断すると次の如くである。最も困つてゐるのは營業狀態の項でも述べた如く、統制經濟下に於ける白米價格の据置と米の出廻不圓滑であつて、報告店舗總數一九四店の六二・三七%に當る一二二店が、統制經濟の影響について記入して居り、これが爲め米穀商の經營が如何に苦境に陥つてゐるか窺はれる。第二位は同業者の過剰でこれも記入率四一・七五%に達して居り、産業組合の壓迫が第三位で三〇・四一%、購買會の壓迫が第四位で二七・三二%で、米穀商はこれ等二者の壓迫を著しく感じてゐる業種となつてゐる。従業員難は一八・五六%で第六位であるが、他の業種に比較して記入が大分少なくなつてゐる。公私設市場の壓迫、金融難は夫々第六位、第七位となつて居り、その記入率は一〇%以下であり、百貨店の壓迫は米が百貨店の取扱が極めて少ないため、これについて記入したものは一店もなかつた。

(1) 統制經濟の影響	記入店數	記入率
	一二二	六二・三七%
(2) 同業者の過剰	八一	四一・七五%

(3) 産業組合の壓迫	五九	三〇・四一
(4) 購買會の壓迫	五三	二七・三二
(5) 従業員難	三六	一八・五六
(6) 公私設市場の壓迫	一八	九・二八
(7) 金融難	一五	七・七三
(8) 百貨店の壓迫	〇	〇・〇〇

(六) 将来に對する見透

前に述べた通り米穀商の八二%弱は赤字に悩んでゐるが、然らば業者はその經營が將來どうなつて行くものと見透してゐるのであるか。本調査の結果の示すところによれば左の如く一三二店、六八・九五%が營業繼續可能と記入して居り、黒字の率に較べて非常に多くなつてゐるが、これは調査の當時の如き玄米高と白米小賣値据置との矛盾は何時迄も放任せられる様なことはなく、近い中には何とか適當な調整が講ぜられるであらうと期待してゐるためと考へられる。而してかゝる期待は望み薄と見て廢業の餘儀なしと答へたるもの五九店で三一・〇五%に當り、調査二十九業種の中、米穀商が飛び離れて多くなつてゐる。然もこの中の五二店、八八・一四%は全く轉業の途なきものであり、業者の苦境は極めて深刻と云はねばならない。

營業繼續可能のもの	一三二	六七・五三
廢業の餘儀なきもの	五九	三一・〇五
轉業の途あるもの	五	八・四七
内譯)轉業の途なきもの	五二	八八・一四

(七) 最も近き同業者迄の距離と營業狀態

米穀業者の最も近き同業者迄の距離は左の如く三十一間以上二町以内となつてゐるものが最も多く、三十間以内、十間以内のものに次ぎ、六町以上のもは一軒もなく、同業者の多い模様がうかがはれる。

三十間以内	五三	二七・三二
十間以内	二四	一二・三七
一町以内	八一	四一・七五
二町以内	二五	一二・八八
三町以内	九	四・六四
四町以内	一	〇・五二
五町以内	一	〇・五二
六町以上	〇	〇・〇〇
計	一九四	一〇〇・〇〇

次にこの最寄同業者迄の距離の長短によつて營業狀態がどう異つてゐるかを見ると第二十七表の如く、最も遠く離れて居つて附近に競争者の極めて少いと見られる五町以内のものが矢張り最も良好で、黒字のもの二五・〇〇%となつて居り、第二位は三十間以内、第三位は一町以内で、夫々黒字のもの一八・八七%、一七・二八%となつてゐるが、十間以内のものは同業者過剰で競争が激しい爲めか、その黒字のものは僅か四・一七%に過ぎない。

第二十七表 最寄同業者迄の距離と營業狀態

營業狀態	最寄同業者迄の距離					合 計
	十間以内	三十間以内	一町以内	五町以内	合 計	
黒字のもの	(四・七%)	(二八・七%)	(二七・六%)	(五・〇%)	(二七・五%)	
損益なきもの	〇	〇	(一・四%)	〇	(一・五%)	
赤字のもの	(九・八%)	(八・三%)	(八・四%)	(七・〇%)	(八・六%)	
合 計	(一四・〇%)	(五三・七%)	(八一・〇%)	(三六・〇%)	(一九四・〇%)	

(八) 三町以内の同業者数と營業狀態

次に附近の同業者を数の上から見ると、第二十八表の如く五人以内のものが最も多く六五%はこれに屬して居り、十五人以内のものに次ぎ三三%を占め、この兩者の合計で九八%に達して居り、三町以内に全然同業者なきものは一・五五%、三十人以上のものには〇・五一%に過ぎず、三十一人以上も多數の同業者を有するものは一軒もなかつた。然して報告店舗一九四店の三町以内有する同業者の總数は九八二店となり、一店平均三町以内に五・〇六店の同業者を有して營業してゐることになつてゐる。

次に三町以内の同業者数と營業狀態の關係を見ると第二十八表の通りであるが、その中三町以内に全然同業者の無きものと三十人以上のものとは店舗数が極めて少く、共に赤字經營のものばかりとなつてゐるのでこれを除外すると、五人以内のものが黒字のものゝ割合二〇・六三%となつてゐるに對し十五人以上のものは黒字のものゝ割合一二・五〇%

で前者に較べて遙かに少く、これによつても矢張り同業者の少ない程經營がうまく行つてゐることが知り得られる

第二十八表 三町以内の同業者数と營業狀態

營業狀態	三町以内の同業者数					合 計
	名	五人以内	十五人以上	三十人以上	合 計	
黒字のもの	〇	一六	八	〇	三三	
損益なきもの	〇	〇	一	〇	一	
赤字のもの	三	一〇〇	五五	一	一五九	
合 計	三	一一六	六四	一	一九四	

(註) 三十一人以上の店舗無し

(九) 常得意の最遠距離

米屋の配達距離は非常に遠くまで行つてゐると云はれてゐるが、果してどの程度まで及んでゐるか云ふと、左の通り一里から二里以内の者が最も多く一〇〇店、五一・五五%に達して居り、二里から三里以上のもの一六店(八・二五%)、三里以上五里内のもの四店(二・〇六%)あり、これ等一里一町以上のものゝ合計の割合が全體の六一・八六%となり、酒類商の六〇・〇〇%と共に二十九業種の中で最も常得意の最遠距離が遠くまで及んでゐるものゝ多い業種となつてゐる。

五町以内

二

一・〇三

半里以内	一五	七・七三
一里以内	五五	二八・三五
二里以内	一〇〇	五一・五五
三里以内	一六	八・二五
五里以内	四	二・〇六
不明	二	一・〇三
計	一九四	一〇〇・〇〇

六四

第二節・蔬菜果實商

本業種につき調査票を送附した店舗数は二二九店で、その中調査票の提出を受けた店舗数は二二二店であつた。

(一) 開業事情

(1) 開業年代 第二十九表の如く大正年代開業のものが最も多く八一店、四〇%に垂んとしてゐるが、それもその後半に開業したものが大部分で、この時代に名古屋市に於て蔬菜果實商が激増したものなることを知り得る(大正九年から大正末までに開業した数は五〇店で全體の二四・五%に達してゐる)。大正年代に次いで明治年代が多く二九・四%で、その率は米穀商、酒類商に次いで第三位となつて居るが、昭和年代の開業は二六・九六%で、これは二十九業種中第四番目に少ない方である。

第二十九表 開業事情

開業事情	開業年代	明治以前	明治年代	大正年代	昭和年代	合計
新規開業		(七五・〇〇%) 六	(五三・三三%) 五五	(八二・七七%) 六七	(七〇・七七%) 三八	(八三・八六%) 一六六
營業の譲受		(二五・〇〇%) 二	(六・八八%) 四	(一七・六六%) 一四	(一九・三三%) 一六	(二七・八二%) 三六
不明		〇	一	〇	一	二
合計		(一〇〇・〇〇%) 八	(一〇〇・〇〇%) 六〇	(一〇〇・〇〇%) 八一	(一〇〇・〇〇%) 五五	(一〇〇・〇〇%) 二一四

(2) 新規開業と營業の譲受 蔬菜果實商はこの割合に於て、營業の譲受が第二十九表の如く一七・八二%で、二十九業種中第六位となつて居るが、その理由は全體米穀商に於けると同様と見得られるであらう。營業の譲受の割合は明治以前を除き、年代の新しくなるにつれて増加し、昭和年代に於いて營業の譲受が二九・六三%と他の年代に比して著しく高くなつてゐるのは、時の進むにつれ同業者増加し、特に前述の如く大正後半に於て同業者が急増して、昭和に入ると、同業者の過剰が痛感せられてくと共に、深甚なる不況の影響のために廢業者が増加して來たことも見逃がし得ないであらう。

(二) 現在の營業狀態

蔬菜果實商の現在の營業狀態は

黒字のもの	一三五 ^店	六三・六八
損益なきもの	一	〇・四七

六五

赤字のもの

七六

三五・八五

一〇〇・〇〇

六六

で、黒字のもの、割合は二十九業種中第十一番となつてゐる。各種の経営事情と營業状態との關係は以下述べる通りである。

(三) 開業前の店主の經歷と營業状態

店主の開業前の經歷は第三十表の如く、現在の同種營業の徒弟が四七・三七%で一番多くなつて居るが、その率は他業種に比すると相當低くなつて居る(二十九業種平均は五七・六九%)。これに對しそれ以外の者からの轉業者は三三・九七%に達して居り、この蔬菜果實商は無經驗小資本の素人からでも割合にはいり易い商賣なることを示してゐる。他の商業者からの轉業者は一八・六六%で最も少くなつてゐる。

店主の經歷と營業状態との關係では、他の商業者からの轉業者が最も良く、それ以外の素人からの轉業者がこれに次ぎ、不思議なことに現在と同種營業の徒弟が一番黒字のものが少くなつて居り、他の商業者との懸隔が甚だし

第三十表 店主の經歷と營業状態

店主の經歷 營業状態	現在と同種營業 の徒弟	他の商業者	それ以外の者	合 計
黒字のもの	五八 (六・五%)	三〇 (六・五%)	四六 (六・七%)	一三四 (六・二%)
損益なきもの	〇 (〇・〇%)	〇 (〇・〇%)	一 (一・四%)	一 (〇・四%)

赤字のもの

(四一・四)

(三〇・八)

(三・八)

(七・四)

合 計

九九
(一〇〇・〇%)

三九
(一〇〇・〇%)

七一
(一〇〇・〇%)

一〇九
(一〇〇・〇%)

(四) 従業員數と營業状態

蔬菜果實商の従業員使用状態は第三十一表の如く、家族従業員のみを有する店舗が殆ど大部分で、一四六店、六八・八七%に達して居り、その又四割が家族従業員一人のもの、三割が同二人のもので、蔬菜果實商は極めて小規模のものが多くなつてゐる。兩方の従業員を有するものは二七・八三%で他業種に比し極めて少く(二十九業種平均は三八・五八%)、全然従業員を有せざるもの及び雇入従業員のみを有するものも極く少數である。

第三十一表 従業員數

摘要

店 數

家族従業員のみを有するもの	従業員數	店 數	割合
一 人	六〇	一四六	(四一・一〇%)
二 人	四六	一四六	(三一・五%)
三 人	二〇	一四六	(一三・七%)
四 人	一七	一四六	(一二・四%)
五 人	二	一四六	(一・三%)
五人以上	一	一四六	(〇・六%)

六七

雇入従業員のみを有するもの		(二・八%)		二	一人	一	(二五・〇〇%)
		(二・八%)		三	一人	〇	(二五・〇〇%)
		(二・八%)		四	一人	〇	(二五・〇〇%)
		(二・八%)		十人以内	一人	一	(二五・〇〇%)
		(二・八%)		二十人以上	一人	一	(二五・〇〇%)
両方の従業員を有するもの		(七・八%)		二	一人	七	(二・八六%)
		(七・八%)		五人以内	一人	三二	(四・四四%)
		(七・八%)		十人以上	一人	一四	(三・七三%)
		(七・八%)		二十人以上	一人	五	(八・四七%)
		(七・八%)		二十人以上	一人	一	(一・七〇%)
合計	二二二						

然して以上二二二店の使用する従業員の総数は左の如く、六三六名で、一店當り丁度三人となつて居る。

家族従業員	四二七名	一店當り	二・〇一名
雇入従業員	二〇九名	〇	〇・九九名
合計	六三六名	〇	三・〇〇名

次に従業員の使用の事情は營業狀態に如何なる影響を及ぼしてゐるかを見ると、第三十二表の如くで全然従業員の無いものが一番よく黒字のもの六六・六七%となつてゐるが、これは該當店舗が極めて少く正確なることは判らない。

これについては両方の従業員を有するものが良く、黒字のもの六六・一〇%で、第三位の家族従業員のみものより約三%多くなつて居る。雇入従業員のみを有するものは經費の負擔が重いのか、黒字のもの五〇%となつてゐるが、これも該當店舗の数が非常に少い。

第三十二表 従業員使用別と營業狀態

營業狀態	従業員別	全従業員を有するもの	家族従業員のみを有するもの	雇入従業員のみを有するもの	両方の従業員を有するもの	合計
黒字のもの	(六・七%)	九二	(五・〇〇%)	三九	(三・六%)	一三五
損益なきもの	(〇・〇〇%)	一	(〇・〇〇%)	〇	(〇・〇〇%)	一
赤字のもの	(三・三%)	五三	(五・〇〇%)	二二	(三・六%)	七六
合計	(一・四%)	一四六	(一〇・〇〇%)	四	(七・八%)	一五〇

(五) 經營困難なる主なる理由

報告店舗總數二二二店の中、經營困難なる理由を記入したもの一九七店(九二・九二%)、全然困難なる理由なしと記入したるもの一五店(七・〇八%)となつて居り、困難なる理由として〇印記入の延數は三四〇となり、平均一店一・七三理由記入した割合になつてゐる。而して今八理由を記入率の多い順に列記すると

(1) 同業者の過剰	店數	記入率
	一一三	五三・三〇%

(2) 公私設市場の壓迫	一〇五	四九・五三
(3) 従業員難	四五	二一・二三
(4) 統制經濟の影響	三三	一五・二〇
(5) 産業組合の壓迫	一七	八・〇二
(6) 購買會の壓迫	一二	五・六六
(7) 金融難	八	三・七七
(8) 百貨店の壓迫	八	三・七七

で、同業者の過剰が第一となつて居るが、第二位以下は他業種の場合とは相當異つてゐる。即ち公私設市場の壓迫は業種柄この蔬菜果實商の受ける壓迫が一番甚だしく、第二位となつて居り、二十九業種中でも最も記入率が高い。他の業種の大部分が經營困難なる理由として挙げてゐた統制經濟の影響は、生鮮食料品を取扱ふこの業種にとつては未だ左程大なるものがなく第四番目にあり、その記入率も一五・一〇%に過ぎない。産業組合の壓迫は生産者が夜店及行商等によつて直接進出して來るによる壓迫を意味するものと思はれ、米穀商、薪炭商に次いで記入率が高いが、本業種全體から見ると第五位となつてゐるに過ぎない。購買會の大量直接購入による壓迫は第六位で五・六六%となつて居り、金融難は殆ど影響のないと考へられる百貨店の壓迫と同率で三・七七%となつてゐる。

(六) 將來に對する見透

蔬菜果實商の將來に對する見透しは左の如く營業繼續可能と見るものが斷然多く九一・八七%がこれであり、廢業の餘儀なきものは八・一三%に過ぎない。しかし廢業の餘儀なきものの内譯は轉業の途なきものが一〇店、五八・八二

%存在してゐる。

營業繼續可能のもの	一九二	九一・八七%
廢業の餘儀なきもの	一七	八・一三
轉業の途あるもの	六	三五・三〇
轉業の途なきもの	一〇	五八・八二
内譯 内譯記入なきもの	一	五・八八

(七) 最も近き同業者迄の距離と營業狀態

蔬菜果實商の最も近き同業者迄の距離は左く如く三十一間以上二町以内となつてゐるものが最も多く、約半数に達して居り、之に次いでは一町以上二町以内のものが多くなつて居る。米穀商と同じく本業種でも六町以上も最寄同業者と離れてゐるやうな店舗は一軒もなかつた。

十 間 以 内	一九	九・〇一
三十 間 以 内	三一	一四・六九
一 町 以 内	一〇四	四九・二九
二 町 以 内	四二	一九・九〇
三 町 以 内	一一	五・二一
四 町 以 内	二	〇・九五
五 町 以 内	二	〇・九五
六 町 以 上	〇	〇・〇〇

五町以内
五七
二七・〇一

合計 100.00 七二

最も近き同業者迄の距離の遠近は営業状態に如何なる影響を及ぼしてゐるかを見るに、蔬菜果實の如く大體近所の業者で買ひとゝのへるやうなものにあつては、同業者と離れてゐればゐる程、その営業状態は良好となつて來てゐる即ち第三十三表に示す如く五町以内のものが黒字の率が最も多く七〇%を超えてゐるが、第二位の一町以内のものは六四%餘となり、更らに第三位の三十間以内のものでは五八%に下り、最下位の十間以内のものは黒字のものが五二%餘に過ぎなく、附近に同業者の有る無しは、經營上最も重要な要因となつてゐることが知り得られる。

第三十三表 最寄同業者迄の距離と營業状態

營業状態	最寄同業者迄の距離					合計
	十間以内	三十間以内	一町以内	五町以内	合計	
黒字のもの	(五二・四%)	(五八・七%)	(六四・四%)	(七〇・一%)	(七五・九%)	(七二)
損益なきもの	(五二・五%)	(四〇・〇%)	(四〇・〇%)	(四〇・〇%)	(四〇・〇%)	(一)
赤字のもの	(四二・二%)	(四一・九%)	(三三・七%)	(元・八%)	(三二・五%)	(七五)
合計	(一〇〇・〇%)	(一〇〇・〇%)	(一〇〇・〇%)	(一〇〇・〇%)	(一〇〇・〇%)	(一〇〇)

(六町以上の店舗なし)

(八) 三町以内の同業者数と營業状態

蔬菜果實商の三町以内の同業者数の状態は大體米穀商のそれと類似してゐる。即ち第三十四表の如く、五人以内の

ものが壓倒的に多く、全體の六七%はこれに屬して居り、第二位の十五人以上の三〇%を加ふれば、この二つで全體の九七%弱を占めてゐることになり、他のものは極めて少數である。

而して右二〇九店の三町以内に有する同業者の總数は一、〇七六名に上り、平均して一店五・〇八店の同業者を有して營業してゐる勘定になるが、これも略々米穀商と同じである。

三町以内の同業者の数と營業状態との關係は第三十四表の様になつてゐる。その中三十人以上、三十一人以上は孰れも該當店舗が一軒宛しかないのでこれを除外して考察すると、こゝでも矢張り同業者数の少ないものゝ方が營業状態が好いことを示してゐる。即ち三町以内に同業者全然なきものが黒字のもの八〇%で斷然好く、次いで五人以内が六五%、十五人以上が六一・二九%となつてゐる。

第三十四表 三町以内の同業者数と營業状態

營業状態	三町以内の同業者数					合計
	〇名	五人以内	十五人以上	三十人以上	三十一人以上	
黒字のもの	(二〇・〇%)	(五二・九%)	(六二・九%)	(六〇・〇%)	(一〇〇・〇%)	(一三四)
損益なきもの	(〇・〇%)	(〇・〇%)	(一・一%)	(〇・〇%)	(〇・〇%)	(一)
赤字のもの	(一〇・〇%)	(三三・四%)	(三三・一%)	(一〇〇・〇%)	(一〇〇・〇%)	(七四)
合計	(二二・〇%)	(八六・三%)	(九六・〇%)	(一〇〇・〇%)	(一〇〇・〇%)	(一〇九)

(九) 常得意の最近距離

蔬菜果實商はその取扱品の性質上、常得意の範囲は大體その店舗の附近に限定せられて居り、左の如く五町以内のものが丁度五〇%を占めて居り、半里以内のものが之について二〇・七五%となつて居る、不明のものも一三・六八%に達してゐるがこれも大體に於て大部分は、半里以内の範囲の常得意を有するものと見へ差支へない様である。而して一里以内が八・四九%、一里一町以上が七・〇八%に達してゐるのは、御用聞又は行商による常得意につき記入したものと見られる。

五町以内	一〇六	五〇・七五
半里以内	四四	二〇・七五
一里以内	一八	八・四九
一里一町以上	一五	七・〇八
不明	二九	一三・六八
計	二二二	一〇〇・〇〇

第三節 酒類商

本業種につき調査票を送附した店舗数は二〇〇店であつたが、その全部より調査票の提出を受くることを得た。

(一) 開業事情

(1)開業年代 酒類商の開業は第三十五表の如く大正年代のものが最も多く、之に次いで明治と昭和は殆ど同数となつて居り、明治以前は矢張り極めて僅少である。

第三十五表 開業事情

開業事情	開業年代	明治以前	明治年代	大正年代	昭和年代	合計
新規開業		(五・二四%) 四	(八・九六%) 五三	(六・四七%) 六八	(四・四七%) 四九	(一七・一四%) 一七四
營業の譲受		(四三・八六%) 三	(一〇・一七%) 六	(一〇・五三%) 八	(一五・五二%) 九	(二一・二六%) 二一六
合計		(四九・一〇%) 七	(一九・一三%) 五九	(一六・〇〇%) 七六	(一五・〇〇%) 五八	(一〇〇・〇〇%) 二一〇

(2)新規開業と營業の譲受 酒類商のこの二つの割合は新規開業八七%、營業の譲受一三%となつてゐる(第三十五表)。これを年代別に見ると、明治以前は開業の自由が認められてゐなかつたためか、營業の譲受が四二・八六%に達し新規開業と殆ど半々となつてゐるが、明治年代になると、これが一〇%となり、大正年代も殆ど同率となつてゐる。更らに昭和にはいつては經營困難の爲め廢業者續出したためか營業譲受の率は再び増加して一五・五二%となつて來て居り、二十九業種の平均と同一の變遷を示してゐる。

(二) 現在の營業狀態

酒類商には昭和十三年春より免許制が施行せられ、それ以後は從來の如き新規開業者の續出は大分緩和せられて來てゐるが、猶ほ現在同業者の過剩に最も苦しんでゐる業種の一と稱せられて居り、今回調査の結果に現はれた現在の營業狀態も二十九業種中第二十位にあり、左の如く辛ふじて黒字のものが半数以上となつてゐる。

黒字のもの	一〇八	五四・二七
損益なきもの	七	三・五二
赤字のもの	八四	四二・二一
計	一九九	一〇〇・〇〇

七六

(三) 開業前の店主の経歴と営業状態

開業前の店主の経歴を見るに酒類商に於ては第三十六表の如く、現在と同種営業の徒弟だつたものが最も多く七六・五〇%を占めて居り、二十九業種中第四番目にこの同種営業の徒弟出身の率の多き業種となつてゐる。従つてそれ以外の者及他の商業者よりの轉業者の率は他業種に較べて極めて少くなつて居り、その率は夫々一六%及七・五%となつて居る。

店主の経歴と営業状態との關係は本業種に於ても米穀商の場合と同じくそれ以外の者が最も黒字が多く六八・七五%となつて居り、第二位は現在と同種営業の徒弟で、黒字のものゝ率は五一・六三%、第三位が他の商業者で同五〇%と辛うじて赤字のものより多くなつてゐるが、それ以外の者の黒字率とは非常に懸隔があり、素人の開業によつて、既存の業者が壓迫せられてゐる状態が推察し得られる。

第三十六表 店主の経歴と営業状態

店主の経歴	現在と同種	他の商業者	それ以外の者	合	計
営業状態	黒字のもの	七九	七	一〇八	(五四・二七%)
	七九	七	一〇八	一〇八	(五四・二七%)

損益なきもの	(三・九二%)	七	(三・五二%)	七	(三・五二%)
赤字のもの	(四・四八%)	六	(三・二五%)	八四	(四二・二一%)
不明	〇	一	〇	一	(四・三三%)
合計	(一五・三三%)	一五	(一三・一一%)	一〇〇	(一〇〇・〇〇%)

(四) 従業員数と営業状態

酒類商の従業員使用状態は他の業種と異なり、第三十七表の如く兩方の従業員を有するものが非常に多く六六・五〇%に達して居り、之に次いで家族従業員のみを有するもの、雇入従業員のみを有するもの、従業員を全く有せざるものとなつて居り、最後のものはたゞ一軒に過ぎず、本業種の如く配達が多いものは店主一人で經營することは到底不可能なることが知り得られる。

第三十七表 従業員数

摘要	店数	人数
全然従業員なきもの	(一・〇%)	一
家族従業員のみを有するもの	(一四・三三%)	三
	(五・四%)	二
	(一・二%)	一
	(二六・四一%)	二六
	(二七・〇%)	二〇
	(三・五二%)	四

七七

雇入従業員のみを有するもの		両方の従業員を有するもの	
四	三 (五・五%)	二	二 (一・三三%)
五	一 (一・八%)	五	二 (六・六七%)
一	四 (三・三%)	四	一 (八・三%)
二	二 (一・六七%)	三	三 (三・〇%)
三	三 (三・〇%)	二	二 (一・六七%)
四	二 (一・六七%)	五	一 (八・三%)
五	一 (一・三三%)	十	七 (四・六四%)
十	二 (一・五九%)	二十	二 (一・五九%)
二十	六 (四・五二%)	三十	六 (四・五二%)
三十	一 (〇・七五%)	四十	一 (〇・七五%)
四十		五十	
五十		六十	
六十		七十	
七十		八十	
八十		九十	
九十		百	
百		百一	
百一		百二	
百二		百三	
百三		百四	
百四		百五	
百五		百六	
百六		百七	
百七		百八	
百八		百九	
百九		二百	
二百		二百一	
二百一		二百二	
二百二		二百三	
二百三		二百四	
二百四		二百五	
二百五		二百六	
二百六		二百七	
二百七		二百八	
二百八		二百九	
二百九		三百	
三百		三百一	
三百一		三百二	
三百二		三百三	
三百三		三百四	
三百四		三百五	
三百五		三百六	
三百六		三百七	
三百七		三百八	
三百八		三百九	
三百九		四百	
四百		四百一	
四百一		四百二	
四百二		四百三	
四百三		四百四	
四百四		四百五	
四百五		四百六	
四百六		四百七	
四百七		四百八	
四百八		四百九	
四百九		五百	
五百		五百一	
五百一		五百二	
五百二		五百三	
五百三		五百四	
五百四		五百五	
五百五		五百六	
五百六		五百七	
五百七		五百八	
五百八		五百九	
五百九		六百	
六百		六百一	
六百一		六百二	
六百二		六百三	
六百三		六百四	
六百四		六百五	
六百五		六百六	
六百六		六百七	
六百七		六百八	
六百八		六百九	
六百九		七百	
七百		七百一	
七百一		七百二	
七百二		七百三	
七百三		七百四	
七百四		七百五	
七百五		七百六	
七百六		七百七	
七百七		七百八	
七百八		七百九	
七百九		八百	
八百		八百一	
八百一		八百二	
八百二		八百三	
八百三		八百四	
八百四		八百五	
八百五		八百六	
八百六		八百七	
八百七		八百八	
八百八		八百九	
八百九		九百	
九百		九百一	
九百一		九百二	
九百二		九百三	
九百三		九百四	
九百四		九百五	
九百五		九百六	
九百六		九百七	
九百七		九百八	
九百八		九百九	
九百九		千	

而してこれ等二〇〇店の使用する家族並に雇入従業員の総数は左の如く、七二〇名、一店平均使用人数三・五五名となつてゐる。

家族従業員	三三〇名	一店當り	一・六五名
雇入従業員	三八〇名	〃	一・九〇名
合計	七二〇名	〃	三・五五名

次に従業員の使用の事情如何が營業狀態に及ぼす影響を見ると第三十八表の如く雇入従業員のみを有するものが最

も良く黒字率六六・六七%を示し、第二位は両方の従業員を有するもので黒字の率五五・三〇%となつてゐるが、家族従業員のみを有するものだけは黒字率四八・一五%で赤字の方が多くなつてゐる。従業員の全然なきものは該當店舗一店のみで、それは黒字となつてゐる。

第三十八表 従業員使用別と營業狀態

營業狀態	従業員別	合 計
營業狀態	従業員別	合 計
黒字のもの	全然従業員を有するもの	三三〇名 (四八・一五%)
損益なきもの	家族従業員のみを有するもの	一六名 (二・二七%)
赤字のもの	雇入従業員のみを有するもの	三八〇名 (五二・五八%)
合計	両方の従業員を有するもの	七二〇名 (一〇〇・〇%)

(五) 經營困難なる主なる理由
報告店舗總數二〇〇店の中經營困難なる理由を記入したるもの一九六店、經營困難なる理由なしと記入したるもの三店、記入洩れのもの一店あつた。而して理由を記入したる一九六店の記入理由延數は四五六、平均一店が二・二八理由を經營困難なる理由として挙げたることになり、二十九業種中最も記入數が多く、これから見ると酒類商が一番色々な理由について困つてゐることになる。今八理由を記入率の多い順に列べると次の通りになる。

(1) 同業者の過剰	店 數	記入率
	一一九	五九・五〇%

(2) 従業員難	一〇三	五一・五〇
(3) 統制経済の影響	九七	四八・五〇
(4) 公私設市場の壓迫	六〇	三〇・〇〇
(5) 購買會の壓迫	三七	一八・五〇
(6) 金融難	一九	九・五〇
(7) 百貨店の壓迫	一五	七・五〇
(8) 産業組合の壓迫	六	三・〇〇

即ち酒類商の現在最も多くが苦しんでゐるのは同業者の過剰で全部の約六〇%の店舗が之について記入してゐる。

第二位は他業種とは異なり従業員難となつて居り、記入率五一%を超えてゐるが、これは昨年四月酒類商免許制の實施の結果、店員の將來の獨立開業が窮屈となつて來たので、新規に酒屋奉公を希望するものが激減して來たため、酒屋の如く配達が多い商賣では従業員難は經營上非常な苦痛となつてゐる状態である。之に次いで統制経済の影響が第三位で記入率四八・五〇%となり、本業種では公私設市場の壓迫も可成大きく第四位で記入率三〇%丁度となつてゐる。以下第五位購買會の壓迫、第六位金融難、第七位百貨店の壓迫、第八位産業組合の壓迫となつてゐる。

(六) 將來に對する見透

酒類商の將來に對する見透は左の如く營業可能と見透すものが一七二店、八八・二二%で二十九業種の平均に近くなつてゐる。而して廢業の餘儀なきものは二三店で、その中轉業の途なきものは一七店、七三・九一%となつてゐる。

營業繼續可能のもの	一七二	八八・二二
轉業の途なきもの	一七	七三・九一

廢業の餘儀なきもの

内譯 轉業の途なきもの

廢業の餘儀なきもの	二三	一一・七九
轉業の途なきもの	六	二六・〇九
轉業の途なきもの	一七	七三・九一

(七) 最も近き同業者迄の距離と營業状態

酒類商に於ては最も近き同業者迄の距離は左の如く三十間以内のものが最も多く、次いで一町以内、五町以内、十間以内の順で、六町以上は矢張り一軒もない。

十間以内	二六	一三・〇七
三十間以内	七八	三九・一九
一町以内	六八	三四・一七
二町以内	二三	一一・五六
三町以内	三	一・五一
四町以内	一	〇・五〇
五町以内	〇	〇
六町以上	〇	〇
合計	一九九	一〇〇・〇〇

次にこの最も近き同業者迄の距離の遠近と營業状態との關係であるが、調査の結果は第三十九表の如くこの距離の遠近は營業状態にはつきりした影響を現はしてはゐない。即ち黒字の割合の最も多いのは最も遠い五町以内で六六・六七%であるが、これに次いで最も近い距離の十間以内で六五・三九%となつて居り、損益なきものを考慮に入れ

るとこの方が営業状態が良いとも云へる。第三位は一町以内で五一・四七%となつてゐるが、三十間以内のものゝみは黒字四九・三五%と半数に達してゐない。

第三十九表 最寄同業者迄の距離と営業状態

営業状態	十間以内	三十間以内	一町以内	五町以内	合計
黒字のもの	(六五・五九%) 一七	(四九・五三%) 三八	(五二・四七%) 三五	(六六・六七%) 一八	(五〇・五五%) 一〇八
損益なきもの	(一一・五三%) 三	(三・六〇%) 一	(二・九四%) 一	(〇・〇〇%) 〇	(三・五三%) 七
赤字のもの	(二二・八八%) 六	(四八・〇五%) 三七	(四七・五九%) 三一	(三三・三三%) 九	(四二・九三%) 八三
合計	(一〇〇・〇〇%) 二六	(一〇〇・〇〇%) 七七	(一〇〇・〇〇%) 六八	(一〇〇・〇〇%) 一七	(一〇〇・〇〇%) 九八

(六町以上のものは該店舗なし)

(八) 三町以内の同業者数と営業状態

経営困難なる理由の所でも見て来た通り、酒類商は同業者の過剰に最も苦しんでゐるが、三町以内の同業者の数によつて、その過剰の状態を充分知ることが出来る。即ち酒類商の三町以内の有する同業者の数は第四十表に示す如く、十五人以上のものが一〇九店、五五・〇五%に達し、二十九業種中最も多くなつてゐる。(尤も家具商、洋服商は三十人以上、三十一人以上の者が非常に多くなつてゐるが、これ等の者は一ヶ所に密集してゐるためで、全市に亘つて見る時は酒類商と洋品雑貨商が最も同業者が過多と云へよう。)之に次いで五人以内が第二位で三九・三九%にな

つてゐるが、其他のものは極く少数に過ぎない。

而して一九八店の三町以内の有する同業者の数の合計は一、四八四店に達し、一店平均七・四九店となり、洋服商、家具商、洋品雑貨商に次いで第四位になつてゐる。

次にこの三町以内の同業者数の営業状態に及ぼす影響は第四十表の如く、同業者の数が少い程営業状態が良好となつてゐる。即ち三町以内に一人も同業者の無き店(一店)は黒字であり、次いで五人以内のものは黒字のもの五五・八四%となつて居り、以下十五人以上のものは黒字五四・一三%、三十人以上のものは黒字四四・四四%と遞減して行き三十一人以上のもの(一店)は赤字となつてゐる。

第四十表 三町以内の同業者数と営業状態

営業状態	一人	五人以内	十五人以上	三十人以上	三十一人以上	合計
黒字のもの	(一〇〇・〇〇%) 一	(五八・四三%) 四三	(五四・三三%) 五九	(四二・四三%) 四	(〇・〇〇%) 〇	(五〇・三三%) 一〇七
損益なきもの	(〇・〇〇%) 〇	(三・〇〇%) 一	(五・六六%) 四	(一一・三三%) 一	(〇・〇〇%) 〇	(三・五三%) 七
赤字のもの	(〇・〇〇%) 〇	(三九・五七%) 三三	(四一・四六%) 四六	(四七・四四%) 四	(一〇〇・〇〇%) 一	(四二・一三%) 八三
不明	(〇・〇〇%) 〇	(一・七八%) 一	(一・〇九%) 〇	(一・四九%) 〇	(一・五〇%) 〇	(一・九八%) 一
合計	(一〇〇・〇〇%) 一	(一〇〇・〇〇%) 七八	(一〇〇・〇〇%) 一〇九	(一〇〇・〇〇%) 九	(一〇〇・〇〇%) 一	(一〇〇・〇〇%) 一九八

(九) 常得意の最遠距離

酒類商は米穀商と同じく御用間が廣範囲に行はれて居り、その常得意の最遠距離も遠方のものが非常に多い。即ち左の如く一里一町以上のものが六〇%に達して居り、之に次いでは一里以内の順となり、半里以内、五町以内、全然配達もせず常得意不明のものは孰れも極めて僅少となつてゐる。

五町以内	三 ^三	一・五〇
半里以内	九	四・五〇
一里以内	六四	三二・〇〇
一里一町以上	一一〇	六〇・〇〇
不明	四	二・〇〇
合計	二〇〇	一〇〇・〇〇

第四節 菓子パン商

調査票を送附した菓子パン商は總計二〇〇店で、その中調査票の提出を受けたのは一七八店であつたが、調査先が和菓子一〇〇店、雑菓子一〇〇店となり、店舗總數の割合から見て和菓子店が稍々多かつたので、調査の結果も雑菓子店の場合に推測されるよりは若干良好なる營業状態を示してゐると考へられるので、此點豫め諒承せられたい集計の結果は次の通りである。

(一) 開業事情

(1)開業年代 菓子パン商の開業年代は第四十一表の通り年代の新しい程開業の店が多くなつて來て居り、時の経過

と共に漸次増加してゐると共に一面廢業の多い事をも示してゐるが、明治以前開業の店が八・〇〇%と他業種に較べて非常に多くなつてゐるのは、前述の如く和菓子の有名な老舗が相當含まれてゐたためと考へられる。

(2)新規開業と營業の譲受 菓子パン商のこの割合は新規開業のもの八二・八六%、營業の譲受のもの一七・一四%となつて居り、二十九業種中營業の譲受の割合は第七番目になつて居り、この業種の廢業者の多いことが現はれてゐる。而して營業の譲受の割合は明治以前に非常に多く二二%を超えてゐるが、明治年代になつては半減して一一・一一%となつてゐる。然し大正年代になつては斯業では既に業者の過剰を生じ、これにつれて再び營業の譲受の割合が増加し一九・三〇%となり、昭和年代にはいつも一七・六五%にのぼつてゐる。

第四十一表 開業事情

開業事情	開業年代				合計
	明治以前	明治年代	大正年代	昭和年代	
新規開業	(六・七%)	(八・九%)	(八・〇%)	(二・三%)	(一四・五%)
營業の譲受	(三三・四%)	(二二・四%)	(一九・〇%)	(一七・五%)	(三〇・〇%)
合計	(一〇〇・〇%)	(一〇〇・〇%)	(一〇〇・〇%)	(一〇〇・〇%)	(一〇〇・〇%)

(二) 現在の營業状態

菓子パン商の現在の經營状態は

黒字のもの 一〇六^店 五九・八九%

損益なきもの 〇
 赤字のもの 七一
 合計 一七七

で、黒字のものが約六〇%あり、二十九業種中第十三位となつてゐる。

(三) 開業前の店主の経歴と營業状態
 開業前の店主の経歴では、現在と同種營業の徒弟たりしものが一一〇店、六二・五〇%で最も多く、二十九業種中でも割合多い業種となつてゐる。それ以外の者が三九店、二二・一六%で第二位で、他の商業者からの轉業者は一番少なく二七店、一五・三四%となつてゐる。

これと營業状態との關係は第四十二表の如く、他の商業者からの轉業者が最も營業状態が良く黒字六六・六七%、次ぎは同種營業の徒弟で黒字六一・四七%であり、それ以外の者は素人からの轉業が容易なだけ營業状態も悪く黒字のもの五一・二八%で辛うじて赤字のものより多くなつてゐる。

第四十二表 店主の経歴と營業状态

店主の経歴	現在と同種營業の徒弟	他の商業者	それ以外の者	合計
營業状态				
黒字のもの	六七 (六二・四七%)	一八 (六六・六七%)	一〇 (五二・一六%)	九五 (九〇・〇〇%)
赤字のもの	四二 (三八・五三%)	九 (三三・三三%)	一九 (四八・七二%)	七〇 (六〇・〇〇%)
不明	一	〇	〇	一

合計

黒字のもの	一〇〇 (一〇〇・〇〇%)	一七 (一〇〇・〇〇%)	二九 (一〇〇・〇〇%)	一七六 (一〇〇・〇〇%)
赤字のもの	四二 (三三・五三%)	九 (三三・三三%)	一九 (四八・七二%)	七〇 (六〇・〇〇%)

(四) 従業員数と營業状态

菓子パン商の従業員の使用状態は第四十三表の如くである。これによれば家族従業員のみを使用するものが最も多く四八・八八%となつて居り、次に多いのは家族及雇入兩方の従業員を有するもので四二・六九%となつて居り、第三位は雇入従業員のみを有するもの(六・一八%)、第四位は全然従業員を有せざるもの(二・二五%)となつてゐる。而して家族従業員のみを有する店舗の中でも家族従業員一人と云ふのが最も多く、その半数以上となつて居り、小規模經營のものが多くことが判るが、他方六人以上従業員を有してゐる店舗が三六店(全體の二〇・二二%)にのぼつて居り、菓子パン商には大規模の經營のものも非常に多いことが知り得られる。

第四十三表 従業員数

摘要

従業員数	店数	割合
家族従業員のみを有するもの	一	四八 (五七・七%)
家族従業員のみを有するもの	二	二一 (四・四%)
家族従業員のみを有するもの	三	一〇 (二・四%)
家族従業員のみを有するもの	四	六 (六・六%)
家族従業員のみを有するもの	五	二 (三・〇%)
家族従業員のみを有するもの	合計	八七 (四八・八八%)

雇入従業員のみを有するもの		両方の従業員を有するもの	
一 一人	一 (九・〇九%)	七六 (四三・六九%)	二一一人以上
二 二人	〇 (〇・〇〇%)	十人以内	二十一人以内
三 三人	三 (三七・二六%)	五人以内	二十一人以上
四 四人	一 (九・〇九%)	二人	八 (二〇・五三%)
五 五人	二 (二八・二八%)	五人以内	三六 (四七・七三%)
六 六人以上	一 (九・〇九%)	十人以内	一九 (二五・〇〇%)
七 七人以上	一 (九・〇九%)	二十一人以内	一二 (二五・九七%)
八 八人以上	一 (二・三三%)	合計	一七八
合計	一七八	合計	一七八

而して右一七八店の使用従業員総数は左の如く八〇二名で、平均一店四・五名となり、調査店舗に割合規模の大きなものが多いことが知られる。

家族従業員	二九四名	一店當り	一・六五名
雇入従業員	五〇八名		二・八五名
合計	八〇二名		四・五〇名

次に従業員の使用の事情と現在の営業状態との關係は第四十四表の如く比較的大規模の店舗の多いと考へられる雇入従業員のみを有するものが非常に良好で黒字八一・八一%に達して居り、之れについて經營の大きいものゝ多いと考へられる両方の従業員を有するものが黒字七二・〇〇%となつてゐるが、之れに對し規模の小さい、従業員を全く有せざるものと家族従業員のみを有するものとは黒字のものが夫々五〇%と四七・一三%となつて居り、前の二者より非常に悪くなつてゐる。

第四十四表 従業員使用別と営業状態

従業員別	営業状態	合 計		
全従業員を有せざるもの	家族従業員のみを有するもの	雇入従業員のみを有するもの	両方の従業員を有するもの	合 計
黒字のもの	二 (二五・〇〇%)	四一 (四七・三三%)	九 (二八・二八%)	一〇六 (五九・八九%)
赤字のもの	二 (二五・〇〇%)	四六 (五三・七七%)	二 (六・一九%)	七一 (四〇・一一%)
合計	四 (一〇〇・〇〇%)	八七 (一〇〇・〇〇%)	一一 (一〇〇・〇〇%)	一七七 (一〇〇・〇〇%)

(五) 經營困難なる主なる理由

菓子パン商の經營困難なる理由を見ると左の如く、同業者の過剰が第一で、従業員難、統制經濟の影響が之れに次いでゐるが、全然經營困難なる理由なしと記入した店舗も五店ある。又理由の延記入数は二七九で一店一・五七理由となり、他の業種に較べて本項に關する記入の率が割合に少くなつてゐる。

(1) 同業者の過剰	店 數	記入率
	八三	四六・六三%

(2) 従業員難	六九	三八・七六
(3) 統制経済の影響	六七	三七・六四
(4) 百貨店の壓迫	二四	一三・四八
(5) 公私設市場の壓迫	二三	一二・三六
(6) 金融難	一一	六・一八
(7) 購買會の壓迫	二	一・二二
(8) 産業組合の壓迫	一	〇・五六

(六) 将来に對する見透

菓子パン商の将来に對する見透では、營業の繼續可能と見てゐるものが左の如く全體の九四・二九%に達し、二十九業種中第六位となつてゐる。従つて營業の繼續がむつかしく、廢業の餘儀なしと見るものは一〇店に過ぎないが、然しその中の八割は轉業の途なきものとなつてゐる。

營業の繼續可能のもの	一六五 ^店	九四・二九%
廢業の餘儀なきもの	一〇	五・七一
轉業の途あるもの	二	二〇・〇〇
轉業の途なきもの	八	八〇・〇〇

(七) 最も近き同業者迄の距離と營業状態

菓子パン商は同業者の過剩と云はれてゐるだけに、最も近き同業者迄の距離を見ても、左の如く十間以内、三十間以内、一町以内の三者を合計したものは一五八店、八八・七六%に達し、一町一間を超ゆるものは一一・二四%で、四

町を超ゆるものは一軒もない。

十間以内	四六 ^店	二五・八四%
三十間以内	六七	三七・六四
一町以内	四五	二五・二八
二町以内	一七	九・五六
三町以内	三	一・一二
四町以内	一	〇・五六
五町以内	〇	〇・〇〇
六町以上	〇	〇・〇〇
合計	一七八	一〇〇・〇〇

この最も近き同業者迄の距離と營業状態の關係を見ると、最も距離の遠い五町以内のものが最も營業状態が良好で黒字經營の店が七五・〇〇%となり、之に次いで三十間以内が黒字のもの六一・一九%、十間以内のものが同五六・五二%となり、一町以内のものが最も營業状態が悪く黒字のもの五四・五五%となつてゐる。(第四十五表)

第四十五表 最寄同業者迄の距離と營業状态

營業状态	最寄同業者迄の距離	店数	割合
黒字のもの	十間以内	二六	(五・五%)
	三十間以内	四一	(六・九%)
	一町以内	二四	(五・五%)
	二町以内	一五	(三・三%)
	三町以内	一〇	(二・二%)
赤字のもの	十間以内	二〇	(三・八%)
	三十間以内	二六	(四・八%)
	一町以内	二〇	(三・八%)
	二町以内	一五	(二・七%)
	三町以内	一〇	(二・二%)
合計		九一	

(八) 三町以内の同業者数と營業狀態

三町以内の同業者数にも菓子パン商の過剩の狀態が現はれて來てゐる。即ち第四十六表の如く、十五人以上のものが非常に多く四六・〇七%に達して居る。之に次いで五人以内のものが四五・五〇%になつて居り、之に續いて三十人以内のものが六・一八%、三十一人以上のものが一・六九%存して居り、全然三町以内の同業者のなきものは〇・五六%に過ぎない。而して調査店舗一七八店の三町以内に有する同業者の数の合計は一、三〇二店で、平均一店七・三一人の多數の同業者を有してゐることになつてゐる。

三町以内の同業者数と營業狀態との關係は該當店舗の少ない三十一人以上のものが黒字のものばかりとなつてゐるのを除けば、同業者の数の少い程營業狀態が良好となつてゐることは第四十六表に示す通りである。

第四十六表 三町以内の同業者数と營業狀態

營業狀態	三町以内の同業者数					合 計
	〇 人	五人以内	十五人以上	三十人以上	三十一人以上	
黒字のもの	五〇 (一〇〇・〇〇%)	四六 (五五・五〇%)	六 (一〇〇・〇〇%)	三 (五九・九〇%)	一〇六 (一〇〇・〇〇%)	
赤字のもの	一 (〇・〇〇%)	三〇 (三七・五〇%)	三六 (四三・九〇%)	五 (四五・四五%)	七一 (四〇・二〇%)	
不明	〇	一	〇	〇	一	
合 計	八一 (一〇〇・〇〇%)	八二 (四六・〇七%)	一一 (一〇〇・〇〇%)	三 (一・六九%)	一七八 (一〇〇・〇〇%)	

(九) 常得意の最遠距離

菓子パン商は現金賣が多く、それに御用聞や配達が少く、従つて左の通り常得意の最遠距離も近いものが多く、全然常得意の不明のものも非常に多くなつてゐる。

五 町 以 内	四三 ^店	二四・一六%
半 里 以 内	二五	一四・〇四
一 里 以 内	三六	二〇・二三
一 里 一 町 以 上	二五	一四・〇四
不 明	四九	二七・五三
合 計	一七八	一〇〇・〇〇

第五節 薪 炭 商

調査票送附店舗一六二店中一五七通の調査票の提出を受けた。

(一) 開 業 事 情

(1) 開業年代 薪炭商の開業年代を見るに第四十七表の如く昭和年代開業の新しい店が多くて四七・四四%となり、以下大正年代二六・九二%、明治年代二〇・五一%、明治以前五・一三%で、明治以前から續いてゐるものが他業種に比して稍多くはなつてゐるが、經營の平均壽命が割合短かいことが推察せられる。

(2) 新規開業と營業の讓受 この二者の割合は新規開業のもの八七・七四%、營業の讓受のもの一一・二六%で、二十

九業種中營業の譲受の割合は少い方であるが、これは廢業者が他業種に比して少いためではなく、斯業の開業が小資本で容易に出来るため、既存の營業を譲受けて開業するものが少いたためと考へられる(第四十七表)。

而してこの割合の變遷を見ると、明治以前に於ては兩者が半々してゐるが、年代の新しくなるにつれ營業の譲受の割合が減じて來、昭和年代では新規の開業者が多く、營業の譲受の割合は九・四六%に過ぎなくなつて來てゐる。

第四十七表 開業事情

開業事情	開業年代				合 計
	明治以前	明治年代	大正年代	昭和年代	
新規開業	(五七・二四%)	(八七・五二%)	(六八・二二%)	(六七・四七%)	(七二・三六%)
營業の譲受	(四二・六六%)	(一三・五〇%)	(三二・〇五%)	(三二・五三%)	(二七・六四%)
不明	一	〇	〇	〇	一
合 計	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)

(二) 現在の營業狀態

現在薪炭商の營業狀態は價格の公定、品不足等統制經濟の影響と同業者の過剰の爲め、左の如く非常に悪くなつて居り、黒字のもの四四・五九%に過ぎず半數以上が赤字に悩んで居り、二十九業種中營業狀態は第二十五位となつて居り、斯業より悪いものには米穀商、靴商、肉類商、荒物商の四業種があるのみである。

黒字のもの 七〇店 四四・五九

損益なきもの	〇	〇・〇〇
赤字のもの	八七	五五・四一
合 計	一五七	一〇〇・〇〇

(三) 開業前の店主の經歷と營業狀態

薪炭商の悩みは開業が比較的容易なため素人から轉業するものが續出して同業者の過剰を來してゐることであるが今回の調査の結果に於ても第四十八表の如くそれ以外の者からの轉業者が非常に多くなつてゐる。勿論最も多いのは矢張り同種營業の徒弟とはなつて居るが、その割合は四三・三一%に過ぎず、之に對しそれ以外の者は三七・五八%に達し、二十九業種中第四位となつて居り、他の商業者からの轉業者も一九・一一%で、二十九業種の平均より高くなつてゐる。次に店主の經歷と營業狀態との關係であるが、これも同表に示す如く、他の商業者が最も良好で、黒字のものが五六・六七%で赤字の店より多くなつてゐるが、それ以外の者は黒字四三・七五%、同種營業の徒弟は更に下つて黒字三八・二四%となつて居り、素人からの轉業者と從來の業者とは共喰ひとなつてゐる狀態である。

第四十八表 店主の經歷と營業狀態

店主の經歷	營業狀態			
	現在と同種營業の徒弟	他の商業者	それ以外の者	合 計
黒字のもの	(二六・二四%)	(五七・七二%)	(四三・六二%)	(五〇・七〇%)
赤字のもの	(七三・七六%)	(四二・二八%)	(五六・三八%)	(四九・三〇%)
合 計	四二	一三	三二	八七

合 計 六八 (100.00%)
 三三〇 (100.00%)
 五九 (100.00%)
 一五七 (100.00%)

九六

(四) 従業員数と営業状態

薪炭商は概して規模が小なる外、副業的に經營せられてゐるものも多く、従つてその使用従業員数も非常に少なくなつてゐる。第四十九表は薪炭商の従業員使用の状態を示すものであるが、これによると、全然従業員なきものが二一店(一三・三八%)に達して居り、二十九業種中最もこの割合が多くなつて居り、副業的に主婦が一人で經營してゐるものが多い實情を反映してゐる。全體の約六〇%は家族従業員のみを有してゐる店であるが、その又七〇%は家族従業員一人を有してゐる極く小規模のものである。雇入従業員のみを有するものは三店に過ぎず、兩方の従業員を有するものは三九店二四・八四%で、その割合は孰れも他業種に比して少なくなつてゐる。全部を通じて従業員数が五人を超えてゐるが如き比較的大きな店は一四店で〇・八九%に當るに過ぎない。

第四十九表 従業員数

全然従業員なきもの	店数	人数	割合
摘要	二一	一	(三・三八%)
家族従業員のみを有するもの	九四	一	(五・七%)
	二	一	(二・三%)
	三	一	(三・三%)
	四	六	(六・六%)
	五	一	(一・〇%)

雇入従業員のみを有するもの	店数	人数	割合
	三	一	(二・九%)
	五	一	(一・三%)
	十	一	(三・三%)
	二十	一	(三・三%)
	二十	九	(三・八%)
	五	一八	(六・五%)
	十	一〇	(五・六%)
	二十	二	(五・三%)
	二十	〇	(〇・〇%)
計	一五七		

而してこの一五七店の使用従業員の總数は左の如くで、その一店當り使用人数二・一三名は二十九業種中第二十三位となつて居る。

家族従業員	二〇二名	一店當り	一・二九名
雇入従業員	一三二名	〇・八四名	
合計	三三四名	二・一三名	

次に従業員の使用事情により營業状態がどう變つてゐるかを見ると、雇入従業員のみを有する三店は全部黒字のものばかりであるが、他の三つは孰れも黒字が赤字よりも少なくなつてゐる(第五十表)。その中家族従業員のみを有するものは黒字四七・一三%、兩方の従業員を有するものは黒字四一・〇三%でその間餘り懸隔はないが、全然従業員を有

せざるものは黒字のもの二八・五七%に過ぎず極端に營業狀態が悪い。

第五十表 従業員使用別と營業狀態

營業狀態	従業員使用別				合 計
	全然従業員を有せざるもの	家族従業員のみを有するもの	雇入従業員のみを有するもの	両方の従業員を有するもの	
黒字のもの	六 (八・五%)	四五 (四・七%)	三 (一〇〇・〇%)	一六 (四・三%)	七〇 (四・九%)
赤字のもの	一五 (七・四%)	四九 (五・三%)	〇 (〇・〇%)	一三 (五・九%)	八七 (五・四%)
合 計	二一 (一〇〇・〇%)	九四 (一〇〇・〇%)	三 (一〇〇・〇%)	三九 (一〇〇・〇%)	一五七 (一〇〇・〇%)

(五) 經營困難なる主なる理由

薪炭商一五七店中本項につき理由を記入したものと一五三店、困難なる理由なしと記入したものと三店、記入洩一店となつてゐる。今薪炭商經營に困難なりとする主なる理由を、今回の調査で記入率の多かつた順に擧げると

	記入店數	記入率
(1) 統制經濟の影響	九二	五八・六%
(2) 同業者の過剩	八三	五二・八%
(3) 従業員難	四〇	二五・四%
(4) 公私設市場の壓迫	三二	二〇・三%
(5) 産業組合の壓迫	二九	一八・四%
(6) 金融難	二四	一五・二%

- (7) 購買會の壓迫 二二
- (8) 百貨店の壓迫 二

計

一三・三八
一・二七
三三・三三
二〇・五・七三

で、平均一店が二・〇六理由を經營困難なる理由として記入したことになる。價格公定による利潤率の縮少と品不足のため非常に困つてゐるので統制經濟の影響が第一位になつて居り、第二位の同業者の過剩と共に記入率が五〇%以上に達してゐる。従業員難も甚だしく第三位で記入率二五・四八%となつて居り、前項の雇入従業員數が他業種に比較して少なかつた一因もここにありと云へよう。公私設市場の壓迫と産業組合の壓迫とは殆ど同率になつてゐる。金融難は第六位乍ら記入率一五・二八%に達し、二十九業種中洋服商、婦人子供服商に次いで記入率が多くなつてゐるが、これは斯業が比較的小資本のものが多く、今日の如く現金仕入、掛小賣の狀態になると忽ち仕入資金に窮するものが割合に多いためと考へられる。

(六) 將來に對する見透

既に述べた通り薪炭商の現在の營業狀態は赤字の者の方が多くて、黒字は四四・五九%に過ぎなかつたが、將來に對する見透では左の如く、營業の繼續可能となすものが八五・一六%に達してゐる。然しこの率は二十九業種の中では第二十四位となつてゐるに過ぎない。廢業の餘儀なしとなすもの二三店中その七八%迄は轉業の途なしとなすものである。

營業の繼續可能のもの	一三二	八五・一六%
廢業の餘儀なきもの	二三	一四・八四%

内譯	轉業の途あるもの	五	二一・七四
	轉業の途なきもの	一八	七八・二六
			一〇〇

(七) 最も近き同業者迄の距離と營業狀態

薪炭商の最も近き同業者迄の距離は左の如く一町以内のものが最も多く三五・〇三%を占め、之に次いで三十間以内が二八・六六%、五町以内が二一・〇二%、十間以内が一四・〇一%となり、六町以上のものは最も少く一・二八%となつてゐる。

十間	以	内	二二	一四・〇一
三十間	以	内	四五	二八・六六
一町	以	内	五五	三五・〇三
二町	以	内	二六	一六・五六
三町	以	内	七	四・四六
四町	以	内	〇	〇・〇〇
五町	以	内	〇	〇・〇〇
六町	以	上	二	一・二八
合計			一五七	一〇〇・〇〇

營業狀態との關係は第五十一表の如く、六町以上の二店は全部黒字で一番營業狀態がよいが、之に次いで一町以内のものが黒字五八・一八%で、之も赤字より黒字の方が多くなつてゐる。第三位は三十間以内のものであるが、黒字は三七・七八%で赤字の率の方が多く、五町以内のものは同業者と相當離れて居り營業狀態がよいものと想像され

るに拘らず、黒字のもの三六・三六%で、第四位に過ぎず非常に營業狀態が悪くなつてゐる。十間以内のものは最も悪くて、黒字三一・八二%に過ぎない。

第五十一表 最寄同業者迄の距離と營業狀態

營業狀態	最寄同業者迄の距離	十間以内	三十間以内	一町以内	五町以内	六町以上	合計
黒字のもの		(三三・三%)七	(五七・七%)七	(五八・八%)三	(六三・六%)二	(一〇〇・〇%)二	(四四・九%)七
赤字のもの		(六六・八%)五	(四三・三%)二	(四一・八%)三	(三六・六%)一	(〇・〇%)〇	(五五・四%)八
合計		(一〇〇・〇%)一二	(一〇〇・〇%)四	(一〇〇・〇%)五	(一〇〇・〇%)三	(一〇〇・〇%)二	(一〇〇・〇%)二七

(八) 三町以内の同業者数と營業狀態

調査薪炭商一五八店の三町以内の同業者の總数は九五六人で、一店平均六・〇九人となり、二十九業種中第八番目に同業者の多い業種である。これをその有する人数別に見ると第五十二表の如く五人以内のものが最も多く五五・四八%となつてゐるが、十五人以上のものも之に次いで三六・七八%に達して居て他業種に較べてその率が非常に多くなつてゐる。さらに三十人以上の者も六・四五%あり、本業種の業者過剰の狀況が窺はれるが、三十一人以上のものは一店もない。

次に之と營業狀態の關係であるが、三町以内に全然同業者のなき二店は孰れも黒字となつてゐて、最も營業成績が好いが、これに次いで、同業者の最も多い三十人以上のものが良好で、黒字のもの六〇%となつてゐる。五人以内

のものは第三位で黒字四七・六七%、十五人以上のもの最も悪くて黒字のもの三六・八四%に過ぎない。

第五十二表 三町以内の同業者数と營業状態

營業状態	三町以内の同業者数				合 計
	人	五人以内	十五人以上	三十人以上	
黒字のもの	〇	四一	二一	六	七〇
	(100.00%)	(四七・六七%)	(三六・八四%)	(四三・六%)	(四七・六七%)
赤字のもの	〇	四五	三六	四	八五
	(0.00%)	(五三・三%)	(三三・六%)	(四〇・〇%)	(五三・三%)
合 計	二	八六	五七	一〇	一五五
	(100.00%)	(五五・四%)	(三六・七%)	(六・五%)	(一〇〇・〇%)
	(二・元%)	(五五・四%)	(三六・七%)	(六・五%)	(一〇〇・〇%)

(註) 三十一人以上のものは該當店舗なし

(九) 常得意の最遠距離

薪炭商も賣上商品は殆ど總て配達を要し、御用聞も相當遠くまで行はれてゐるので、常得意の最遠距離も左の如く一里以内のもの三六・三二%に次いで一里一町以上のものが三一・八五%に達して居り、以下半里以内、五町以内、不明の順になつてゐる。

五 町 以 内	一六	一〇・一九
半 里 以 内	三一	一九・七四
一 里 以 内	五七	三六・三二
一 里 一 町 以 上	五〇	三一・八五

不 明	三	一・九一
合 計	一五七	一〇〇・〇〇

第六節 家具商

今回調査票を送附した家具商は一二四店で、その中一一五店より調査票の提出を受くることを得た。その集計の概要は次の通りであるが、名古屋市内の家具商は主に裏門前町及矢場町、六句町、袋町邊の三箇所に密集して存在してゐる特殊事情を念頭に置かれない。尙ほ家具商の中には洋家具商及和家具商双方を包含してゐる。

(一) 開業事情

(1)開業年代 第五十三表の如く家具商の開業年代は大正年代が最も多く四五・六二%で、之に次いで昭和年代が三〇・七〇%、明治年代が二二・〇五%となり、明治以前が二・六三%となつてゐる。大正及昭和が非常に多いのは一つは歴史の新しい洋家具商が包含せられてゐるためと考へられる。

(2)新規開業と營業の譲受 この二者の割合は前者が八六・八四%、後者が一三・一六%で、二十九業種の平均に近くなつてゐる。營業譲受の割合の年代別變化を見ると第五十三表の如く明治以前のもの三店は全部新規開業で、營業の譲受は一店もないが、明治年代では非常に増加して二〇・八三%となつてゐる。しかし大正年代には需要の増加につれて新規開業者が増加して來た爲め、營業の譲受の割合は半減して一一・五四%となり、昭和年代に於ても殆ど同じの一・四三%となつてゐる。

第五十三表 開業事情

開業事情	開業年代					合計
	明治以前	明治年代	大正年代	昭和年代	合計	
新規開業	(100.00%) ^三	(九二.一九%) ^三	(八八.四六%) ^六	(八八.五七%) ^三	(八八.四九%) ^九	
営業の譲受	(0.00%) ^〇	(10.八三%) ^五	(一一.四六%) ^六	(一一.四三%) ^四	(一一.一五%) ^五	
合計	(100.00%) ^三	(100.00%) ^八	(100.00%) ^{一二}	(100.00%) ^七	(100.00%) ^{二四}	

(二) 現在の営業状態

家具商の現在の営業状態は左の通り黒字のもの四六・〇九%に過ぎず、赤字の方が多くなつて居り、二十九業種の中六番目に悪い方である。その最も困難してゐる理由は後に述ぶるが如く従業員難と統制経済の影響とである。

黒字のもの	五三 ^三	四六 ^九 ・〇九
損益なきもの	四	三・四八
赤字のもの	五八	五〇・四三
合計	一一五	一〇〇・〇〇

(三) 開業前の店主の経歴と営業状態

家具商の開業前の経歴を見るに専門的技術を要するため現在と同種営業の徒弟たりしものが非常に多く七五・六五%で二十九業種中でも第五位にある。従つて他の商業者及それ以外の者よりの轉業者は極めて少く、それぞれ一〇・

四四%と一三・九一%となつて居る。

しかしこの店主の経歴と営業状態との関係では他の商業者が最も良好になつてゐるが、その黒字のものゝ割合は丁度五〇%に過ぎない。第二位は現在と同種営業の徒弟で黒字四五・九八%、それ以外の者は最も悪くて黒字四三・七五%で、兩者とも黒字より赤字のものゝ方が多くなつてゐる。(第五十四表)

第五十四表 店主の経歴と営業状態

店主の経歴	第五十四表 店主の経歴と営業状態			
	現在と同種営業の徒弟	他の商業者	それ以外の者	合計
営業状態				
黒字のもの	(四三.九八%) ^〇	(五〇.〇〇%) ^六	(四三.七五%) ^七	(四三.九八%) ^{五三}
損益なきもの	(五.六〇%) ^四	(0.00%) ^〇	(0.00%) ^〇	(五.六〇%) ^四
赤字のもの	(四九.四二%) ^{四三}	(五〇.〇〇%) ^六	(五五.二五%) ^九	(五〇.四三%) ^{五八}
合計	(100.00%) ^{八七}	(100.00%) ^{一二}	(100.00%) ^{一六}	(100.00%) ^{一一五}

(四) 従業員数と営業状態

家具商は比較的雇入従業員の使用の多い業種で、全体の六四%は之れを有してゐる店舗である。第五十五表に示す如く、家族及雇入双方の従業員を有するものが非常に多く、五五・六五%に達して居り、雇入従業員のみを有するものも八・七〇%を算し、この兩者合計の中で使用人員五人を超えるものが二十五店に及んで居り、経営の規模は他業

種に比して非常に大きくなつてゐることが知り得られる。家具従業員のみを有するものは三三・九一%に過ぎず、全然従業員なきものも一・七四%に止まつてゐる。従つて現在家具商は後に述ぶる通り、最も従業員の入手難に困つてゐる状態である。

然して調査一一五店の使用する従業員の總数は左の如くで、一店當り三・七七名で二十九業種中第六番目に使用人数が多くなつてゐる。

家族従業員	一六五名	一店當り	一・四三名
雇入従業員	二六九名	〃	二・三四名
合計	四三四名	〃	三・七七名

摘要	店數	人数	割合
全然従業員なきもの	(一・七四%)	一	二五 (六・一〇%)
家族従業員のみを有するもの	(三・九一%)	三	一一 (六・三二%)
		二	三 (七・六九%)
		一	三 (九・〇〇%)
		二	一 (一〇・〇〇%)
		三	二 (一〇・〇〇%)

従業員の使用事情と現在の營業状態との關係は第五十六表の通りになつてゐる。これによれば兩方の従業員を有するものが最も營業状態が良好で、黒字のもの五六・二五%となつて居る。従業員を全く有せざるものは該當店舗が二軒に過ぎず、黒、赤一店宛となつてゐる。これに次いで雇入従業員のみを有するもので黒字のもの四〇%となり、家族従業員のみを有するものは三〇・七七%で、家具商では従業員が少くしては經營がやり難いものと見受けられる。

合計	一一五	人数	割合
雇入従業員のみを有するもの	(八・七〇%)	四	一 (一〇・〇〇%)
		五	一 (一〇・〇〇%)
		十人以内	一 (一〇・〇〇%)
		二十人以上	〇 (〇・〇〇%)
		二十人以上	一 (一〇・〇〇%)
家族従業員のみを有するもの	(五・六五%)	二	一八 (六・三二%)
		五人以内	二三 (三・九四%)
		十人以上	一七 (六・五八%)
		二十人以上	六 (九・六八%)
		二十人以上	〇 (〇・〇〇%)

第五十六表 従業員使用別と營業状態

従業員別 營業狀態	108				合計
	全然従業員を 有せざるもの	家庭従業員のみ を有するもの	雇入従業員のみ を有するもの	両方の従業員 を有するもの	
黒字のもの	(10.00%) ¹	(10.71%) ¹	(10.00%) ⁴	(5.53%) ³	(46.09%) ⁵
損益なきもの	(0.00%) ⁰	(0.00%) ⁰	(1.00%) ¹	(4.6%) ³	(3.48%) ⁴
赤字のもの	(5.00%) ¹	(6.27%) ²	(5.00%) ⁵	(2.06%) ¹	(5.04%) ⁵
合計	(100.00%) ¹	(100.00%) ³	(100.00%) ¹⁰	(100.00%) ⁶	(100.00%) ¹¹

(五) 経営困難なる主なる理由

調査店舗一一五店中経営困難なる理由なしと回答したる店舗が五店あつたが、其他の一一〇店の記入した理由の延数は一八九であつた。主なる理由を記入率の多い順にならべると次の通りとなり、従業員難が最も深刻で、その記入率は五九%で、二十九業種の中で最も記入率が高く、この業種が従業員の獲得に如何に苦しんでゐるか窺知し得られる。第二に困難なる理由は統制経済の影響となつて居り、業者が密集してゐるに拘らず同業者の過剰は二六・九五%で第三位にあり、他業種に比較すると同業者の過剰を感じる程度は非常に少なくなつてゐる。第四位が金融難で九・五七%、第五位が百貨店の壓迫で八・六九%となつてゐるが、以下の公私設市場の壓迫、産業組合の壓迫、購買會の壓迫はこれ等が孰れも家具を殆んど取扱つてゐないので、その記入率も非常に少い。

(1) 従業員難	記入店數	記入率
	六八	五九・一三%

(2) 統制経済の影響	六五	五六・五二
(3) 同業者の過剰	三一	二六・九五
(4) 金融難	一一	九・五七
(5) 百貨店の壓迫	一〇	八・六九
(6) 公私設市場の壓迫	二	一・七四
(7) 産業組合の壓迫	一	〇・八七
(8) 購買會の壓迫	一	〇・八七
計	一八九	一六四・三四

(六) 将来に対する見透

家具商の将来に対する見透しは左の如く、營業の繼續可能と見るものが九三・〇四%、廢業の餘地なきものは六・九六%で、二十九業種平均より非常に少なくなつてゐる。廢業の餘地なきもの、内譯も轉業の途あるものが六二・五〇%に達して居り、これは二十九業種中食料品商に次いで多く、他方轉業の途なきものは三七・五〇%に過ぎない。

營業の繼續可能のもの	一〇七%	九三・〇四%
廢業の餘地なきもの	八	六・九六%
内譯	五	六二・五〇%
轉業の途なきもの	三	三七・五〇%

(七) 最も近き同業者迄の距離と營業狀態

名古屋市に於ける家具商は本節冒頭にも述べた如く、裏門前町、矢場町、六句町、袋町及其の附近に密集して居り

最も近い同業者迄の距離も他業種とは非常に異なつた結果が現はれて來てゐる。即ち左の如く、十間以内の者が全體の六二・六一%に達して居り、其他は三十間以内は一三・〇四%、一町以内一〇・四三%、五町以内一・三一%、六町以上二・六一%となつてゐるに過ぎない。

十間以内	七二.一	六二.六一
三十間以内	一五	一三.〇四
一町以内	二二	一〇.四三
二町以内	七	六.〇九
三町以内	三	二.六一
四町以内	二	一.七四
五町以内	一	〇.八七
六町以上	三	二.六一
合計	一一五	一〇〇.〇〇

最も近い同業者迄の距離と營業状態との距離は一町以内のものが黒字の割合四一・六七%で營業状態が最も悪くなつてゐる外は、最寄同業者迄の距離が遠いもの程黒字の割合が多く、營業状態が良好となつてゐる。即ち六町以上が黒字六六・六七%、五町以内が六一・五四%、三十間以内が四六・六七%、十間以内が四三・〇六%となつてゐるが、最後の二つは損益なきものを考慮に入れると大體同じ様な營業状態にあるものと云へる。(第五十七表)

第五十七表 最寄同業者迄の距離と營業状態

營業状態	十間以内	三十間以内	一町以内	五町以内	六町以上	合計
黒字のもの	(四三.〇六%)	(四六.七%)	(四二.七%)	(六二.四%)	(六六.七%)	(四六.〇九%)
損益なきもの	(五.五%)	(〇.〇%)	(〇.〇%)	(〇.〇%)	(〇.〇%)	(三.四%)
赤字のもの	(五二.四%)	(五三.三%)	(五七.三%)	(三六.四%)	(三三.三%)	(五〇.四%)
合計	(一〇〇.〇〇%)	(一〇〇.〇〇%)	(一〇〇.〇〇%)	(一〇〇.〇〇%)	(一〇〇.〇〇%)	(一〇〇.〇〇%)

(八) 三町以内の同業者数と營業状態

家具商は密集して存在してゐるため三町以内の同業者数も従つて非常に多く報告店舗の有する同業者数は總計一、七六八人で、一店當り一九・三七人となり、洋服商に次いで多くなつてゐる。而して之をその有する人数別に見ると三十人以内のものが三七店、三二・七四%に達し、三十一人を超ゆるものも八・八五%に及び、名古屋市内では既製洋服商について業者が密集してゐる業種である。五人以内のものはそれでも第二位にあつて二九・二〇%に當り、第三位は十五人以上で之も二三・〇一%に達し、第四位は前掲の三十一人以上で、最も少いのは全然同業者のなきもので六・二〇%となつてゐる。(第五十八表)

而してこの三町以内の同業者の数と營業状態との關係は同表の如く、三十一人以上のものが黒字のもの六〇%に達してゐる外は、〇人が黒字五七・一四%、五人以内が同五一・五二%、十五人以上が黒字四二・三一%、三十人以上のものが黒字三七・八四%と、附近に同業者の数が少い程黒字のものゝ割合が多くなつて居り、十五人以上と三十人以上

内の二つは黒字よりも赤字の方が多し。

第五十八表 三町以内の同業者数と營業狀態

營業狀態	三町以内の同業者数				合 計
	〇 人	五人以内	十五人以上	三十人以上	
黒字のもの	(七・四%)	(五・五%)	(四・三%)	(三・八%)	(五・二%)
損益なきもの	(〇・〇%)	(〇・〇%)	(二・五%)	(三・七%)	(三・四%)
赤字のもの	(三・六%)	(四・四%)	(四・二%)	(五・九%)	(五・七%)
合 計	(七・〇%)	(九・九%)	(八・五%)	(一三・七%)	(一三・三%)

(九) 常得意の最遠距離

家具商の常得意の最遠距離は左の通りであるが、家具商では業者が一つの地区に密集してゐるため常得意を全然有せず、通りがりの客のみに對する現金商賣で經營を維持してゐるものが相當に多く、今回の調査でも常得意の不明のものが二九・八二%に達して第二位となつてゐる。最も多いのはこの業種も一里一町以上のもので、全體の丁度三分の一に當つてゐる。以下距離の少くなるにつれて該當店舗が少なくなつて行き、五町以内のものは四・三九%に過ぎない。

五 町 以 内	五店	四・三九%
半 里 以 内	一五	一三・一六%
一 里 以 内	二二	一九・三〇%
一里一町以上	三八	三三・三三%

不 明	三四	二九・八二%
合 計	一四四	一〇〇・〇〇%

第七節 吳 服 商

吳服商については一〇〇店に對して調査票を送附、九八通の調査票を得た。

(一) 開 業 事 情

(1) 開業年代 第五十九表の通り大正年代開業のものが最も多く、昭和年代が之に次いで居る。明治年代のものも二一・六五%に達してゐるが、不思議なことに明治以前から續いてゐる吳服商は一軒もなく、總て維新以後に開業した店舗である。

(2) 新規開業と營業の讓受 吳服商の開業事情は新規開業に比して營業の讓受が非常に少く、その率は八・二五%に過ぎず、二十九業種中玩具商、金物商、食料品商、婦人子供服商に次いで少くなつてゐる。而して明治年代の營業の讓受は九・五二%で、これが大正年代になつては一〇・二六%と稍々増加して來たが、昭和年代にはいと五・四一%と激減し、金物商、玩具商に次いで少くなつてゐる。

第五十九表 開 業 事 情

開業事情	開業年代				合 計
	明治以前	明治年代	大正年代	昭和年代	
新規開業	〇	(二・四%)	(八・九%)	(九・四%)	(二一・七%)
讓受	〇	(二・四%)	(一・九%)	(一・〇%)	(五・三%)
合 計	〇	(四・八%)	(一〇・八%)	(一〇・四%)	(二二・〇%)

營業の譲受	○	○	○	○
合計	九・五二% (100.00%)	一〇・六四% (100.00%)	五・四二% (100.00%)	八・二五% (100.00%)

一一四

(二) 現在の營業狀態

呉服商の營業狀態は現在左の如く黒字のもの七〇%に垂んとし、二十九業種中、時計眼鏡貴金屬商、洋品雜貨商、婦人子供服商について第四位となつて居り、事變の初期に於ては相當好影響を受けたものと考へられる。

黒字のもの	六八 ^店	六九・三九%
赤字のもの	三〇	三〇・六一%
合計	九八	一〇〇・〇〇%

(三) 開業前の店主の経歴と營業狀態

開業前の店主の経歴は呉服商にあつては相當の知識経験を要するためか、第六十表の如く現在と同種營業の徒弟たりし者が六四・二九%で最も多く、他の商業者からの轉業者は一六・三二%で、二十九業種の平均と略々齊しいが、それ以外の者からの轉業者は一九・三九%に過ぎず、他業種に比して少い。

この店主の経歴が營業狀態にどんな影響を及ぼしてゐるかを見るに、今回の結果では餘り相違は現はれてはゐないが、矢張り現在と同種營業のものが最もよく、黒字のもの六九・八四%で、他の商業者とそれ以外の者は共に六八%臺である。

第六十表 店主の経歴と營業狀態

店主の経歴	現在と同種營業の徒弟	他の商業者	それ以外の者	合計
營業狀態				
黒字のもの	四四 (六八・四四%)	六一 (六六・七三%)	一三 (六六・四三%)	六八 (六九・三九%)
赤字のもの	一九 (三〇・六六%)	五 (三二・五五%)	六 (三三・三三%)	三〇 (三〇・六一%)
合計	六三 (一〇〇・〇〇%)	一六 (一〇〇・〇〇%)	一九 (一〇〇・〇〇%)	九八 (一〇〇・〇〇%)

(四) 従業員數と營業狀態

呉服商の従業員使用状況を見るに他業種に比して雇入従業員の使用が少くなつてゐる。即ち第六十一表の如く家族従業員のみを有する店舗は六五店で全體の六七・〇%に當り、之に次いで兩方の従業員を有するもので、二八・八七%、全然従業員なきもの及雇入従業員のみを有するものは、共に二店宛(二・〇六%)に過ぎない。而して従業員二名以内の店舗は合計六八店で七〇%餘に當り、小規模經營のものゝ多いことが知り得られるが、雇入従業員のみを有するものゝ中の一店は一四〇名を使用する大呉服店であつた。

第六十一表 従業員數

摘要	店數	人
全然従業員なきもの	一 (一・〇六%)	一
従業員のみを有するもの	二 (二・〇六%)	二
家族従業員のみを有するもの	二 (二・〇六%)	二
雇入従業員のみを有するもの	二 (二・〇六%)	二
合計	七 (七〇・〇六%)	七

一一五

家族従業員のみを有するもの

三	六五 (七〇%)	三	(四・六%)
四	人	一	(一・五%)
五	人	〇	(〇・〇%)
五人以内	〇	〇	(〇・〇%)
十人以上	一	一	(五・〇%)
二十人以上	〇	〇	(〇・〇%)
合計	二	五	(二七・六%)

一一六

雇入従業員のみを有するもの

二	二八 (三〇%)	二	(七・四%)
五人以内	二	五	(二七・六%)
十人以上	一	一	(五・〇%)
二十人以上	〇	〇	(〇・〇%)
合計	三	六	(二七・四%)

両方の従業員を有するもの

二	二八 (二七・七%)	二	(七・四%)
十人以上	一	一	(三・五%)
二十人以上	〇	〇	(〇・〇%)
合計	三	三	(三・九%)

合計 九七

而して報告店舗の使用する従業員総数は左の如く三五四名で、一店當り三・六一名になつてゐるが、前記の一四〇名を有する一店を除外するときは總數二一四名で、一店當り二・二三名となり、二十九業種中第九番目に使用人数の少い業種となつて来る。

家族従業員	一三九名	雇入従業員	一四二名
雇入従業員	二一五名	合計	二一九名
合計	三五四名		三・六一名

次に従業員の使用事情と営業状態との関係を見れば第六十二表の如く、雇入従業員の多いもの程、換言すれば規模の大なるもの程呉服商では経営状態が良好となつてゐることが知られる。即ち雇入従業員のみを有する二店は孰れも黒字であり、之に次いで両方の従業員を有するものが良く、黒字七八・五七%に達してゐるのに對し、家族従業員のみを有するものは黒字六六・一五%に下り、更に全然従業員を有しない二店は孰れも赤字となつてゐる。

第六十二表 従業員使用別と営業状態

従業員別 営業状態	従業員使用別		合計
	全然従業員を有せるもの	家族従業員のみを有するもの	
黒字のもの	〇 (〇・〇%)	四三 (六六・一五%)	四三 (六七・七%)
赤字のもの	二 (一〇〇・〇%)	二二 (三三・八五%)	二四 (三七・五%)
合計	二 (一〇〇・〇%)	六五 (一〇〇・〇%)	六七 (一〇〇・〇%)

(五) 経営困難なる主なる理由

呉服商の経営困難なる理由に關しての記入の状態は次の如くである。尙ほ全然困難なる理由なしとするものが五店あつた。

(1) 統制經濟の影響	記入店數	記入率
	五二	五三・〇%
(2) 同業者の過剰	四四	四四・九%

一一七

(3) 百貨店の壓迫	四一	四一・八四
(4) 従業員難	二三	二三・四七
(5) 公私設市場の壓迫	七	七・二四
(6) 金融難	七	七・一四
(7) 産業組合の壓迫	一	一・〇二
(8) 購買會の壓迫	一	一・〇二
合計	一七六	一七九・五九

即ち事變の初めの内はストックの値上りと需要の増加で相當好影響を受けたと考へられる呉服商も、統制の強化に伴ひ、純縮品の製造禁止、商品の入手難、價格公定等のためその經營は漸次窮屈となつて來て、今回の調査に於ても統制經濟の影響に關する記入率が一番多く五三%を超え、之については同業者の過剩となつてゐるが、その中には行商の壓迫も相當含まれてゐるものと見られる。百貨店の壓迫を最も著しく感じてゐるのは恐らく斯の業種と推察せられる處であるが、今回の調査では統制經濟の影響及同業者の過剩に次いで第三位で記入率が四一・八四%となつて居り、これは二十九業種中でも玩具について第二位にある。この外第四位として従業員難が二三・四七%となつて居るが、残りの四理由に關しての記入は極めて少數に過ぎない。

(六) 將來に對する見透

現在の營業狀態は既述の通り二十九業種中第四位となつてゐたが、呉服商の將來に對する見透しは左の如く營業繼續可能と見るものが九一・四九%で、これは二十九業種中第十位である。廢業の餘儀なきもの八店の中七店迄は轉業

の途なきものである。

營業の繼續可能のもの	八六 ^店	九一・四九
廢業の餘儀なきもの	八	八・五一
轉業の途あるもの	一	一一・五〇
轉業の途なきもの	七	八七・五〇

(七) 最も近き同業者迄の距離と營業狀態

呉服商の最も近き同業者迄の距離は左の如く五町以内のものが最も多く二九・五九%に當つて居り、他業種に比して業者の分布が割合マバラの様であるが、しかし呉服は買廻り品であること、名古屋市に於ては呉服の行商が非常に多いことを考へればこれ等の店も地域的に獨占の地位を占めることは困難なるものと見られる。五町以内のものに次いで、三十間以内が二七・五五%、十間以内が二二・四五%、一町以内が一八・三七%となつて居り、六町以上のものは二店あるに過ぎない。

十間以内	二二 ^店	二二・四五
三十間以内	二七	二七・五五
一町以内	一八	一八・三七
二町以内	一九	一九・三九
三町以内	七	七・一四
四町以内	一	一・〇二
五町以内	二	二・〇四
合計	二九	二九・五九

六町以上	二	二〇四
合計	九八	一〇〇〇〇

次に之と營業状態との關係を見ると、同業者と最も離れてゐる六町以上のものは二店は黒字のものばかりとなつて居り、之については最も近距離に同業者のある十間以内のものが黒字八一・八二%に達してゐるが、これは大體繁華な場所であり取扱商品が買廻り品である爲め、盛場以外にあつて同業者と相當離れてゐる店よりは遙かに營業状態が良好となつてゐるものと考へられる。この二者を除いては五町以内が黒字七五・八六%、一町以内が七二・二二%と距離の遠い順になつてゐるが、三十間以内のもののみは黒字四八・一五%で赤字の方が多くなつてゐる。(第六十三表)

第六十三表 最寄同業者迄の距離と營業状態

營業状態	最寄同業者迄の距離					合計
	十間以内	三十間以内	一町以内	五町以内	六町以上	
黒字のもの	(八・八一%)	(四八・二五%)	(七三・三三%)	(七五・六六%)	(一〇〇・〇〇%)	(六八・九六%)
赤字のもの	(八・八八%)	(五・八五%)	(二七・六六%)	(二四・三四%)	(〇・〇〇%)	(三〇・〇三%)
合計	(一三・一一%)	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(九八・九九%)

(八) 三町以内の同業者数と營業状態

報告店舗の三町以内の同業者数を見るに第六十四表の如く五人以内のものが最も多く全體の七〇・一〇%に達して居り、次いで十五人以上のもの二三・七一%、全然なきもの五・一六%、三十人以上のもの一・〇三%となり、三十人

を超えるものは一店もない。而してその三町以内に有する同業者の總数は四二〇人で、一店當り四・二九人に當り、二十九業種中第十四位であつて割合に同業者数の少いことが知り得られる。(第六十四表)
三町以内に於ける同業者の多寡と營業状態との關係は同表の如く三十人以上の二店が黒字となつてゐるのを除外して考へると、附近に同業者の少い程黒字の率が多くなつて居る。

第六十四表 三町以内の同業者数と營業状态

營業状態	三町以内の同業者数					合計
	〇人	五人以内	十五人以上	三十人以上	合計	
黒字のもの	(一〇〇・〇〇%)	(七〇・五九%)	(五六・五三%)	(一〇〇・〇〇%)	(六七・〇七%)	
赤字のもの	(〇・〇〇%)	(二九・四一%)	(四三・四六%)	(〇・〇〇%)	(三二・〇〇%)	
合計	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(九七・〇七%)	

(三十一人以上は該當店舗なし)

(九) 常得意の最遠距離

呉服商の常得意の最遠距離は左の如く一里以内のものが最も多く三〇%を超え、續いて半里以内、五町以内となり一里一町以上のものは割合に少い。

五町以内	一七・五三
半里以内	二四・七四

一里以内	三〇	三〇・九三
一里一町以上	一六	一六・四九
不明	一〇	一〇・三一
合計	九七	一〇〇・〇〇

第八節 小間物商

この小間物商には普通の小間物商と化粧品小間物商の両方を包含してゐる。調査票を送付した店舗数は一六〇であつたが、その中一五三店より調査票の提出を受けた。

(一) 開業事情

(1)開業年代 小間物商も現在極度の過剰に陥つてゐる業種の一と云はれ、その廃業者も毎年相當數にのぼつてゐると稱せられてゐるが、今回の調査の結果でも第六十五表の如く、昭和年代開業のものが四五・七五%に達して居る。以下大正年代開業のもの三二・六八%、明治年代のもの一九・六一%と、年代の古いもの程少く、明治以前に開業し、現在まで續いてゐるものは三店、一・九六%有るだけである。

(2)新規開業と營業の譲受 この二つの割合は新規開業八六・九三%、營業の譲受一三・〇七%となつて居り、營業の譲受の割合は二十九業種平均より稍々少いが、これは他業種よりも廢業者の少いためとは考へられないであらう。而してこの割合を年代順に見て行くと、明治以前の三店は孰れも新規開業で營業の譲受は一店もない。明治年代に於ても營業の譲受の割合は六・六七%に過ぎないが、大正年代になると一躍この割合が一四%に増加し、昭和年代になつ

ても幾分増加を示して、一五・七一%となり、大正年代頃から漸く業者の過剰を來たして、經營を困難ならしめ、廢業者が次第に増加して來たものと見られる。

第六十五表 開業事情

開業事情	開業年代				合計
	明治以前	明治年代	大正年代	昭和年代	
新規開業	三三 (100.00%)	二八 (93.33%)	四三 (66.00%)	五九 (84.29%)	一三三 (66.52%)
營業の譲受	〇 (0.00%)	二 (6.67%)	七 (11.00%)	一 (1.57%)	一〇 (11.07%)
合計	三三 (100.00%)	三〇 (90.91%)	五〇 (100.00%)	七〇 (100.00%)	一五三 (100.00%)

(二) 現在の營業狀態

小間物商の現在の營業狀態は左の如く黒字のもの六〇・一三%で二十八業種中第十二番目に營業成績良好なる業種となつてゐる。

黒字のもの	九二店	六〇・一三
損益なきもの	一	〇・六五
赤字のもの	六〇	三九・二二
合計	一五三	一〇〇・〇〇

(三) 開業前の店主の経歴と營業狀態

小間物商は比較的無経験、小資本で開業し易い業種であるため、その店主の開業前の経歴は、素人又は他の商業者よりの轉業者が多い(第六十六表)。即ち現在と同種營業の徒弟たりしものは四七・七一%に過ぎず、全然商業に無経験の者からの轉業者が三一・三七%、他の商業者からの轉業者が二〇・九二%に達して居り、業者の悩みもこゝから生じて來てゐる。

しかし店主の斯業に對する経験の有無は營業状態にはつきりした影響を及ぼしてゐる。即ち同表に示す如く現在と同種營業の徒弟たりし者の營業状態は黒字のものが六七・一二%で一番良好となつて居るが、他の商業者は黒字のもの五九・三八%、それ以外の者は黒字五〇%と商賣の経験の有無の程度によつて、營業状態が變つて來てゐる。

第六十六表 店主の経歴と營業状态

營業状态	店主の経歴		合計
	現在と同種營業の徒弟	他の商業者	
黒字のもの	四九 (六七・二二%)	一九 (五九・八一%)	九二 (六〇・二五%)
損益なきもの	〇 (〇・〇〇%)	一 (三・一一%)	一 (〇・二五%)
赤字のもの	二四 (三七・八六%)	二二 (七五・〇〇%)	六〇 (三九・三三%)
合計	七三 (一〇〇・〇〇%)	三三 (一〇〇・〇〇%)	一五三 (一〇〇・〇〇%)

(四) 従業員數と營業状态

小間物商は大體小規模の者が多く、而も商品の配達を要することも少いので、その雇入従業員數は他業種に比して割合少い。第六十七表に示す如く、家族従業員のみを有するものは六三・四〇%に達してゐて最も多く、家族及雇入従業員を有するものは之に次いで多く三三・六八%となつて居り、従業員を全然有せざるもの及雇入従業員のみを有するものは共に一・九六%に過ぎない。

第六十七表 従業員數

摘要	店數		合計
	全然従業員なきもの	家族従業員のみを有するもの	
家族従業員のみを有するもの	一	二	六三 (六四・九五%)
	二	三	二五 (二五・七七%)
	三	四	七 (七・三三%)
	四	五	一 (一・〇三%)
	五	一	一 (一・〇三%)
雇入従業員のみを有するもの	一	二	三三 (三三・三三%)
	二	三	一 (三・三三%)
	三	四	〇 (〇・〇〇%)
	四	五	一 (三・三三%)
	五	一	〇 (〇・〇〇%)

両方の従業員を有するもの

二	五人以内	一〇 (10.00%)
五〇	十人以上	二七 (54.00%)
(三・六%)	二十人以上	一二 (24.00%)
	二十人以上	一 (2.00%)
	二十人以上	〇 (0.00%)

合計

一五三

然して右一五三店の使用する従業員の總數及平均一店當りの使用人數は左の如くであり、その規模の程度が推察し得られる。

家族従業員	二四二名	一店當り	一・五八名
雇入従業員	一四二名	〇	〇・九三名
合計	三八四名	〇	二・五一名

従業員の使用事情と現在の營業狀態との關係は第六十八表の通りである。その中従業員の全然無きもの三店は孰れも赤字となつて居り、又雇入従業員のみを有するもの三店も人件費の負擔が大きいためか黒字一店、赤字二店となつてゐるが、孰れも該當店舗が極めて少いため正確なことは知り得られない。家族従業員を有するものは黒字六一・八六%、損益なきもの一・〇三%となつてゐるのに對し、兩方の従業員を有するものは黒字六二%で、その間殆ど差異がなく、従業員の使用事情の營業に及ぼす影響は殆ど現はれて來てゐないようである。

第六十八表 従業員使用別と營業狀態

營業狀態	従業員別	全然従業員を有せざるもの	家族従業員のみを有するもの	雇入従業員のみを有するもの	兩方の従業員を有するもの	合計
黒字のもの	〇 (0.00%)	六〇 (61.6%)	三三 (33.3%)	一 (1.0%)	三三 (33.1%)	九二 (92.0%)
損益なきもの	〇 (0.00%)	一 (1.0%)	〇 (0.00%)	〇 (0.00%)	〇 (0.00%)	一 (1.0%)
赤字のもの	三 (3.0%)	三六 (77.1%)	二 (4.2%)	九 (19.7%)	六〇 (60.0%)	六〇 (60.0%)
合計	三 (3.0%)	九七 (97.0%)	三 (3.0%)	五〇 (50.0%)	一五三 (153.0%)	一五三 (153.0%)

(五) 經營困難なる主なる理由

小間物商の經營困難なる主なる理由の記入率は次の順序となつてゐる。

理由	記入店數	記入率
(1) 同業者の過剩	九〇	五八・八二%
(2) 統制經濟の影響	六三	四一・一八%
(3) 百貨店の壓迫	四三	二八・一〇%
(4) 従業員難	二七	一七・六五%
(5) 公私設市場の壓迫	一三	八・四九%
(6) 金融難	八	五・二三%
(7) 購買會の壓迫	八	五・二三%
(8) 産業組合の壓迫	二	一・三一%
合計	二五四	一六六・〇一%

即ち小間物商の悩みの最たるものは同業者の過剰で、薬種商、酒類商に次いで記入率が高い。統制経済の影響は小間物商でも第二番目に困難なる理由となつて居り、此の業種にとつては百貨店の壓迫を感じることも多く、記入率二八%に及んでゐる。尙ほ報告店舗一五三の中五店は困難なる理由なしと記入してあつた。

(六) 将来に對する見透

斯の業種の将来に對する見透しは左の通りで、二十九業種の平均よりは營業繼續可能と見るものが稍々多くなつてゐる。

營業の繼續可能のもの	一三五 ^店	八九・四 [%]
廢業の餘儀なきもの	一六	一〇・六〇
轉業の途なきもの	四	二五・〇〇
轉業の途なきもの	一二	七五・〇〇

(七) 最も近き同業者迄の距離と營業狀態

小間物商は前に述べた通り同業者の過剰に悩んでゐる業種であるが、最も近き同業者迄の距離について見てもその過剰の状態が窺はれる。即ち今回の調査に於ては左の如く、最寄同業者迄の距離が十間以内が存在するものが一五三店の中五〇店あり、三二・六八%に當つて居る。更らに三十間以内のもの四七店、三〇・七二%、一町以内のもの三七店二四・一八%に達し、この三者の合計は八七%を超えて居る。一町以上五町以内のものは一九店であるが、六町以上のもは一軒もない。

十間以内	五〇 ^店	三二・六八 [%]
------	-----------------	--------------------

三十間以内	四七	三〇・七二 [%]
一町以内	三七	二四・一八 [%]
二町以内	一三	八・五〇 [%]
三町以内	五	三・二七 [%]
四町以内	〇	〇・〇〇 [%]
五町以内	〇	〇・〇〇 [%]
六町以上	〇	〇・〇〇 [%]
合計	一五三	一〇〇・〇〇 [%]

然し乍らこの最も近き同業者迄の距離と營業狀態との關係は他の業種とは些か異つた状態を示してゐる。第六十九表の如く最も離れてゐる五町以内のものが最も營業狀態が良く、黒字のものが六八・四二%となつてゐるが、他の三つは全然逆に、十間以内が黒字のもの六〇%、三十間以内が黒字五九・五八%、一町以内が五六・七六%と最寄同業者迄の距離が近いもの程營業狀態が良くなつてゐる。

第六十九表 最寄同業者迄の距離と營業狀態

營業狀態	十間以内	三十間以内	一町以内	五町以内	合計
黒字のもの	一一〇 (七二・〇〇%)	一一八 (五九・六%)	一一一 (五七・六%)	一三 (六・四%)	九二 (六〇・三%)
損益なきもの	一 (〇・六%)	〇	〇	〇	一 (〇・七%)
赤字のもの	一九 (一二・四%)	一九 (一〇・四%)	一六 (八・五%)	六 (三・三%)	六〇 (三九・三%)
合計	一九	一九	一六	六	六〇

合計	五〇	四七	三七	一九	一五三
	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)

(六町以上は該當店舗なし)

(八) 三町以内の同業者数と營業狀態

次に三町以内の同業者数を見ても、同業者の過剰を反映してゐて、報告店舗一五三店の三町以内に有する同業者の数は總計九八〇人で平均一店當り六・四一人の同業者を有してゐる計算になり、二十九業種中第六番目に多くなつてゐる。之をその有する人数別に見ると五人以内のものが矢張り一番多くて四九・〇%であるが、第二位の十五人以内の四五・一〇%と餘り異つてゐない。この十五人以内のもの、率は最も同業者過剰と云はれる酒類商、洋品雜貨商、菓子パン商に次いで二十九業種中第四位となつて居る。三十人以上のものも三・九二%であるが、三十一人以上も同業者を有する店は一つもない。反對に全然三町以内と同業者を有しない店は三店、一・九六%あつた(第七十表)。而してこの三町以内の同業者の數と營業狀態との關係を見ると同表の如く三十人以上のものが一番良好となつてゐるが、これは大體盛場にあるために附近に同業者が多くても營業狀態が一番良くなつてゐるものと考へられる。之については五人以内のものが、黒字六一・三三%で、次の十五人以内の六〇・八七%と殆ど同率となつてゐる。小間物化粧品商で、三町以内に全然同業者のない様な店は非常に場末にあるものと見られ、三店とも全部赤字である。

第七十表 三町以内の同業者数と營業狀態

三町以内の同業者數	〇人	五人以内	十五人以上	三十人以上	合計	
營業狀態	〇	人	五人以内	十五人以上	三十人以上	合計
黒字のもの	(0.00%)	(61.33%)	(60.87%)	(60.87%)	(60.87%)	

損益なきもの	(0.00%)	(0.00%)	(1.44%)	(0.00%)	(0.44%)
赤字のもの	(100.00%)	(36.29%)	(37.66%)	(39.13%)	(60.56%)
合計	(100.00%)	(75.75%)	(69.31%)	(69.93%)	(100.00%)

(三十一人以上は該當店舗なし)

(九) 常得意の最遠距離

左の如く斯業種は御用聞及配達が少く、多くは現金賣であり、その常得意も概して近い距離に限られてゐるものが多く、五町以内のものが三七・七五%に當つて居り、之に次いで不明のものが二四・五〇%、以下距離の遠くなる程該當店舗が少くなつてゐる。

五町以内	五七	三七・七五%
半里以内	二六	一七・三二%
一里以内	一七	一一・二六%
一里一町以上	一四	九・二七%
不明	三七	二四・五〇%
合計	一五一	一〇〇・〇〇%

第九節 履物商

調査票送附店舗は一三二店であつた處、全店より調査票の提出を受くることを得た。

(一) 開業事情

(1)開業年代 履物商の開業年代では第七十一表の通り大正年代、昭和年代開業のものが殆ど均しくて最も多く、明治年代のものも相當多くなつてゐるが、明治以前開業のものは僅か一店に過ぎない。

(2)新規開業と營業の讓受 この二つの割合は新規開業のもの八三・三三%、營業の讓受のもの一六・六七%で、二十九業種中營業の讓受の割合が第八位となつて居り、比較的多いが、これは斯の業種の廢業者が相當多數にのぼつてゐることを示してゐるものと考へられる。而して明治以前開業の一店は營業の讓受であり、明治年代に於ては營業の讓受が一四・七一%となつてゐる。大正年代に於てその割合は二二・二四%と稍々減少して來たが、昭和年代では二〇・八三%と激増し、二十九業種の中でも第七番目に多くなつて居り、斯の業種には最近經營困難なものが多く、廢業者の増加して來た事情が知り得られる。

第七十一表 開業事情

開業事情	開業年代				合 計
	明治以前	明治年代	大正年代	昭和年代	
新規開業	〇 (0.00%)	二九 (85.9%)	四三 (76.6%)	三三 (79.7%)	一〇 (24.3%)
營業の讓受	一 (100.00%)	五 (15.7%)	六 (11.1%)	一〇 (24.3%)	一三 (31.7%)
合 計	一 (100.00%)	三四 (100.00%)	四九 (100.00%)	四八 (100.00%)	一三三 (100.00%)

(二) 現在の營業狀態

前項の如く斯の業種の廢業者は相當數にのぼつてゐるものと見られるが、現在の營業狀態では左の如く黒字六四・八八%に達し、二十九業種中第八位に良好なるものとなつてゐる。

黒字のもの	八五	六四・八八
損益なきもの	二	一・五三
赤字のもの	四四	三三・五九
合 計	一三三	一〇〇・〇〇

(三) 開業前の店主の経歴と營業狀態

履物商では斯業に經驗を有する同種營業の徒弟が非常に多く七一・九七%に達して居り、他業種に比し他の商業者及それ以外の者よりの轉業者は少く、前者は一四・三九%、後者は一三・六四%に過ぎない。この店主の経歴と營業狀態の關係では、第七十二表の如く矢張り經驗の有無がものを云つて、現在と同種營業の徒弟が最も營業狀態がよく黒字のもの六七・〇二%となつて居る。第二位のそれ以外の者も黒字六六・六七%に達してゐるが、他の商業者よりの轉業者は最も悪くて、その黒字の率は五二・六三%と辛ふじて赤字よりも黒字のものの方が多くなつてゐる。

第七十二表 店主の経歴と營業狀態

店主の経歴	現在と同種營業の徒弟	他の商業者	それ以外の者	合 計
營業狀態	六三 (74.0%)	一〇 (53.5%)	一二 (67.7%)	八五 (64.8%)
黒字のもの	六三 (74.0%)	一〇 (53.5%)	一二 (67.7%)	八五 (64.8%)
合 計	八五	一八	一三	一三三

損益なきもの	(11.3%)	0	(0.0%)	0	(1.3%)
赤字のもの	(21.2%)	9	(47.7%)	6	(3.5%)
不明	(20.8%)	0	(47.7%)	0	(3.5%)
合計	95	19	18	1	134
	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)
	(71.7%)	(43.9%)	(31.6%)	(100.00%)	

(四) 従業員数と営業状態

履物商はその経営の規模概して小で、雇入従業員を有してゐる店舗は極めて少数に過ぎない。即ち第七十三表の如く家族従業員のみを有するものが九七店、七三・四九%に達して居り、全然従業員を有せざるものも四・五四%となつてゐる。之に對し雇入従業員のみを有するものは一店、〇・七六%に過ぎず、兩方の従業員を有するものも二・二一%で、二十九業種平均より遙かに低位にある。而して従業員數一人以内のものゝ合計は八〇店で、全體の六〇・六一%に當つて居り、又報告店舗の一店當り使用人數が左の如く一・八四名で二十九業種中第四番目に少い方であるのを見ても、履物商の經營規模が他の小賣商に比較して小さいことを知り得る。

家族従業員	一八四名	一店當り	一・三九名
雇入従業員	五九名	〇	〇・四五名
合計	二四三名	〇	一・八四名

第七十三表 従業員數

摘要	店數	割合	平均
全然従業員なきもの	(4.5%) 6	1	6.8 (20.10%)
家族従業員のみを有するもの	(73.4%) 97	1	8 (8.25%)
雇入従業員のみを有するもの	(0.6%) 1	1	1 (1.01%)
兩方の従業員を有するもの	(23.3%) 28	2	6 (31.43%)
合計	134	2	110 (41.42%)
		2	2 (7.14%)
		20	〇
		21	〇

次に家族及雇入従業員の使用事情の現在の営業状態に及ぼしてゐる影響を見ると、雇入従業員を有する比較的規模の大きいものが営業状態が良好となつてゐるやうである。即ち第七十四表の如く雇入従業員のみのもので一店が黒字となつてゐるのは別とするも、両方の従業員を有するものは黒字のものゝ割合七五%に達して居り、この割合は雇入従業員を有しない二者に比較すると遙かに多い。従業員を全く有せざるものは黒字六六・六七%で第三位にあり、家族従業員のみを有するものは最も営業状態が悪く、黒字の率が六一・四六%となつてゐる。

第七十四表 従業員使用別と営業状態

従業員別 営業状態	従業員使用別と営業状態				合 計
	全然従業員を有せざるもの	家族従業員のみを有するもの	雇入従業員のみを有するもの	両方の従業員を有するもの	
黒字のもの	(六・七%) 四	(六・四%) 五九	(一〇〇%) 一	(七五・〇%) 二一	(六四・八%) 八五
損益なきもの	(〇%) 〇	(一・〇%) 一	(〇%) 〇	(三・七%) 一	(一・五%) 二
赤字のもの	(三・三%) 二	(三七・〇%) 三六	(〇%) 〇	(三・三%) 六	(三・九%) 四
合 計	(一〇〇%) 六	(一〇〇%) 九六	(一〇〇%) 一	(一〇〇%) 二八	(一〇〇%) 一三二

(五) 経営困難なる主なる理由

履物商の経営困難なる主なる理由についての記入率は左の如くであり、一三二店の中困難なる理由なしと記入したるもの一二店あつたが、この中には幾分記入洩れのものも含まれてゐると思はれる。

記入店数

記入率

(1) 同業者の過剰	六九	五二・二七%
(2) 統制経済の影響	六六	五〇・〇〇%
(3) 百貨店の壓迫	一八	一三・六四%
(4) 従業員難	一八	一三・六四%
(5) 公私設市場の壓迫	一五	一一・三六%
(6) 金融難	一五	一一・三六%
(7) 産業組合の壓迫	二	一・五二%
(8) 購買會の壓迫	〇	〇・〇〇%
合 計	一〇三	一五三・七九%

同業者の過剰に次いで統制経済の影響の記入率が多く、履物商の主なる悩みはこの二つと云へる。これに次いで百貨店の壓迫と従業員難とが同率で一三・六四%、公私設市場の壓迫と金融難はこれも同率で一・三六%となつて居り、産業組合及購買會の壓迫は殆どなし。

(六) 将来に対する見透

二十九業種中営業状態が第八位にあつた履物商の将来に対する見透は、左の如く営業の繼續可能なりと見透すものが全體の九一・四七%で、その率は二十九業種中第十一位となつてゐる。而して廢業の餘儀なきものは殆どが轉業の途なしと答へてゐる。

営業の繼續可能のもの	一一八店	九一・四七%
廢業の餘儀なきもの	一二店	八・五三%

内譯 { 轉業の途あるもの
轉業の途なきもの

一 一一・一一
八 八八・八九

(七) 最も近き同業者迄の距離と營業狀態

履物商の最も近き同業者迄の距離は左の如く、十間以内のものが他業種に比して少くなつてゐるかはりに、三十間以内及び一町以内のものが多くなつてゐる。特に三十間以内のものが多く、全體の三六・三七%に當つてゐる。五町以内のものは他業種に比して少く、六町以上のものは一店も存しない。

十間以内	一五	一一・三六
三十間以内	四八	三六・三七
一町以内	四四	三三・三三
二町以内	一八	一三・六三
三町以内	五	三・七九
四町以内	二	一・五二
五町以内	〇	〇・〇〇
六町以上	〇	〇・〇〇
合計	一三三	一〇〇・〇〇

次に最も近き同業者迄の距離の遠近の如何と營業狀態との關係を見るに第七十五表の如くまち／＼である。即ち最も距離の近い十間以内のものは最も營業狀態が悪く黒字のもの五三・三四%に過ぎないが、次に距離の近い三十間以内のものは黒字の割合が七二・三四%に達して居て、最も營業狀態が良好である。一町以内の者が之に次いで第二位

で黒字の割合六三・六四%となつてゐるのに對し、最も距離の遠い五町以内のものは之よりも黒字の割合が少く、六〇%で第三位にある。

第七十五表 最寄同業者迄の距離と營業狀態

營業狀態	十間以内	三十間以内	一町以内	五町以内	合計
黒字のもの	(五三・三四%) 八	(七二・三四%) 三四	(六三・六四%) 一八	(三〇・〇〇%) 一五	(六三・六四%) 八五
損益なきもの	〇	(四・二五%) 二	〇	〇	(一・五二%) 二
赤字のもの	(四・六六%) 七	(二三・四一%) 一	(三六・三六%) 一六	(七〇・〇〇%) 一〇	(三三・九九%) 四四
合計	(一〇〇・〇〇%) 一五	(一〇〇・〇〇%) 四七	(一〇〇・〇〇%) 四四	(一〇〇・〇〇%) 一五	(一〇〇・〇〇%) 一三三

(六町以上は該當店舗なし)

(八) 三町以内の同業者数と營業狀態

三町以内の同業者の數を見るに三十人以内、三十一人以上の如く多數の同業者を有する店舗は一店もなかつた。最も多いのは五人以内のもので六七・九四%に當り、之については十五人以上のものが多く三〇・五三%となつてゐる。三町以内に全然同業者の無い店舗も二店に過ぎない。而して之等の店舗の三町以内に有する同業者數の合計は六一七人で、一店當り平均四・六七人であり、二十九業種中十二番目に當つてゐる。

而してこれと營業狀態との關係は第七十六表の如く五人以内のものが最も良好で黒字六八・五四%、之に次いで

十五人以上のもの(黒字五六・四一%)で、全然三町以内に同業者のないものは營業狀態が黒、赤一店宛となつてゐる

第七十六表 三町以内の同業者数と營業狀態

營業狀態	三町以内の同業者数			
	〇 人	五人以内	十五人以上	計
黒字のもの	(五〇・〇〇%)	(六八・五四%)	(五五・四二%)	八四 (六三・六三%)
損益なきもの	(〇・〇〇%)	(〇・〇〇%)	(五・三三%)	二 (一・五四%)
赤字のもの	(五〇・〇〇%)	(三二・四六%)	(三八・四六%)	四四 (三二・八四%)
不明	〇	〇	一	一
合計	(一〇〇・〇〇%) (一・五三%)	(一〇〇・〇〇%) (六七・九四%)	(一〇〇・〇〇%) (三〇・五三%)	一三二 (一〇〇・〇〇%) (一〇〇・〇〇%)

(三十人以上、三十一人以上は該當店舗なし)

(九) 常得意の最遠距離

履物商も商品の配達少く、その顧客は大體近距離に限られてゐるようである。即ち左の如く五町以内のもの最も多く三六・六四%に當り、大體これも近距離と見得る不明のものが次に次いで多く二五・九六%である。第三位は半里以内のもので二二・一四%、第四位は一里以内で九・九二%と遠距離になる程減少し、一里一町以上のものは五・三四%に過ぎない。

五町以内

四八

三六・六四

第十節 藥種商	半里以内	一里以内	一里一町以上	不明	合計
	二九	一三	七	三四	一三一
	二二・一四	九・九二	五・三四	二五・九六	一〇〇・〇〇

本業種につき調査票を送附した店舗は一九〇店で、その中一七七通の調査票を蒐集し得た。

(一) 開業事情

(1)開業年代 前章でも述べた如く藥種商の開業では大正年代開業のものが極めて多く五八・一九%に達して居り、二十九業種中でも最高となつてゐる。これは大正年代にはいつて醫學の急激なる進歩と衛生思想の普及につれ新藥製が續々と現はれ、従來の賣藥行商を駆逐し、加ふるに兼業としての化粧品も新製品が續出すると共に需要が急速に増加したために、之につれて藥局を開設するものが相ついでと考へられる。大正年代に次いで昭和年代開業のものが多くて二四・八六%となつて居り、明治年代は遙かに少く一三・五六%、明治以前の開業のものは三・三九%であ。(第七十七表)

(2)新規開業と營業の讓受 藥種商のこの二つの割合は新規開業のもの八七・五七%、營業讓受のもの一二・四三%となつて居り、比較的營業の讓受のものが少い。明治以前のものでは營業の讓受の割合が三三・三三%で最も多く、明

治年代では一六・六七%、大正年代では一〇・六八%と段々減少して来てゐるが、昭和年代になつてからは一一・三六%と反對に僅か乍ら増加してゐる。

第七十七表 開業事情

開業事情	開業年代				合 計
	明治以前	明治年代	大正年代	昭和年代	
新規開業	(六・七%) 四	(八・三%) 一〇	(八・三%) 九二	(八・六%) 三九	(八・七%) 一五五
營業の譲受	(三・三%) 二	(二・六%) 四	(二・六%) 一	(二・三%) 五	(二・三%) 二二
合 計	(一〇・〇%) 六	(一〇・九%) 一四	(一〇・九%) 一〇三	(一〇・九%) 四四	(一〇・七%) 一七七

(二) 現在の營業狀態

現在藥種商の營業狀態は左の如く黒字のもの六六・六七%に達して居り、食料品商に次いで二十九業種中營業狀態は第六位にあり、前項營業の譲受の割合が少かつたのも廢業者が少いたためと考へられる。

黒字のもの	一一八	六六・六七
損益なきもの	一	〇・五六
赤字のもの	五八	三二・七七
合 計	一七七	一〇〇・〇〇

(三) 開業前の店主の經歷と營業狀態

藥種商の開業前の店主の經歷は第七十八表の如く現在と同種營業の徒弟たりしものが四六・三三%で最も多くはな

つてゐるが、これに次いでそれ以外の者からはいつて來たのが四五・二〇%の多數にのぼつて居り、これは二十九業種中萬屋に次いで多いのである。この理由を考ふるに大正年代にこの業種の利潤が割合に多く、素人が資格を得て開業したものゝ多いのと、近年藥學校の増設の結果一般の子弟で之を卒業したものが多いたためと推察せられる。尙ほ他の商業者からの轉業者は八・四七%で他業種に比して非常に少ないが、これは斯業開業には一定の資格を要する爲め、他の業種の様簡単に開業するを得ない事情によるのであらう。而してこの店主の經歷の如何が營業狀態にどう現はれて來てゐるかを見るに、他の商業者が最も好く黒字のものが七三・三三%に達して居り、次いで同種營業の徒弟が黒字六七・〇七%で、それ以外の者は黒字六五・〇〇%で一番悪い。他の商賣をやつてゐる者が、態々資格を得て斯業に轉ずるからには餘程經營有利と見込んだものなるべく、従つてこれが右の様に一番良き營業狀態を維持し得てゐるのであらう。

第七十八表 店主の經歷と營業狀態

店主の經歷	營業狀態				合 計
	現在と同種營業の徒弟	他の商業者	それ以外の者	合 計	
營業狀態	(七・〇%) 五五	(七・三%) 一	(六・〇%) 五二	(六・七%) 一〇八	
黒字のもの	(二・三%) 一	(〇・〇%) 〇	(〇・〇%) 〇	(〇・六%) 一	
損益なきもの	(三・七%) 二六	(六・七%) 四	(三・〇%) 二八	(三・七%) 五八	
赤字のもの	(八・二%) 六一	(一五・〇%) 一五	(一〇・〇%) 八〇	(一〇・七%) 一七七	
合 計	(一〇・〇%) 八二	(一五・〇%) 一五	(一〇・〇%) 八〇	(一〇・〇%) 一七七	

(四) 従業員数と営業状態

薬種商も従業員は割合少い。その使用状況は第七十九表の如く家族従業員のみを有するものが一番多く一〇九店で六一・五九%に當つて居り、之については兩方の従業員を有するもので三二・二〇%に當つてゐる。全然従業員なきも及雇入従業員のみを有するものは孰れも少数に過ぎない。これを人数別に見れば従業員一人以内の者が一二六店で七一・一九%に當つて居り、五人以上のものは一二店で六・七八%に過ぎない。又報告店舗一七七店の従業員總数は

家族従業員	二三七名	一店當り	一・三四名
雇入従業員	一五五名	〇・八七名	
合 計	三九二名	〇・二二名	

第七十九表 従業員数

で二十九業種の平均一店三・〇六名に較べると非常に少く、小規模の店舗の多いことが知り得られる。

摘要

全然従業員なきもの	三・五七%
家族従業員のみを有するもの	六一・五九%
雇入従業員のみを有するもの	三二・二〇%
両方の従業員を有するもの	〇・九四%

雇入従業員のみを有するもの

一人	一	(三・〇〇%)
二人	二	(五・〇〇%)
三人	〇	
四人	〇	
五人	〇	
十人以上	一	(三・〇〇%)

家族従業員のみを有するもの

一人	八三	(七六・二四%)
二人	二〇	(一八・三五%)
三人	四	(三・六七%)
四人	一	(〇・九二%)
五人	一	(〇・九二%)
十人以上	一	(〇・九二%)

両方の従業員を有するもの

一人	一	(三・〇〇%)
二人	二	(五・〇〇%)
三人	〇	
四人	〇	
五人	〇	
十人以上	一	(三・〇〇%)

合 計 一七七

次に従業員の使用事情と営業状態との關係であるが、雇入従業員のみを有するものが最も良好で四店共黒字の經營となつてゐる(第八十表)。これに次いで家族従業員のみを使用するものが黒字六七・八九%であるが、これは次の兩方の従業員を有するもの、黒字率六六・六七%と殆ど差異のない營業状態にある。獨り従業員を有せず店主一人で經營するものは、斯の業種でも營業状態が非常に不良で黒字のものは僅かに二八・五七%に過ぎない。

第八十表 従業員使用別と營業状態

従業員別	従業員使用別と營業状態	合 計	
全然従業員を有せざるもの	家族従業員のみを有するもの	雇入従業員のみを有するもの	兩方の従業員を有するもの
營業状態	黒字	黒字	黒字
	三・五七%	三二・二〇%	〇・九四%

黒字のもの	(二六・七%)	七四	(一〇〇・〇%)	三八	(六・七%)	一八
損益なきもの	〇	(〇・〇%)	〇	(〇・〇%)	一	(〇・五%)
赤字のもの	(七・五%)	(三三・二%)	(〇・〇%)	(三・八%)	一八	(三・七%)
合計	(一〇〇・〇%)	(一〇〇・〇%)	(一〇〇・〇%)	(一〇〇・〇%)	五七	(一〇〇・〇%)

(五) 経営困難なる主なる理由

薬種商の経営困難なる主なる理由に關する記入率は次の通りになつてゐる。

	記入店數	記入率
(1) 同業者の過剰	一三四	七五・七一
(2) 統制經濟の影響	六〇	三三・九〇
(3) 従業員難	三八	二一・四七
(4) 購買會の壓迫	二九	一六・三八
(5) 百貨店の壓迫	一七	九・六〇
(6) 公私設市場の壓迫	七	三・九五
(7) 金融難	六	三・三九
(8) 産業組合の壓迫	二	一・一三
合計	二九三	一六五・五三

同業者の過剰については七五・七一%迄が之を訴へて居り、その記入率は二十九業種中最も多い。以て如何に業者

がこれに困つてゐるかを窺ひ得られよう。第二位の統制經濟の影響及第三位の従業員難についての記入率は他業種より低くなつてゐるが、購買會の壓迫が記入率一六・三八%で第四位にあるのは注目すべきで、米穀商、酒類商、文房具商、薪炭商と共に市街地の購買會の壓迫を最も強く感じてゐる業種である。百貨店の壓迫も割合に記入率が多く第五位となつて居るが、其他は殆ど記入がなかつた。

(六) 將來に對する見透

現在の營業狀態で薬種商は二十九業種中第六位となつてゐたが、その將來に對する見透しでは營業繼續可能なりと見るものが一五九店、九一・三八%で廢物商に次いで第十二位となつて居る。こゝでも廢業の餘儀なきもの、中九三%は轉業の途なしと回答してゐる。

營業の繼續可能のもの	一五九	九一・三八%
廢業の餘儀なきもの	一五	八・六二
内譯	一	七・一四
轉業の途なきもの	一三	九二・八六

(七) 最も近き同業者迄の距離と營業狀態

薬種商の最も近き同業者迄の距離は左の如く一町以内のものが三七・二九%に達して最も多く、これに次いで五町以内のもの(二七・六八%)が多く、以下三十間以内のもの二三・一六%、十間以内のもの一〇・七四%、六町以上のもの一・二三%となつて居り、一町以内のもの及五町以内のものが他業種に比して大分多い。この現象は經營の困難なる理由の第一として同業者の過剰が挙げられ、その記入率も七五%餘と二十九業種中最も高かつたことと較べて稍

★奇異の感に打たれるが、元來斯の業種は他業種よりもその数が少くて済む店舗であるのと、名古屋では一ヶ所にか
たまらば大體或る距離を置いて分散してゐる爲めで、このことは次項三町以内の同業者の数が一店平均四・五八人に
達してゐるのを見ても知り得られる。

十間以内	一九	一〇・七四
三十間以内	四一	二二・一六
一町以内	六六	三七・二九
二町以内	三九	二二・〇三
三町以内	一〇	五・六五
四町以内	〇	〇・〇〇
五町以内	〇	〇・〇〇
六町以上	二	一・一三
合計	一七七	一〇〇・〇〇

次にこの最も近い同業者迄の距離と營業狀態との關係は六町以上のもの二店が黒、赤一店宛となつてゐるのを除い
ては、大體附近に同業者の少い者程營業狀態が良好である。即ち第八十一表の如く五町以内のものが最も良好で、黒
字のもの七七・五五%に達し、以下一町以内のもの黒字六六・六七%、三十間以内のもの黒字六〇・九八%と黒字のも
のが減少して行き、最も近距離の十間以内のものは黒字五二・六四%で辛ふじて赤字より若干多くなつてゐるに過ぎ
ない。

第八十一表 最寄同業者迄の距離と營業狀態

營業狀態	十間以内	三十間以内	一町以内	五町以内	六町以上	合計
黒字のもの	(五二・五五%)	(六六・九八%)	(六六・六七%)	(七七・五五%)	(六〇・九八%)	(六六・七七%)
損益なきもの	(〇・〇〇%)	(〇・〇〇%)	(〇・〇〇%)	(三・〇五%)	(〇・〇〇%)	(〇・五八%)
赤字のもの	(四七・四四%)	(三三・〇二%)	(三三・三三%)	(一九・四〇%)	(三九・〇二%)	(三三・七七%)
合計	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)	(一〇〇・〇〇%)

(八) 三町以内の同業者数と營業狀態

藥種商では三町以内の同業者数が三十一人以上、三十人以上の如く多數にのぼつてゐるものは一軒もない。第八十
二表の如く五人以内のものが最も多くて六九・四九%に當り、十五人以上のもの之について二九・三八%となつて居り
三町以内に全然同業者の無き店は二店(一・一三%)あるに過ぎない。而して之等三町以内に有する同業者の合計は八
一〇人で一店當り四・五八人となり、二十九業種第十三位となつてゐる次にこれと營業狀態との關係では三町以内に
全然同業者の無い二店は黒、赤各々一店宛となつてゐるが、二店に過ぎないのではつきりした率は判らない。五人以
上のもは黒字六八・二九%で、十五人以上のもの(黒字六三・四六%)より少し良好となつてゐる。

第八十二表 三町以内の同業者数と營業狀態

營業狀態	三町以内の同業者数			
	〇人	五人以内	十五人以上	合計
黒字のもの	(50.00%)	八四 (66.39%)	三三 (25.84%)	一一八 (91.73%)
損益なきもの	(0.00%)	〇	〇	〇
赤字のもの	(50.00%)	三八 (30.49%)	一九 (36.54%)	五八 (37.75%)
合計	(100.00%)	一二三 (69.49%)	五二 (29.51%)	一七七 (100.00%)

(九) 常得意の最遠距離
(三十人以上、三十一人以上は該當店舗なし)

薬種商も配達が少く、その常得意も大體近い距離に限られてゐる。即ち左の如く五町以内のものが最も多くて三七・二九%に當り、半里以内の二四・二九%が之に次いでゐる。第三位は不明のもので二一・四七%、第四位は一里以内で一・四三%となり、一里一町以上のものは最も少くて四・五二%に過ぎない。

五町以内	六六 ^店	三七・二九%
半里以内	四三	二四・二九%
一里以内	二二	一・四三%
一里一町以上	八	四・五二%
不明	三八	二一・四七%
合計	一七七	一〇〇・〇〇%

名古屋市小賣業經營調査集計票 (一) 實數

Main table showing business status (開業年代, 新規開業, 營業ノ讓受), employee counts (従業員ノ有ルモノ), and current status (現在ノ營業狀態) for various retail categories like food, clothing, and household goods.

Table detailing reasons for business difficulties (経営困難ナル主ナル理由), future outlook (将来ニ對スル見透), and relationships with competitors (最モ近キ同業者ノ距離及ソレト營業狀態トノ關係).

Main data table with multiple columns for various categories like 蔬菜果實, 魚, 乾物, 肉類, 酒類, 菓子パン, 食料品, 新炭, 家具, 瀬戸物, 金物, 呉服, 洋服, 婦人子供服, 夜具, 洋品, 文房具, 玩具, 小間物, 靴, 襪物, 製種, 時計眼鏡金具, 電気器具, ラジオ音響器, 書籍雑誌, 荒物, 萬屋. Includes a total row at the bottom.

Summary table with columns: 業種, 報告店数, 経営困難ナル主ナル理由 (記入店数), 将来ニ對スル見透, 最モ近キ同業者(店舗)迄ノ距離及ソレト營業狀態トノ關係, 3町以内ノ同業者數及ソレト營業狀態トノ關係, 常得意ノ最遠距離. Sub-columns include 同業ノ過剩, 百貨ノ店迫, 業種ノ迫, 業種ノ迫, 公設場迫, 私市ノ迫, 金融難, 統制ノ難, 従業員難, 合計, 營業ノ困難ナキモノ, 除業ノ困難ナキモノ, 兼業ノ困難ナキモノ, 兼業ノ困難ナキモノ, 最モ近キ同業者(店舗)迄ノ距離 (10町以内, 30町以内, 1町以内, 5町以内, 6町以上), 3町以内ノ同業者數 (5人以内, 15人以上, 30人以上, 31人以上), 常得意ノ最遠距離 (5町以内, 半町以内, 1里以内, 1里以上, 不明).

註: 赤字ノ欄ノ左側ニ括弧ヲ用シタル數字ハ損益ナキ店數ナリ

名古屋市小賣業經營調査集計票 (一) 百分比

業種	開業状態													開業前ノ店主ノ経歴ト營業状態トノ關係							従業員數及ソレト營業状態トノ關係												現在ノ																			
	開業年代					新規開業					營業ノ讓受			開業前ノ店主ノ経歴			現在ノ同種營業ノ従業員				他ノ商業者			ソレ以外ノ者		全数従業員			家族従業員ノミヲ有スルモノ			雇入従業員ノミヲ有スルモノ			兩方ノ従業員ヲ有スルモノ			營業狀態														
																	男		女																																	
	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和														
米穀商	4.71	33.51	32.46	29.32	100.00	87.50	79.69	72.58	85.71	79.47	12.50	20.31	27.42	14.29	20.53	59.79	17.01	23.25	100.00	18.10	81.90	12.12	87.88	20.00	25.77	2.58	43.30	5.67	0.00	48.97	4.64	1.03	0.00	0.00	0.00	5.67	13.40	19.07	7.73	2.06	0.52	42.78	20.00	80.00	17.89	82.11	18.19	81.81	16.87	81.90	17.53	81.96

業種	經營困難ナル主ナル理由 (記入店數) (報告店總數)													將來ニ對スル見透						最モ近キ同業者(店舗)迄ノ距離及ソレト營業状態トノ關係						3町以内ノ同業者數及ソレト營業状態トノ關係						常得意ノ最遠距離																	
	同業者		百貨店		産業		購買會		公設市場		私設市場		金融		統制		従業員		營業ノ讓受		營業ノ譲渡		營業ノ譲渡		10間以内		30間以内		1町以内		5町以内		6町以上		3町以内ノ同業者數		5人以内		15人以内		30人以内		31人以上						
	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足	ノ過剩	ノ不足							
米穀商	41.75	0.00	30.41	27.32	9.28	7.73	62.37	18.56	197.42	68.95	31.05	8.77	91.23	12.37	27.32	41.75	18.56	100.00	4.17	95.83	18.87	81.13	17.28	81.48	25.00	75.00	0.00	0.00	1.55	64.95	32.99	0.51	0.00	100.00	0.00	100.00	20.63	79.37	12.50	85.94	0.00	100.00	0.00	0.00	1.03	7.73	28.38	61.86	1.03

時局經濟調査及研究

- 第一輯 炭價引下方策としての港灣施設の改善
(港灣施設の良否が石炭配給費に及ぼす影響の具體的事例) 昭和十三年八月刊行
- 第二輯 商人排除運動と其の經濟的意義
(特に販賣組合の營利性と社會相剋性に就て) 昭和十三年十月刊行
- 第三輯 現下のインフレーション問題の基調
(特に消費財の減少に關聯して) 昭和十四年三月刊行
- 第四輯 名古屋市内商店に於ける
小商店員雇關係の現狀 昭和十四年四月刊行
- 第五輯 産業組合と商人の活動分野に就て
昭和十四年四月刊行
- 第六輯 従業者雇人制限令實施の影響並に之に對する使用者側の意見 昭和十四年九月刊行
- 第七輯 時局の名古屋市工業特に中小工業に及ぼしたる影響
(工業、同業、準則、申合及び酒造組合を中心としたる調査)
- 附 名古屋市内工業に於ける中小工業の地位
昭和十四年九月刊行
- 第八輯 名古屋市内重工業工場に於ける勞務者用住宅問題の現狀
(現下の住宅對策の示唆として) 昭和十四年十一月刊行

405
505

昭和十四年十二月二十日印刷
昭和十四年十二月廿五日發行

編輯兼發行所 名古屋市中區大池町四丁目一番地
名古屋商工會議所
理事 向井鹿松

印刷人 名古屋市中區千早町五丁目十六番地
中尾五郎

印刷所 名古屋市中區千早町五丁目十六番地
株式會社 誠社

發行所 名古屋商工會議所
電話中③代表一八一番
振替 名古屋五〇〇〇番

終

